

平成25年第3回佐渡市議会定例会会議録（第4号）

平成25年6月21日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成25年6月21日（金）午前10時00分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（24名）

1番	山田伸之君	2番	荒井眞理君
3番	駒形信雄君	4番	渡辺慎一君
5番	坂下善英君	6番	大森幸平君
7番	笠井正信君	8番	中川直美君
9番	大澤祐治郎君	10番	金田淳一君
11番	浜田正敏君	12番	中川隆一君
13番	中村良夫君	14番	村川四郎君
15番	佐藤孝君	16番	金光英晴君
17番	猪股文彦君	18番	金子克己君
19番	根岸勇雄君	20番	近藤和義君
21番	竹内道廣君	22番	加賀博昭君
23番	岩崎隆寿君	24番	祝優雄君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	甲斐元也君	副市長	金子優君
教育委員長	宮川安則君	教育長	小林祐玄君
総合政策監	藤井裕士君	総務課長	計良孝晴君
総合政策課長	大橋幸喜君	行政改革課長	清水忠雄君
世界遺産推進課長	石山勉君	財務課長	伊貝秀一君
地域振興課長	藤原淳君	交通政策課長	渡邊裕次君
市民生活課長	川上達也君	税務課長	原田道夫君

環境対策課長	名畑匡章君	社会福祉課長	笠井寛君
高齢福祉課長	佐藤一郎君	農林水産課長	渡辺竜五君
観光振興課長	濱野利夫君	産業振興課長	羽生靖君
建設課長	金田一則君	下水道課長	和倉永久君
学校教育部長	吉田泉君	社会教育課長	小林泰英君
両津病院管理部長	塚本寿一君	農業委員会事務局長	長敏宏君
消防課長	深野俊之君	危機管理課長	本間聡君

事務局職員出席者

事務局次長	源田俊夫君	事務局次長	中川雅史君
議事調査係	齋藤壮一君	議事調査係	太田一人君

平成25年第3回(6月)定例会 一般質問通告表(6月21日)

順	質 問 事 項	質 問 者
9	<p>1 障がい福祉の充実について 昨年10月に施行が始まった「障害者虐待防止法」への佐渡市の取組みを問う</p> <p>2 図書館整備計画について</p> <p>(1) 図書館整備計画(案)への教育委員会の関わり方の問題と責任を問う</p> <p>① 教育長の権限について</p> <p>② 図書館協議会の権限について</p> <p>(2) まちづくりを進める図書館整備の基本構想作りのために、専門家を加えた検討機関を設置すべき 子育て、高齢者、障がい者、外国籍住民、市民の学習・社会教育、文化・芸術活動などを支援、活性化する視点で</p>	荒井 眞 理
10	<p>1 合併10年目以降の市政運営について</p> <p>(1) 市町村合併10年目以降の市政・財政運営をどのようにとらえているか</p> <p>(2) 官民協働委員会のあり方、地域審議会をどうするか</p> <p>(3) 甲斐市政の公約ともいえる2S3Kの体制は十分か。また、市政運営にどのように活かすのか見解を求める</p> <p>2 原発</p> <p>(1) 避難計画への取組み状況</p> <p>(2) 国の再稼働路線に対する見解</p> <p>3 教育分野行革・図書館問題について</p> <p>(1) 行革に基づく図書館縮小計画は、何が目的か</p> <p>(2) 市民の意見との乖離はなぜ生じたのか</p> <p>(3) 図書館等の施策は充実発展させる存在ではないか</p> <p>(4) 市長はどのように捉えているか</p> <p>(5) その他の行革も同じ手法で行うのか</p> <p>4 地域福祉計画</p> <p>(1) 策定された計画を実効性のあるものとするための具体策は</p> <p>(2) 第二次計画をどのようにとらえて、市政全般に活かす計画か</p> <p>5 国民健康保険について</p> <p>(1) 深刻な市民の暮らしや地域経済状況からして、保険税は値上げすべきではない。運営協議会には、どのように諮るのか</p> <p>(2) 申請減免を広く活用するべきではないか</p>	中 川 直 美
11	<p>1 新潟県立佐渡中等教育学校の学校給食について</p> <p>○ 佐渡市の学校給食センターの維持管理に係る経費負担について</p> <p>① 新潟県と佐渡市の協議及び決定はいつどこでされたのか。議事録または</p>	中 村 良 夫

順	質 問 事 項	質 問 者
11	<p> 決裁書類などを示せ ② 佐渡市が負担をすることをいつ、どのように市教育委員会で協議されたかを示す書類などを示せ ③ 佐渡市が負担に至る経過と負担することを確定した根拠を具体的に示せ ④ 平成26年度をもって給食の配送を中止するに至った新潟県と佐渡市の協議及び決定はいつ、どこでされたのか。議事録または決裁書類などを示せ ⑤ 義務教育である佐渡中等教育学校の生徒に対しては、学校給食センターから給食の配送を継続すべき 2 佐渡汽船の運賃割引と「佐渡準市民制度」充実拡大について (1) 島民に適用される佐渡汽船運賃は、長期割引が当然必要であるが、カーフェリー新造船の運賃割引と離島振興法で、運賃はどうする方向なのか早急に示すべき (2) 障がい者等の付き添いや通院・学生割引は具体的にどうする方向なのか示せ (3) 「佐渡準市民」への加入・登録を積極的に簡素化し、大胆な佐渡観光誘客に向けた取組みが必要ではないか 3 商店街の路上駐車対策と「まちなか商店リニューアル助成事業」について (1) 佐渡の表玄関である両津港付近にある商店街で安心して買い物ができ、商店街が活性化するように、創意・工夫して利便性の高い駐車場を設置すべき (2) 商業の活性化を目的に、商売を営んでいる人や、これから営もうとする人が、店舗改装や備品購入の費用に対して、2分の1を補助する商店版リフォーム助成事業「まちなか商店リニューアル助成事業」の創設を提案する 4 燃油高騰と消費税増税について アベノミクス（安倍内閣の経済政策）が誘発した円安により、漁業の燃油が急上昇し漁業者は大打撃を受けている。さらに、政府は来春の消費税増税や社会保障の切捨てを推進しようとしているが、これで、島民生活が良くなる訳がない (1) 漁業者は燃油高騰に関する政府の対策は「話にならない」と訴えている。佐渡の第一次産業を守るためにも、地元要望を国へ文書で要請すべき。また、市独自でも漁業燃油への直接補填を考えるべきだ (2) いま必要なのは、消費税増税を中止し、国民（島民）の仕事と所得を増やすことである。そうすれば内需が増え、売り上げも伸びて経済が活性化する。佐渡市として政府に対して消費税増税の中止、社会保障の充実、大企業への内部留保を国民に還元させ、庶民の懐を暖かくすることを求めるべき </p>	中 村 良 夫

順	質 問 事 項	質 問 者
11	5 佐渡一周線の松ヶ崎～岩首間、岩首～柿野浦間の生活道路改良工事の早期着工・事業化について 生活密着型道路であり、工法・法線を決定し早期着工及び事業化を求める	中 村 良 夫
12	1 交付税一本算定に向けての財政運営 (1) 市の活性化（歳入増・雇用確保）を図る政策 ① 首都圏への空路運航計画 ② 小木～直江津航路運航体制 ③ 観光振興策 ア ジオパークツアーの集客見込人数 イ 世界遺産登録時期の目途 ウ 大佐渡一周線の公衆トイレ不足対策 ④ 離島活性化交付金の具体的活用計画 ⑤ 太陽光発電（メガソーラー）を市営で実施すべき ⑥ 6次産業化の進捗状況 ⑦ 粃殻・竹の利活用計画 ⑧ 有機肥料工場建設により、佐渡米ブランドを高めるべき (2) 行財政改革（歳出削減）の具体策 ① 国の地方公務員給与減額要請に対する本市の対応 ② 市税等未収金の解消策 ③ 博物館・図書館の整備計画 ④ 国府川流域下水道の移管条件と対応策 2 先天性風疹症候群の発症は全額公費負担で完全防止すべき 3 路線バスを本庁舎ロータリーに廻すべき 4 レジ袋有料化条例見直しの進捗状況 5 介護施設待機者数と改善策	近 藤 和 義

午前10時00分 開議

○議長（祝 優雄君） おはようございます。ただいまの出席議員数は24名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（祝 優雄君） 日程第1、一般質問を行います。

質問並びに答弁は簡潔に行うようお願いをします。

荒井眞理さんの一般質問を許します。

荒井眞理さん。

〔2番 荒井眞理君登壇〕

○2番（荒井眞理君） 無会派の荒井眞理です。通告に従って質問をさせていただきます。

まず、全体に佐渡の障害福祉の充実についてお尋ねいたします。5月末に議会の市民厚生常任委員会で、精神障害を持つ人のまちおこしとして先進地である北海道の浦河町にあるべてるの家を視察してきました。精神障害を持つ当事者が社会的に自立し、自己実現しておられる姿を見て驚きました。そして、やれやれということも学び、勇気をもらいました。さて、昨年10月に施行が始まった障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することは極めて重要であるため、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資することと法の目的を定めています。この障害者虐待防止法がどのような法律で、佐渡市がどのように取り組んでおられるのかをお伺いいたします。

次に、図書館整備計画についてお尋ねいたします。3月議会でも質問しました図書館整備計画案への教育委員会のかかわり方には、大いに問題があったのではないのでしょうか。教育長の権限について、また図書館協議会の権限について。その問題の認識をお伺いいたします。また、その責任として、現在示されている1館9室の図書館統廃合計画案の白紙撤回を要望いたします。そして、図書館の本来の機能を発揮したまちづくりを進める図書館整備の基本構想づくりのために、専門家を加えた検討機関を設置するべきだと考えます。文部科学省が示している公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準に照らし、佐渡市の子育て支援、高齢者支援、障害者支援、外国籍住民支援、また市民の学習、社会教育、文化芸術活動などを活性化する視点で、図書館の専門家の意見を取り入れて検討機関を設置し、本当に佐渡に必要な図書館機能を充実させませんか。短いですが、第1回目の質問をこれで終わりにいたします。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さんの一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） おはようございます。それでは、荒井議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、障害福祉の件でございます。ご案内のとおり、24年の10月1日に障害者虐待防止法が施行になったわけでございます。障害者の虐待防止法の中におきましては、目的なり、定義なり、あるいは第4条におきまして市の責務というものが書かれているわけでございます。その中で私ども市の責務といたしまし

ては、まず障害者の虐待に関する通報及び届け出、そういうものを受け付けるというのは表現悪いですが、窓口を開設をするということが一番大事。どこに報告したらいいかということがわからぬわけでありますから、窓口を開設するという事。それに伴いまして、私どもは対応工程というものを組ませていただいております。その工程を基本として障害者の虐待防止に取り組んでいるということであります。特に市の責務の中に制度の周知ということが法第4条の第3項、ここに書かれているわけでありまして、市報なりCNS放送での広報、あるいは関係機関への説明会を行うとともに、障害者の推進集会等がいろいろあるわけがございますので、そういうイベントといいますか、そういう会合においても常に周知をいたしているところでありまして、しかしながら周知の限界というものもあるわけでありますので、これからも継続的に広報、周知を図っていかねばならないというふうを考えているところであります。

ちなみに、昨年虐待に関する通報及び届け出件数は8件ございました。今ほども私申し上げましたけれども、通報なり届け出を受けた場合いわゆる対応工程というのがある。これは、県も基準を出しているわけでありまして、それに基づきまして佐渡市もつくっているわけがございますけれども、その対応工程に基づきまして職員が、これは1人ではやっぱりうまくない。いろんな言い分といいますか、いろんなケースがあるわけがございますので、複数の職員が事実をどうであるかという確認をいたしております。さらにその中で、虐待というものの事実が疑われるという場合におきましては、いろんな関係者とか支援者によるケース会議というのがあるわけでありまして、これを開催をするということであります。いずれにいたしましても、障害者虐待というのはあってはならないことであります。そういう意味では、それを早く我々は察知をして適切に対応するということは重要であると思っておりますので、現段階におきまして努力はいたしておりますが、完璧ということはないわけでありますので、今後とも継続的にやっていかなければならないというふう考えておりますし、この制度の趣旨ということが徹底されることによって、行政だけではなくて市民が一体となってこういう防止に当たれるということがやっぱり一番大きいと思っておりますので、今後とも努力をしてまいります。

図書館の問題でありますけれども、これはもう私の立場から申し上げるならば、毎回毎回同じことを答弁をさせていただいております。決して変わっているわけでも何でもありません。ただ、私がいつも言っているのは、佐渡市の財政ということ考えた場合に、平成31年には一本算定の問題がございまして、段階的にこれが削減をされていくということは現段階で予測がされるわけです。これからどういう形でそれが補足されるかということについては、新聞紙上等でちらりちらりといろんな審議会なり調査会、委員会等では出されておりますが、しかしそれは確定したものではない。したがって、今の段階ではそういうことをやっぱり頭の中に置きながらこれから市の運営ということをやっているといかなければならない。とすれば、当然、私は何度も申し上げますが、我々の身を削るということももちろん必要なのだ。これは、もちろんやっていきます。これは、行革の中でやっていきますが、それだけではできないものについては、市民の方々からご理解をいただいご協力をいただくということが必要であるということで、これはやっぱり私の市政運営においては基本的なものが下に、そこにあるわけであります。しかしながら、人材とか教育というものは、あるいは防災とか消防とかというようなものは一概にそれでは言えない部分があるだろうと。したがって、この図書というものが、あるいは図書館、図書室というものが佐渡の子供たちにとって、あるいは佐渡に住んでいるその人たちにとってどういう教育的な、あるいは教養というのも与える人格形成にお

いてどういう点で必要だかということをとにかくまず明確にしてくださいよということが第1点なのです。もう一点は、やはり説明責任が足らなかったということ、これはいろんな議会の中で、手続の問題もありますけれども、それらを含めてこれが足らなかったということは私も要請を受けておりますので、それをまずやってくださいということを今教育委員会のほうに話をいたしているところでございます。教育委員会からその説明が出てきた段階で私は判断をさせていただきたいと思っております。なお、具体的な問題につきましては、教育委員会から説明をさせていただきます。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 静かにしてください。

小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をいたします。

最初に、教育長の権限ということでございますが、佐渡市教育委員会教育長に対する事務委任規則、そういうものがありますし、その上の法律では地方教育行政の組織及び運営に関する法律という法律はあるのですが、そこにいろいろな事務があります。そして、その中に教育長が勝手にやってはいけないよという除外事項もありますので、その除外事項を除いては教育長に事務が委任されているというように理解しております。

それから次に、図書館協議会の権限についてなのですが、これは図書館法で図書館の運営に関して館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館本旨につき館長に対して意見を述べる機関とするとなっておりますので、このことが協議会の権限と考えます。ただ、過去から図書館協議会の議事録等を読ませていただきますと、図書館協議会の委員の皆様のご意見というものは重要なものと受けとめておりまして、図書館の運営に当たっているというようなことが議事録から読み取れます。

それから次に、図書館整備の件に関してなのですが、図書館整備の基本づくりに多様な市民の方が支援する、そういう施設としての視点や、学習、教育、文化、芸術を活性化する、そういう施設としての視点から検討委員会を設置すべきではないかというご質問でございますが、これはこの後中央図書館の整備計画等を策定するということになりましたら、今議員のご意見も参考にさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さんの質問を許します。

○2番（荒井眞理君） 障害福祉の充実についてしっかりと答弁していただけて、本当にありがとうございます。まだ始まったばかりですから、マニュアルどおりにうまくいっているというふうには言えないし、そんなこと言ったら本当に担当者は大変な思いをしておられるので、そういうふう言うつもりはありません。ただ、佐渡の人口に占める障害者の構成比というのがどのくらいかということは把握しておられるでしょうか、社会福祉課長。

○議長（祝 優雄君） 笠井社会福祉課長の補足説明を許します。

○社会福祉課長（笠井 寛君） おはようございます。済みません。説明させていただきます。

身体障害者の方が3,432名いらっしゃいます。それから、療育手帳を持っていらっしゃる方が530名、それから精神障害者保健福祉手帳を持っている方が479名いらっしゃいます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 済みません。人数ではなくて構成比をお伺いしたのですけれども、おわかりになりますか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） 比率のほうは、ちょっと資料はございません。申しわけありません。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 構成比は、これは新潟県の平均と比べてですけれども、例えば身体障害の方は新潟県の人口に比して構成比4.0、佐渡市は5.6、療育手帳、つまり知的障害の方ですね、療育手帳を持っている方は県が0.7に対して佐渡市は0.8、精神障害の方は県が0.5に対して0.7%と。どの障害をとっても、障害を持っている方の構成比というのは佐渡は多いわけです。県のマニュアルとかありますけれども、もともとそれぞれの担当はお仕事を持っておられたわけで、そこにまた新たによその市町村よりも若干人数の多い障害を持つ人たちのSOSを聞くというような状況になっています。担当者の仕事が昨年よりふえたということ、しかももともと障害を持つ方が佐渡はどこよりも多いということは真剣に本当に取り組まなければいけないと思います。虐待という深刻な問題に対して、もし今までの仕事も大変だし、人数も多いし対応できないというふうにして適正に対応できなかった場合、当事者は2次被害を受けることになります。当事者の方々からの声というのは聞こえておられるでしょうか。相談をした方の声とか、あるいは虐待を受けた方の声をお聞きになっておられますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） 申しわけありません。私は、この4月から担当させていただきますが、声はまだ聞いていませんけれども、内容については十分担当のほうから報告を受けて把握しております。虐待防止の対応につきましては、限られた人員体制ではありますが、市では相談支援事業所や佐渡保健所等の関係機関と連携させていただきまして、適切に対応させていただいておると、このように感じております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 私のところには、何人かの声が届けられているのですが、本当にちょっとそれは残念な声です。それは、虐待というのは本当に毎日びくびくして、それも長年そのような状況で来ている中でようやく通報したにもかかわらず、そのことが原因でかえって関係が悪くなったとか、相談しなければよかったというような声が聞こえてきています。これは、本当にスタートの時点で残念なことだと思います。これは、今のうちに対処していただきたいと思います。これが広がってしまったら、せっかくできたこの制度が活用されないということになってしまいます。2S3Kをきのう問われてきちんとお答えになっていましたけれども、この障害者の分野に関してはスピードよりも丁寧さが必要だと思います。もしそのために今後、これは大変だから担当者をふやさなければいけないというふうになった場合、そのように配置していただくようなご配慮はしていただけるでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） 説明いたします。

私としても今後現場のほうへ出向きまして、いろいろと対応等確認させていただきたいと思いますが、誠意を持って対応させていただきたいと思います。職員等の体制につきましては、今後を見据えて検討させていただきたいと思います。その都度その都度で対応を検討していきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 現場から声が上がらなければ、人をふやすということは今本当に佐渡では難しいと思います。ぜひ当事者の声を聞いて、担当者が本当に必要だったら現場からそのような要望を出していただきたいをお願いをいたします。

その次に、図書館整備計画のほうに移らせていただきます。図書館整備計画案への教育委員会のかかわりについて、その問題と責任をまず問います。まず、教育委員会制度についてお伺いいたします。市教育委員会所管に関する教育行政方針演説が3月議会で初めて行われました。これは、合併後初めてのことで、市長の施政方針演説から切り離れた意図について、経緯があると思いますけれども、その経緯と、またなぜ切り離れたのか、切り離れたことによる責任ということをお伺いしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） では、答弁させていただきます。

従来教育委員会は市長部局とは離れたといいますが、もともとの立ち始めがそういうことであったと思うのですが、ほかの市町村の例を見ても教育委員会が市長の方針とは別に教育行政方針を述べるというのは、全国的にはかなり少ないのだと思うのです。ただ、このところ教育委員会制度そのものもいろいろなことがございまして、やはり教育委員会もある一定の予算をいただいて市長部局と離れたところにあるのだとしたら、やはり私たちはこうやりたい、そういう話をさせていただいてもいいのではないかとということで、では今年度試みにやってみようかということでお願いをしまして、そういうことをさせていただきました。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） これは、大変大きな意味があったと思います。ぜひこの切り離れた目的を達成すべくやっていただきたいというふうに思います。

次に、教育長はどのようにして選ばれるのでしょうか。一般的な原則で結構です。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 答えいたします。

一般的な制度といいますが、佐渡市の場合でいいますと教育委員というのが全部で5名おります。この教育委員になるためには議会の同意を得ています。それで、その5名の教育委員が集まりまして、教育委員長とか教育委員長職務代理者、それから教育長というのをその5名の中の互選でいいますか、その5名の中で、5名の責任でもって選んでおります。そういうことで、たまたま私が今教育長をやらせていただいているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） たまたまさせていただいているというより、もっと積極的にもちろんやっていただいておりますと思うのですけれども、このような教育委員会、つまりそれだけの制度があるわけです。教

育長を選ぶのは、そんな簡単に、くじ引きとかそういうことではないと思うのですが、この教育委員会制度の重要な仕組みと特徴というのは何だというふうに理解しておられますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

教育委員会制度の仕組みと特徴と問われると、議員の意図に合っているのかどうかはちょっとわかりませんが、教育委員会制度の一つの特徴というのは市長部局から離れているということで、その時々の方針の流れに追従するというよりも、ある程度中立性を守ってやりなさいよと。戦後この制度が発足した趣旨は、そういうことなのだろうと思います。ただし、予算の権限というものが私たちにはありませんので、そこが中立かということ、そうでもないのかということ、教育委員会制度の一つの問題点はそこです。あともう一つ、教育委員会という会が市長部局から離れたところにございますので、今佐渡市の場合ですと教育委員会では学校教育のことと図書館等も含めて社会教育のことを、佐渡市の場合はその2つの行政事務を執行していくということが教育委員会の仕事の中身というように思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 市長部局と分かれているわけですが、市長部局というのは、これは市長が独任で判断し、また決定することができる独任制をとっているのに対して、教育委員会というのは必ず5名はなければいけないわけです、佐渡市の場合。それは、つまり必ず何かを決めるということは合議制であると。みんなで話し合って意思決定を合議でするところが教育委員会の持っている重要な制度だというふうに認識しています。予算執行は、市長の職務権限とされている、そこは確かに制限があるのですけれども、職務権限二元化の中で佐渡市の教育委員会は教育予算について今日までどのような対応をとってこられたのか、あえてお伺いしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

平成16年3月1日に佐渡市内の10カ市町村が一島一市になりまして、それでその後1つの、それまでは10個の教育委員会だったのですが、1つの教育委員会になったと思うのです。そして、佐渡市の教育委員会もいろいろ課題がありまして、そういうことについて要望を出しながら予算をなるべくいただいていると。そういうことと今言ったのは、一番の問題はそれぞれの学校等が非常に古くなっていて、例えば建てかえなければいけないということで、昨年度、一昨年度、私は金額等はわからないのですが、本当に佐渡市の大事な予算の中からはかなりの予算をいただいてそういうところへお金を使ってきたのかなというように思います。だから、そういうハードの面だけではなくてソフトの面についても必要があれば予算要望は毎年していた、そのように思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 皆様のお手元に配りました資料の2の左下をごらんください。これは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ですが、その第33条です。「教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱、その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について」、つまりこれ図書館も含むということですね、「必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で

定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない」というふうになっています。協議する余地は十分にあるということをここで法によって示されているというふうに理解をしております。ちなみに、今年度の社会教育に係る予算は幾らでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長の説明を許します。

○社会教育課長（小林泰英君） 申しわけございません。資料を持ち合わせておりませんので、総額についてちょっと今頭の中で把握しておりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 数字に関していきなりというのは難しいのかもしれませんが、では資料の3をごらんください。この資料は、上の資料が日本の離島の図書館の比較をしています。日本の離島の図書館の中で、島そのものはありますけれども、図書館のあるところ、これ昨年の2012年のものですが、図書館予算、佐渡島は3,787万8,000円です。ほか奄美大島を見ますと5,700万以上、隠岐の島2,600万以上、淡路島1億6,100万以上、天草下島9,700万以上というふうになっています。どこも佐渡市よりも面積は少ないです。しかし、人口比にして佐渡市よりも少ないところはありますけれども、佐渡市よりも多くの予算をとっているということがわかります。殊にそれがわかるのは1人当たりの図書館費というところ、吹き出しがついていますが、そこを見ていただくとわかりますが、佐渡はほかの離島の約半分しか図書館費を使っていないのです。このように島の中で見ても貧弱な状況です。島というのは、情報が限られているから、図書館という情報を配信できるところは充実させようというような意気込みを私はよその島に感じています。一方、この下のページを見ていただきますと、今度は日本の奉仕人口6万3,000人、これは図書館協議会のほうで切っている一つの数字ですが、この6万3,000人の人口の市町村がどのような予算を割いているかという表になっています。この中で見ても佐渡市の予算は下から2番目ぐらいだということがわかります。そして、職員数の合計というのがありますが、職員数の合計で見るとやはり佐渡市が最も少ないのです。そして、今年度の図書館費のうちの資料費というのを見ても佐渡市は一番少ないのです。これは、どういうふうに評価されますでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えします。

今議員ご指摘の資料を見させていただきまして、これは確かにこの資料の中で出てくる数値としては少ないというように思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 教育委員長お願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 宮川教育委員長。

○教育委員長（宮川安則君） 今のことについてのお答えでいいでしょうか。けさほどいただきました資料ですので、ぱっとしか読み取れませんが、数字の上では1人当たりの図書館費、それから職員数の専任非常勤も含めまして佐渡市は低いなということを感じております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 私がこれを出した意図は、やっぱり佐渡の現状を知っていただきたいということもありますけれども、方針というものを教育委員会というのは出すところです。それに当たっては、周りの状況がどうかということをやっぴり情報を収集して分析するということが絶対的に必要になります。今これを初めて見たというのは、私はちょっと残念に思っております。

次の質問をいたします。佐渡市の図書館統廃合計画案というのが今までに三転四転してきましたけれども、この経緯についてお伺いいたします。最初の資料の1、これ新潟日報の記事ですけれども、平成25年3月19日の記事によると、教育委員会は当初、線の引いてあるところですね、図書館の数を5館から4館に減らし、図書室を廃止する計画を策定したと公表していますが、この整備案は教育委員会で決めたものですか。また、誰が公表したのか明らかにしてください。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

行政改革大綱の中の集中改革プランの中で、図書館については10館を4館にするという計画が、23年の3月だったかと私は記憶しておりますが、そこで示されております。その数値で、誰がというと当時の担当者及びそれを推進するスタッフ、メンバーが庁内で集められて、その中で出された数字だというふうに認識しております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 行革の話ではなくて、この記事について誰が公表したのかということを知っているのです。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

誰が許可をしたかということですか。出したかということでしょうか。許可も何もいたしておりませんので、ただどういう状況かということについては、聞かれた内容について過去からわかっている範囲のことで皆様にお知らせできることについてはご説明を皆様方に平等にしておるつもりでございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 取材に応じたのはどなたですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

私も取材は受けております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） もということは、ほかにおられるのはどなたですか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

ほかにも市民の方々の意見がございましたので、市民の方々も含めてというふうな意図で今「も」というふうに発言させていただきました。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっとずれているのですが、私はこの記事の図書館の数を5館から4館に

減らし、図書室を廃止すると、これ勝手に日報さんがどこかの書類を引っ張ってきて書いているのではなくて、誰かがこれについて話をし、説明をしたわけです。それは、市民であるはずがないわけです。社会教育課長が取材に応じているということですが、こういうのって普通社会教育課長が応じることなのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

新聞、メディアの取材につきましては、内部の申し合わせで所管する担当課長が窓口となることというふうに決まっております。それで、今回の案件は図書館という案件でしたので、私に対応させていただきました。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、次のことを明らかにしていきたいと思います。4図書館6学習室という重大な統廃合案というのがかつてありました。これは、教育委員会が何の審議も決議もせずに当初案としています。これについてお伺いしたいと思います、おかしいと思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） この話が教育委員会にかけられたのは、多分私が教育委員長をやっているときの平成22年の図書館協議会が終わった後の教育委員会……ちょっと記憶定かではないのですが、秋、11月か何か、それぐらいの教育委員会だと思ったのですが、このときに24年度の案、25年度の案というのがありまして、5館5室が25年度から4館6室になる、多分そういう案で、では25年度からの4館はどこの4館なのかなと、こう思っていたのですが、多分4館どこにするかという残りの1館だけはちょっと空白の、そういう資料で教育委員会にかけまして、いろいろ論議をしました。これは、ちょっと4館にするときに4館目をどこにするかはまだもうちょっとあるのですがというようなことだったのですが、およそそれでいいだろうということで、そのときは多分私が会議を主宰していましたので、皆さん異議はございませんかということで皆さん異議なしというように、今そのときのこと思い出します。それが昨年7月に24年度の第1回図書館協議会がありまして、私はそのときに参加させていただいていたのですが、必ずしも図書館協議会の委員会さんたちが4館で、あとは学習室にするということについては皆さん納得していないなというように感じましたので、22年度のときに私たちがこれでいいと言ったのも、多分協議会の10名の皆さん方は納得していないのだなというように、去年7月の図書館協議会のときでしょうか、私も参加させていただいて、感想として私はそのように思ったという次第でございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今ちょっと違うところまでいろいろお答えいただいたのですが、私がお伺いしたのは、平成22年の11月30日開催の定例の教育委員会で報告事項として、議案ではないのです。報告事項として5図書館5学習室というのが報告されています。これは、図書館協議会でこのように話し合いましたということです。この案は、教育委員会としての整備案になるのか、それを明らかにしてください。先ほど異議なしというふうに言いましたが、報告に対して異議なしというのはどういうことでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） そのとき私ちょっと議題とか報告事項とかという教育委員会そのものの仕組みが

わからなかったものですから、ではこれで皆さん異議なしなのですかという言い方をしたわけですが、それでそのときにきちっと決めるのであれば、いつの委員会もそうなのですが、議題1、議題2というように出てきます。そのときにきつと社会教育課のほうが報告事項として出したのは、今から思うと決めかねているのかなというように、そういうふうに思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 本当にいつも小林教育長は正直に答えてくださる誠実な方だなというふうに思います。本当に報告事項を異議なしというふうにして皆さんで締めるというのはおかしなことなのです。ということは、この5館5室ということを経済委員会の中では特に決めていないというふうに理解してもよろしいでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） そういうふうにご理解していただいていると思います。それで、ちょっと先ほど先走ったわけですが、今年の協議会以降、ではどうなのがいいのだということで私たちが模索しながら出していった案があります。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、どうしたらいいのかというふうにお考えになったのなら、ではお聞きしたいのですけれども、ではその報告事項でせつかく上がってきた1つのまとまった意見をなぜ議案として審議しなかったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

教育委員会に提案する議題、報告事項等については、担当課で協議をして今回これを出しましょうということでご説明をしたりしております。その間担当課のほうで説明をするような状況ではなかったものというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 担当課で決めて教育委員会がどうこうするという、この方向がいつもおかしいのではないかというふうに私は思っています。このことは、また後から少しずつやっていますが、資料の4をごらんください。平成25年1月21日付、これ資料の下の佐渡市立図書館整備年次計画案というものです。これによれば、中央図書館を増築し、1図書館9図書室（無人化）の整備方針案としていますが、この案は教育委員会で決めたものなのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

案の段階ですので、担当課のほうで決めました。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、もう一つお伺いします。

その上のページにあるもの、これは佐渡市立図書館統廃合年次計画になっています。これは、24年の9月19日に作成しています。上と下のものは一見同じようですが、中身が違います。この上のページのものはどなたがつくられたのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

右上のところに日付が入っているかと思います。その時点でそういうプランであったと、その間に十分担当課や他課と協議しておりますので、その協議の結果でそういうふうに少しずつ変更していったというものでございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと時間を気にしながらやらなければいけないのですが、これは皆さん普通に考えれば、では24年の9月につくったものを直して1月にまた出し直したのかとお思いになると思いますが、これ1月21日には図書館協議会に出すための資料だったのです。これ古いほうの9月のものは、ことしの教育委員会に出された資料なのです。どうしてこんながちゃがちゃなことが起こるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

当初上の表の計画で考えておりました。その後1月に、26年からそれぞれ縮小ができるのではないかとということで打ち合わせをしました。しかし、場所によってはやはりできないのではないかとということで、準備ができたところからこういう方針にしていきたいということはお話をしているわけですが、そこで大もとの計画の中でお示しさせていただいたということでございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 教育委員長、今のこの経過の説明は聞いていますか。

○議長（祝 優雄君） 教育委員長。

○教育委員長（宮川安則君） お答えいたします。

下のほうの1月21日付の案については、見て説明も聞いておりますが、上のほうをもらってその違いがどうかというようなことについてはちょっと記憶にないのであります。先ほど教育長も答弁ありましたが、私らがこの図書館整備計画について教育委員会の議題として上がってきたのは、ちょっと日付ははっきりわかりませんが、25年の5月14日に聞いております。大変な問題になっているのだなということで、これらの問題について一昨日から議会でもいろんなやりとりがありますように、一生懸命いい知恵はないかということで皆さんの意見を聞きながら検討しているという、そういう状況であります。よろしゅうございますか。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと問題が何だかよくわからないのですけれども、では私がこれ資料請求したときに教育委員会のほうで出してきた資料は間違っただということなのか、ちょっとそれは今わかりません、にわかには。ただ、問題はこのような統廃合にかかわるような年次計画というのを事務方がつくって、つくっては変え、また出してまた変えると、そういう権限はあるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えいたします。

教育委員は5名なのですが、教育長以外は非常勤ですので、これは方法というか、やり方の問題なのですが、全てのことをその5名の教育委員が案をつくっておろしていくという、そういう方法論はあろうか

と思うのですが、通常それぞれの担当から素案をつくってもらって、あっちこっちと交渉をしながら、およそこれでいいというものを事務局案で上げていただいて、それを教育委員会で協議するとか、ではこれにしようか決めていくという、そういう手法をとっております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 平成25年の5月14日の教育委員会臨時会、また5月28日の教育委員会定例会で図書館問題について整備案の見直しを審議していますが、そもそもそのときもとなる整備方針というのは、教育委員会で一度も審議も決定もされてきませんでした。整備方針です。それが混乱に輪をかける事態となっているのですけれども、教育長、そして教育委員長、土台となる整備方針をつくるのが教育委員会の責任を果たすことと思いますが、どうお思いになるでしょうか。この案を事務方でつくるといのはわかります。上げて教育委員会で協議するというのもわかります。しかし、5月14日の教育委員会臨時会までこれ一度も上がっていないのです。どういうことでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えします。

一昨日の大森議員からのご質問でしょうか、いただいたわけですが、やはり私たちがその手順の方法が間違っていたのだらうということで、本当は1月の図書館協議会にかけの前一度こういうように事務方は考えていますという案を教育委員会にかけべきだったのだらうというように思っております。ただし、私たちのほうとしては、例えば来年度予算に反映するためには最終的には9月ぐらいまでにきちっとできればいいなと。そうすると、今までずっと検討を積み重ねてきたことを8月の教育委員会のときにきちっとした案として議題としてかければいいのかと、そのように思っておりました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 宮川教育委員長。

○教育委員長（宮川安則君） 委員長にもというお話でありましたので、私の知る限りのところで気持ちを述べたいと思います。図書館につきましては、私もかつて教員でありましたので、その重要性はよくわかりますし、皆さんとの意見交換会のやりとりの中で、小さいころから読書に、本に親しむという、それがやがては大きな感性育成につながるのだというような話も十分わかっております。それから、一方で市長も冒頭申し上げましたように、教育予算について削減していいのかどうかという、図書館についてこの案でいいのかどうかという、お金を伴うことでありますので、そういう部分について考えると、私も、先ほど教育長が言いましたように、教育委員会のトップでありますので、行政を預かっている一トップとして、よし、図書館を充実させて皆さんの思うように全部やっというのについては、いささかそれでいいのかなという感じも持っております。それから、先ほど教育長が答弁しましたように、この春になってからこの問題は本当に大変だということでそれぞれ教育委員で意見を交換しながら進めてきております。それから、団体からも要望、それから申し入れも、5通でしょうか、いただいておりますし、私もその席に立ち会いまして、皆さんの本当に生の声を聞かせていただいて、図書館というのは本当に大事なのだなということを感じておりますし、それらに対するお答えも回答も、そういう仕組みがあるのかどうかわかりませんが、誠意を持って文書でお答えしているという、そういう経過がございます。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） それでは、ちょっと方向を変えて、図書館長並びに図書館協議会の位置づけと権能ということでお伺いしたいと思います。

図書館長及び図書館協議会の権能について、また教育委員長にお伺いします。図書館法において、図書館長及び図書館協議会はどのように定められていますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 図書館法においては2つありまして、1つは図書館の運営に関して諮問すること、それともう一つは図書館の図書館奉仕ということについて館長に意見を申し述べるという、多分その2つのことが図書館協議会の役割です。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 図書館長もなのですが、皆さんにお配りした資料2があるので、それを使っていたらと思います。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 済みません。失礼しました。資料にありますように、館長は館務を掌理し、所属職員を監督して図書館奉仕の機能の達成に努めなければならないという、そのところでございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） そうなのです。ということは、これは館長は図書館の運営について、しかしそのさらに下の図書館協議会も運営に関する諮問以外は権限はないと、権能はないということです。図書館長も図書館協議会も先ほどからこの計画案を諮っていますというふうに言っておられるのですけれども、この組織をどうこうするということについて図書館協議会には権限があるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） この法を読む限りにおいては、図書館協議会にそういう権限はございません。これは、やはりそういう組織をどうするかというようなことでは教育委員会のほうがきちっと案を立てて、それを教育委員会できちっと議題として、そして決をとっていくという、そういうことだと思います。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 本来そういうことだと思うのです。先ほどお話ししたら、8月になってからようやく教育委員会にかけるといふふうに言っていますが、今おっしゃったのは、教育委員会で案を立てて議題で、そしてそれから図書館協議会のように組織の設置について、特に権能のないところに出すと。それで、今やっていることが全く逆で、8月までなぜ待つのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えします。

先ほども申し上げましたが、5名の教育委員で、1名の教育長だけは常勤なのですが、ほかの4名は非常勤でありまして、いろいろな問題についてやはり事務局案というものでやっていかないとだめなのです。だから、それぞれの担当に事務局案をつくっていただいて、そしてそれを先ほど言いましたように報告事項というようなもので教育委員会にかけまして、その教育委員会のときに佐渡市の場合は図書館協議会というものがあるのだから、従来そこのご意見も非常に尊重していますので、ではそちらにも一度持ってい

ってお聞きをして、その意見を集約して8月の教育委員会できちっと決定していけばいいのかなというように以前から思っていた、そういうところです。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 今のは全然説明になっていないのです。非常勤なのは当たり前です。事務方が案をつくるのも当たり前です。なぜ8月まで待つのですかと言っているのです。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 説明不足で申しわけございません。6月の教育委員会で一度意見交換会も9カ所で行われましたので、そのことも参考にしながらこの6月末の教育委員会で一度また話し合いをしてみたいと、今そういう方向でございます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっとかみ合わないの、先に行きます。

図書館協議会をすごく重要視している、それはわかります。それは、でも気持ちの問題のことであって、法的には図書館協議会は何も組織の設置について意見を言うような組織ではありません。そこをなぜ重視するのかというのは非常に不思議に思っています。では、図書館を含む教育機関の設置、管理及び廃止についての権限はどこにあるかということについてお尋ねします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律がありますが、その中でこの法律の趣旨はどううたわれていますか。どのように認識をしておられるでしょうか。教育委員長にお願いいたします。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

管理については、教育委員会で管理するもの、設置等についてもそういうふうになっております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） そうです。この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取り扱い、その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とするとあります。つまり組織と運営というのは、これ区別されるということなのです。改めて聞きます。図書館を含む教育機関の設置、管理及び廃止についての権限はどこにあるとこの地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中では規定されていますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えいたします。

教育委員会が執行していく行政事務の中に、そのほとんど全てを教育長がやっていくわけですが、どうしても教育長1人でやっていってはいけませんよという歯どめの事項がありまして、それが今議員がおっしゃった教育機関等の改廃とか、それに伴って条例を改正していくということは、教育委員会に諮ってその同意を得なければだめですよ。教育長が事務方とだけ勝手にやってはいけませんよということだと思います。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の教育委員会の職務権限というところで学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関する、これが職務権限というふうにして定められて

います。つまり図書館の施設や廃止は教育委員会の職務権限であり、この法に基づけば館長や図書館協議会には図書館設置や廃止についての権限はないということが明らかです。そうではないでしょうか、教育委員長。

○議長（祝 優雄君） 宮川教育委員長。

○教育委員長（宮川安則君） そのとおりだと思います。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それでは、運営に関する職務を負う館長や図書館協議会が5館5室から1館9室などの組織の統廃合方針の案を決める権能はないということです。つまりこれは図書館協議会に検討させてきたことは今まで間違いなのではないでしょうか。その方々に今後もまた検討させるおつもりですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） これは、先ほども申しましたように、図書館協議会の役割というのは2つ決まっております。ただし、私は平成18年からの図書館協議会の議事録等を読ませてもらっておりますと、図書館協議会の10名の委員さんというのはその道では結構いろいろなことを知っている方なので、この後諮問をすとかということとはできないのですが、佐渡市の場合においては図書館に関して話し合える組織というのが図書館協議会しかございませんので、そこのところ私たちの案を一度見ていただいてご意見をいただきたいというので、諮問という言葉がだめならお願いと言えればいいのか、依頼をすと言えればいいのか、そういうことでお話は聞かせていただきたいというように思っております。この後の図書館の運営、それから図書館奉仕に対して意見を述べるという、そういうこと以外についてはむやみに図書館協議会の皆さんにあたかも責任を負わせるというようなやり方は非常にまずいのではないかと思いますので、この後はそういうことはしないようにしていきます。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 図書館協議会しかないではなくて、ほかに設置する意思がないのではないのでしょうか。図書館協議会になぜここまでしがみつくののでしょうか。今までさんざん何の権能もないと、組織について決めることもできないし、もしかしたら意見を言うほどの立場でもないわけです。なぜその図書館協議会にしがみつくの。しかも、おとといですか、同僚議員の質問に対して、図書館協議会では多数の人が1館を充実することに賛成しているというふうに社会教育課長は言っていますが、そんなの全然うそののです。でも、それを根拠にして先に話を進めようとするのです。なぜそこまで図書館協議会にこだわるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 宮川教育委員長。

○教育委員長（宮川安則君） 私たちは、この大きな改革をするに当たって、やはりよりどころとなる資料なり意見なりをまとめていかなければならないと思うのです。教育委員会、先ほど教育長が言いましたように図書館だけではありません。学校教育もありますし、社会教育、生涯教育、それから問題になっている博物館の保護とか、いろんな問題があります。その一環として図書館についても私たちは決めていかなければならないということで知恵を出して悩んでいるのだと先ほど申し上げました。この話を進めるに当たって、それぞれ専門家でありませんで、やっぱり専門にこのことを、しかも図書館法という法律に基づいてこれが決められているわけですから、ここをよりどころとして意見を求めて、私たちが最終的に

は判断をするという、これが私は筋ではないかと思うのです。なぜ協議会に対して異論を持たれたり反対されるのか、私のほうがむしろ意味がわかりません。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 組織の設置について、これを扱うことはできないのです。市民がつくっている、図書館で佐渡を元気にする会が宮川委員長に提出した要望書に対して、4月26日付の回答が資料ナンバー5の左側にあります。問題なところに線を引いておきました。これによりますと、図書館整備計画は図書館協議会において平成21年から図書館の今後のあり方を検討してきた。1館9室の図書館整備案は社会教育課内で協議し、平成25年1月開催の図書館協議会で佐渡市立図書館として1館に機能を集中して整備し、他の9室は地区教育系の管理下に置く方針を提案しました。またその下、以上が1館9室の提案をした経緯であることを社会教育課長より説明を受けましたと回答されています。つまり本来なら図書館統廃合方針の案については教育委員会でまず協議しなければならないのではないのでしょうか。1館9室案については、4月26日に至るまで一度も協議していない、議決もしていないというふうに自ら認めておられますが、方針というものが無いのにどうやって事務方が仕事をするのでしょうか。そして、事務方は一方的に統廃合計画、それに方針という名前をつけて、そして教育委員会の名前を使って市民にもう公表しているのです。これは、教育委員会の怠慢なのではないかというふうに思いますが、教育委員長の見解を求めます。

○議長（祝 優雄君） これは教育長の範疇です。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 先ほども申しましたように、そう言われるとその手順等が間違っていたのかなと思うのですが、ある計画を立案していくときに、やはりあちらこちらからのお考えもお聞きしたいと。それは、全くそのときまで何も聞かないで教育委員5名で決めるということもおかしいわけだと思うので、これが方針案ですと言って出しているわけではないということは何度もお話ししているのですが、そこをわかっていただきたいと思います。案は、この後きちっと決めていくということです。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） ちょっと私の聞き方も悪いのかなと思うのですが、まずともかく方針と計画をごっちゃにしているところが問題だと思うのです。方針というのは、図書館の費用はこのままでいくとか、削減するとか、するならこのぐらい削減するとか、あるいはもっと充実させるのだからもっと充実させようとか、こういう方針がまずあって初めて計画というのは立つのです。ところが、その方針がないということは今までの同僚議員もずっと問題にしてきたわけです。この方針というのは一体どこで決めているのですかと。そうしたら、今まで決めていませんというのです。では、どうやって事務方は計画をつくるのですかと聞いているのです。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えをいたします。

今私たちの頭の中にあるのは、そういう大きなビジョンを、ではこれから何年かけてつくればいいのかわかりませんが、そういうことではなく現実の問題として全部で佐渡の中に10個ある図書館というか図書室というか、皆さんのお話を聞くとどこへ行っても、それは4館とかにはしてもらいたくないという意見が多いわけですので、ではそれはそのまま10カ所に残してどうやってやっていけるのかということを考え

ておりまして、また佐渡市における図書館の基本方針というようなものとちょっと別にして考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 私が問題にしているのは、図書館協議会というところが運営に関しては積極的に考えることもできますが、それ以上に組織をどうしよう、中央を充実させるのか、はたまた土地を買うのかとか、そういうことに関しては一切意見を言う立場にはないわけです。その図書館協議会に今までずっと何年もさせてきたら結論なんか出るはずがありません。このことを私は問題にしているのです。ですからいつまで図書館協議会にしがみつくのですかと聞いているのです。このこと、まず方針をどうするのか、図書館の予算をふやすのか減らすのか、そのことについて教育委員会で話し合われたのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 図書館全体の予算をどうするのかということについては、そのことは話し合っておりません。10館をどうするかということ、これは喫緊の課題だと思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） なぜその予算をどうするかも決まっていけないのに、10館をどうするかが決められるのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） これは、先ほども言いましたように、9月ぐらいまでに決めれば来年度の予算に要望していくこともできます。それで、だから先ほどから8月、9月当初ぐらいまでに決めればなという事で、先に幾らの予算をとってどうするかという、これはまた方法論の問題なのですが、先に幾らの予算をとって、それでどうするかではなくて、具体的にこうやりたいので、これぐらいの予算が欲しいということで、ちょっと役所の中の仕組みはわかりませんが、財務のほうとかけ合うのだらうと思います。ちょっとその辺のところは私わかりませんが、そういうことだと思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 具体的にどうするかというと、先ほどから言っていますが、方針と計画というのは違うのです。方針というのは、市長がこの図書館というものの役割は佐渡の人材を育てるのだと、人格ある人たちを育てるのだというふうに言っています。これについて、では図書館についてはどうしようかということ話を話し合っていて、そして方針を決めるということです。そうすると、人を育てるには人が必要だと、例えばですよ、そういうことが出てくるわけです。では、そういうようなことが出てくれば、無人化にするのか、いや、やっぱり1人配置しようか、2人では多過ぎるのではないか、そういうような話になるのかと。方針があればそんなところでぐらぐら、ぐらぐらしないということです。そうすると、図書館をどうしたいのかという話、これをしたのかどうか。予算も含めてです。これをどうしたいのかという話し合いをまず教育委員会はしたのか、そこをお伺いしたいのです。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 先ほどからもお話ししましたように、それはしておりません。それで、これは佐渡市の1年間の財政の中で、これは昨日も市長のほうがお話しされたと思うのですが、教育だけに特化すれば、そしてその中の図書館だけに特化すれば、そういう視点からすれば、それは物すごく大事ということになります。やはり現実問題として佐渡市の財政の中に位置づけられて、どうやっていくのかという、

その視点も大事ですので、それは図書館だって公民館だってほかの活動だって全部理想どおりにできているかといったら、決してそういうことではないというように思っておりますので、そこのところを少しだけご理解願います。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 一番最初にちゃんと市長の施政方針と教育委員会の施政方針と二元化したというところで説明なされたこととの整合性は今あるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 整合性はあります。だから、今ほども申し上げましたように、理想を言えば、僕だって本は好きだし、相川の図書館とかがなくなれば困るのです。だから、10個のところを残していきたい。だけれども、ただしやはり今までの佐渡市の予算とかを見ていれば、予算の枠は決まっているのですから、全部それ思いどおりにはいかないという私たちの苦しい胸のうちもわかっていただきたいと思うのです。それを創意工夫しながらやっていくというところで、本当にお願います。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、誰が苦しい思いをするのですか。つまり事務方が苦しい思いをするのか、事務方はそのために市民を犠牲にするのか、市民のために図書館がどうあるのか、そこのところをきちんと話し合う、それがまず最初ではないかというふうに思うのですが、そこのところを話し合っていない、これがそもそもの問題なのです。つまりそれは方針がないと言っているのと同じなのです。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） これも何度かまた、同じことになると思うのですが、今佐渡市の図書館の基本計画とかということになると、またそれをつくることに物すごく時間がかかるとお思いますので、私たちは現実問題として、では来年からとか再来年からとか、そういうときに今10館ある図書館を各地域へ回ったときの地域の要望になるべく応えられるようにどう工夫したらやっていけるのかということをお願ひして、そこは見直しをしてくださいと、こう言っているのです、議員の趣旨と多少違うと思うのですが、私は現実問題として今そこのところに重点を置いている、そういうことです。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 例えば陸上のリレーなんかでは、もし走っていてもバトンを持っていなかったらそのチームは失格なのです。これと同じなのです。今佐渡市の図書館の整備方針というのはないのです。バトンがない状態でリレーを一生懸命走っているようなことをやっているのです。一生懸命走ってもゴールしたら無駄です、確かに。ですから、ゴールする前にできるだけ早くにきちんと基本計画を立てて、方針をまずつくってもう一度出直しをしましょうと。さもなければ、誰々の意見はこうでした、彼からの意見はこうでしたと言ってはあっちへふらふら、こっちへふらふら。場所もどこにしようか、あっちがだめだったからこっちにします。何にも決まらないのです、この先。方針というのがないことが問題なのです。ちょっとこのことを市長はどういうふうにお聞きなのか、お伺いしたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 答弁を許します。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） いろいろと今議論を熱心に聞かせていただいておりますけれども、私は聞いてい

まして、手続という点についてやっぱり問題があったというふうに思っています。手続というのはあると思います。ただ、その段階で方針という、いろんな意見を聞いてその意見を100%取り入れるということは、これはできません。当たり前のことです。そういういろんな意見を聞いて教育委員会のほうで1つの方向を出してくる。それがその後に予算はどうするのかという話になる。そのときに私どもは、まず財務課長が査定をして最終的には私が査定をします。その必要性をどう認めるかということで予算も決まってくるわけです。ただ、予算を決めるときには総枠の500なら500、400なら400という、それをどう案分をするかということであるわけですので、私は手続的に今回のものは問題があったのかなと思っておりますけれども、そういうことの行政の手順といいますか、流れというものだけはひとつご理解をいただきたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、ちょっと市長にお伺いします。

市長が問題だと思うその手続というのは何ですか。手続の問題と市長が認識されたのは、どういう問題ですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） ですから、私は何度も冒頭申し上げているように、説明責任というものが私はなかったと思っていますのです。我々は、教育委員会として、あるいは社会教育課としてこういう方向で考えています、そのためには今の予算の状況がこういう状況です、しかしながらこういうところをこう工夫してこうやっていけばこうだという、その説明がなかったと。なかったというか、あったのだけれども、それが足らなかったということだと思のです。それ以外のことは私余りそれほど大きな問題はなかったと思っていますのですけれども、そこのところが一番これが大事な問題だと思いますけれども、市民の方々、あるいは関係者にその説明が足らなかったということであったと思いますから、私はよく説明してください、そしてご意見を聞いてくださいよということを申し上げているわけです。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） では、お伺いします。

資料の4というのをもう一度見ていただきたいのですけれども、この中には平成24年度に新図書館整備計画というのがあります。そして、25年度には土地取得、基本設計というふうにあります。この土地取得について事務方だけで案をつくれるものなのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

この計画は、昨年の秋から担当者と館長とで最短の計画を提案していただきました。その中で、増築をというプランでこの計画はつくっておりますが、そのためには土地所有者の一定の了解がない限りは、計画をつくってから用地交渉をしてだめだった場合はもともとの計画が全てだめになってしまいます。ですから、事前にもしこういう計画を進めるとしたら用地をご提供いただける意思はございますかという確認をさせていただきました。それで全て最短で進んだ場合というふうに先ほど申しましたが、その取得時期がそこに示してあるような時期ということでプランを立てさせていただきました。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 宮川委員長、この資料の2にありますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第24条第3項には何が書かれていますか。また、その意味は何でしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

財産の取得の権限が地方公共団体の長にあるということを記載してあるものと思います。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと委員長にお伺いしたかったですけれども、では図書館整備については市長に何らかの申し出をしているのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

そのリミットが来年の2月であるということ、それと増築の計画については協議の中でご説明をしております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） それは、しかし市長の職務権限を無視して、来年の2月ということ、それまでは市長の職務権限を無視して事務方は独走して整備案をつくっているということにならないのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） これは、先ほどから何度も申し上げておりますように、整備案でございますので、そうなるかどうかは別に、こうやりたいということで案にするのです。それをぎちぎちに固めてからどうしようといったってできないわけですので、幾つかの方向、その方向の中からこれがいいかなというので案を少しずつつくっていったらというのが実態です。市長を全く無視して私たちがそこを取得しますということではございません。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） ちょっと私も法律を皆さんがどのくらい認識してやっておられるのかもよくわからないし、それをどう解釈しているのか今お聞きしても本当によくわからないのです。方針がないのにどうして計画が立てられるのか、ここはどうしても納得がいきません。

ちょっと先に行きます。私の方針というふうに皆さんにここを決めてほしいということは、今回のことがありましたから、よその市町村で図書館についてどのようにして整備計画というのを進めているのか、どういう組織をつくって検討してきているのか、あちこちの市のもの、公開されているものについて調べました。まず、多くのところではまちづくりを進めると。これが今の結構多くのコンセプトです。方針というふうに言ったときには、これが全ての市民に図書館サービスが行き届く、例えばですよ、それが基本方針であると。全ての市民に図書館サービスが行き届く。そうすると、そこからいろいろなことが出てくるわけです。この1行だっただけいいわけですが、例えば方針といったときに、これは、具体的には岡山市の図書館整備をするときに立てられた基本方針です。この基本方針をもとにして計画を立てているのです。そのときは教育委員会ではありません。図書館協議会でもありません。ちゃんと岡山市図書館整備実施計画策定検討委員会というものを立ち上げています。これは、どこの市町村を見ても何々プロジェクトとか何とか検討審議会とか、いろいろな名前をつけて立ち上げているのです。佐渡市のように何も立ち上げない

で既存の組織にいろいろ押しつけて丸投げして、責任がどこにあるのかも市民によく説明できない、そんなような状態ではやっていません。岡山市は、この検討委員会を設置してから1年間審議をしています。どこの報告書を読んでも月に1回のペースで会議を開くとか、そのようなことをして最初にこの方針の案というものをつくるのです。そして、そこから、さあ、ではこのようなビジョンでやっていきたいと思いますというようなビジョン、例えばこういうようなものが出ています。地域の基幹となる地区図書館は、資料提供を最も基本的な役割とし、これは今も佐渡同じだと思いますが、住民の日常的な資料要求に応えることを主とし、幼児から高齢者まで、また心身に障害のある人など、全ての地域住民へサービスを行う、こういった地区図書館は地域住民のくつろぎの場としての役割を果たし、また地域社会をつくり、まちづくりを進める上で役立つ図書館でもなくてはならない。このような図書館の基本的なあり方は、少子高齢社会を迎え、今後ますます重要になっていくものであると考えると、こういうふうに分ちのまちの中で図書館がどういう位置づけなのか、どうして重要なのかということをはっきりと示しているわけです。一方で、インターネットに代表される情報化の進展は、膨大な情報を直接個人に届けることを可能としており、これを使いこなす人とそうでない人との情報格差が今後社会問題化することが懸念されている。こういうようなことから情報をきちんと隅々にまで届ける、それが図書館の役割であるというふうにはっきりうたっています。そして、資料と情報を提供する専門機関として図書館サービスの充実が必要であり、ここに充実が必要だというふうにはビジョンを示しているのです。縮小しますとか、現実を見るとだめなのですか、そういうことではないのです。現在の図書館サービスに加え、インターネットを中心とした電子情報を含む住民が求める全ての資料と情報へのアクセスを保障する図書館として整備を行うことが求められていると、こういうふうにはしています。こういったようなビジョン、これが最初にあって計画が立てられるのではないのでしょうか。教育委員長にお伺いします。

○議長（祝 優雄君） これは、教育長の範疇なのです、事務範疇は。

小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 今お話を伺いまして、大変参考になりました。例えば目標は1つであるというのは、私も荒井議員と同じように全ての住民に図書館のサービスが行き届くようにしたい、そういうことで私は10館を残したいと、なるべく残してほしい、では皆様方にうまくサービスできるためにはどうということがあるのかなということ意見交換会も開かせて、ではこの後どうしようかということ事務方ちょっと考えてくださいよと、そういうことで整備計画案づくりをしているわけでございます。それから、佐渡の場合は10館ありますので、この後もし中央図書館というか、どこかの図書館がどうこうというときには、今議員さんがおっしゃられたような仕組みを取り入れることができるのかどうか、それから例えばでは外から専門家を呼んでこいというようなわけにはいきませんから、そういうことでいったらお名前等教えていただければその人のご意見を伺いながら、例えば1つだけ図書館をどこかに整備するということになれば、大いにそのことは参考にさせていただきたいというように思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井眞理さん。

○2番（荒井眞理君） 専門家を呼んでくることができないとしたら、やっぱりこういうような視点というのは、ビジョンは持つことはできないのではないかと、ちょっとそれは考え直していただきたいと思います。やっぱり専門家が発言をしないところで図書館という非常に大きな仕事をしているところをどうしようか

というビジョンは出てこないのではないかと思いますのですが、専門家を積極的に呼ぶというふうに検討していただけないでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 今までも申し上げましたように、専門家を呼ぶという、そういうことではないのです。そういうご意見は参考にさせていただく。その専門家のご意見を聞く、いろいろ方法もあるでしょうし、もしこの後新しい図書館を云々ということならば、例えば図書館協議会というのが諮問だけなのだからというのは、では図書館協議会の皆さんに今までのようにおんぶもできないのかなというようなことを今思っておりますが、具体的にどうこうということは今ちょっと考えておりません。ただ、10カ所の図書館というか図書室というか、それは今までも何度も言いましたように何とかしていきたいというように考えております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） そうしたら、このビジョンを参考にさせていただきますとさっき言っていただきましたけれども、このビジョンというのはどなたが最終的につくるのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 教育長。

○教育長（小林祐玄君） 先ほどから何度も申し上げておりますように、今庁舎をどうするかという話の中でも考えていかなければいけないのかなということで、例えば1館を充実するためにどうするかということとは、また言葉を言うと言葉尻を捉えられそうなのですが、すこし保留ということで、新築なのか増築なのかということは保留ということで。それがきちっと決まれば、それは事務方だけで勝手にというわけには絶対いかないと思っております。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） 庁舎をどうするかとか、そういう計画のことは後でいいのです。ビジョンをどこでつくるのかということです。ビジョンというのはこういう方向でいきますという、この方向なのです。もう一度お答えいただけますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） だから、ビジョンといいますか、それは先ほども言いましたが、やはりそれぞれの地域の全ての人たちが図書館サービスを受けられるようにということが前提ですので、だから整備計画として10館をどんな形にしろ残していきたいな、そしてうまくサービスができないかなということを見直していこうという、そういうところです。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） その前提がこれが方針ですというふうに言い切れるようなものでなければいけないということはずっと主張しているのですが、その前提というのはいつでもころころ変わるのです。私もこの4カ月間で図書館問題を随分やりましたけれども、その場その場で説明が変わることに本当に市民は翻弄されているのです。ですから、何が前提かといった方針をきちんと決めてほしいのです。ビジョンを決めてほしいのです。それは、どこで決めるのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） それも教育委員会で決めるわけですが、今私たちは整備方針をどうするかという

ことを決めていきたいのです。

○議長（祝 優雄君） 荒井真理さん。

○2番（荒井真理君） では、ぜひ教育委員会で方針も、それから計画ですね、方針というのは方向性です。計画というのは具体的なものです。両方を教育委員会にしっかり決めていただきたいと思います。計画を立てるに当たっては、先ほどよその離島がどうしているかとか、こういう資料を初めて見ましたと言っていたかもしれませんが、やっぱり整備計画をするには全国的な図書館の状況と利用の実態の詳細な調査をよく検討した上でこういうビジョンをつくっていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わりにいたします。

○議長（祝 優雄君） 以上で荒井真理さんの一般質問は終わりました。

ここで休憩といたします。

午前11時51分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中川直美君の一般質問を許します。

中川直美君。

〔8番 中川直美君登壇〕

○8番（中川直美君） 日本共産党の中川直美です。自民党、公明党への政権交代から数カ月で、この7月には参議院選挙が行われます。国民の所得や雇用をふやし、日本経済を立て直し、実体経済をよくする政治こそが今最も重要であります。自公政権のアベノミクスは異常な金融緩和策で、実体経済をよくするものではありません。当初マスコミも総出で盛んに宣伝をしていましたが、最近では消費者物価の上昇、株価の乱高下などがあらわれてきており、宣伝とは裏腹に庶民の暮らしは全くもって変わっていないというのが実態であります。7月の参議院選挙さえ過ぎしてしまえば、国民の願いとは逆に社会保障の切り捨て、消費税の増税や原発再稼働、TPP、憲法改正への足がかりをつけるなどが大きく動くことは火を見るよりも明らかであります。国民の暮らしや経済のためにきっぱりと審判を下すべきがこの7月であるということを強く述べて一般質問に入ります。

まず、最初にお尋ねをするのは、佐渡市市町村合併10年目以降に向かう甲斐市政の姿勢を問いたいと思います。1つは、4月22日の定例記者会見で市長は合併10年目以降の財政減を65億円と言いました。この議会に入ってから70億円と言っていますが、約2カ月で5億円もふえたわけでありましたが、この合併10年目以降の財政をどのように考えているのか。

もう一つは、合併10年目で終わることになっている、旧市町村単位でつくられている市民の声を反映する地域審議会があるが、どうするのか。また、くしくもこの10年目に合わせて市民でつくる行革推進委員会をやめて、そのかわりに官民協働委員会にその任務を負わせると当初予算の3月議会で公式に答弁しているが、委員会のあり方について答弁を求めたいと思います。

この問題での最後は、甲斐市政になり1年余りですが、この間ずっと問題になっていますが、2S3Kの姿勢はどうか、答弁を求めたいと思います。

次に、原発問題です。今だにあの福島原発事故は収束どころか大変な状況というのが現状ですが、こんな中であって問題ある新基準で原発再稼働が計画をされています。連日新聞等でも報道されていますが、これは国民の願いに逆らうものであり、原発再稼働も自公安倍政権は進めようとしています。佐渡市は、避難計画の策定外の30キロ圏外であります。また、さきの議会で市民を守るために今年度中に独自の避難マニュアルをつくるとしていましたが、状況はどうか。また、国の原発再稼働路線に対する市長の見解を求めたいと思います。

3番目は、教育分野の行革と図書館問題についてであります。3月議会で、中央図書館のみを残し、残りの地域にある図書館、図書室を全て専門、専任職員のいない図書室にする縮小無人化計画は、行財政計画、行革計画に基づくものであります。一体何が目的なのか。また、この間の市民との意見交換で余りにも明白になった、計画と市民の意見の大きな乖離はなぜ生じたかと捉えているのか。

また、そのほかの教育分野の行革もこれと同じような手法で行うのか、答弁を求めたいと思います。この図書館問題は、甲斐市政の中における文化、教育政策であることからしても市長はどう捉えているのかが極めて重要であります。市長の認識についても答弁を求めたいと思います。

4番目に、この4月に策定をされた第2次地域福祉計画は、高齢化、過疎など佐渡市にとって極めて重要で切実なものであります。実効性が上がる計画としなければなりません。そして、市政全般に生かしていかなければならないが、どのように生かすのか答弁を求めたい。

最後に、高くても払いたくても払えないという悲鳴が上がっている国民健康保険税についてであります。19日の議員の一般質問に対して、18日の運営協議会を経て値上げするという事を明らかにしましたが、市民の暮らしが極めて深刻な中、市長はどのような判断をしたのか。

また、深刻な経済状況下です。仕事や家庭の状況で支払いが困難な家庭には、国民健康保険法第77条に定められた保険税を減免する、このことを活用することが必要だと考えますが、答弁を求めたいと思います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、中川議員のご質問にお答えをいたします。

まず、市町村合併をして10年目以降の市政、財政運営をどのようにするのかということであり。特に10年たつわけでありまして、その後は地方交付税におきまして一本算定に伴う段階的な縮減、さらには人口減による大幅な縮減というものが見込まれるわけであり。いろんなその対応策というものが国のほうからもちりちり出てはいますが、現段階においてはそれがあるわけではございません。したがって、私どもは何よりも市民生活の向上と地域経済の活性化につながる有効な施策というものは、これは必要でありますけれども、31年度の方角というものを掲げて計画的に進めてまいらなければならない。したがって、今これらについてどういう財政状況になるのかある程度正確に分析をして、どの程度単年度ごとに、例えば予算でいえば落としていかなければならないのか、それに伴って人員をどうやっていったらいいのか、では事業等についてはどうスクラップ・アンド・ビルドをやっていったらいいのか、こういうことについてこれからやっていかなければならないと思っております。そういう意味にお

きまして、その基本となるべきものを今ビジョンの策定をやっているところでございます。

それから、官民協働委員会のあり方ということで、私は決して違ったことを答弁をいたしておるつもりはございません。官民協働委員会につきましては、私が冒頭、最初に申し上げたとおりでありますけれども、我々だけで佐渡の施策というのはなかなか決めづらい。それは、いろいろな人の意見を聞かなければならないし、専門家の意見も聞かなければならない。そういう意味では、市民目線とか専門的な知識というものをぜひ私のほうに、私の施策の方向というのは決まっているけれども、その手法としてどういうものがあるのかということについて、それをぜひ教えていただきたいということでこの官民協働委員会というものを設置をしたわけでありまして、いわゆる私的な諮問機関であるわけでございますから、要綱によって設置をいたしているところであります。

それから、地域審議会につきましては、合併協定の規定の中で本年度中で終了いたします。その後どうするかということではありますが、今回もいわゆる今までの行革といいますか、そういう方向とは違って支所、行政サービスセンターの充実ということはやっていかなければならない。それは、何が一番目的であるかということ、地域の人たちが地域でどうやって計画をし、行動し、元気を出していくか、そのことがそれぞれの地域によって違うわけです。画一的ではないわけです。地域の特徴を出していかなければならない。そういう意味で支所長、行政サービスセンター長にもそれなりの予算をつけてやっていくという。ただ、ここで誤解をしてもらっては困るのは、何でもかんでもそれでできるというものではないのです。例えば道路を直すのにすれば、国道、県道というのは県なのです。市道については、大きなものについては本庁の建設課のほうでやっているのです。私は、そうではなくて地域が元気が出る、活力が出るようなためにご支援を申し上げるための一つの例で申し上げますと、地域の活性化がどうもこのごろ疲弊しているという点では、祭り、運動会等、こういうものがだんだん、だんだんなくなってきている。こういうものをやっぱり私は復活すべきだと思っている。そういうところにお金を使っていたきたいということで、これが本当の姿なのです。そこの中で地域が自主的に動く、いわゆる活動人口という言葉を使っていますが、地域が自主的に動くような、そういう組織、そういうものをつくってもらいたいということを今回の大きな狙いにしてている。したがって、私は地域審議会ということではなくて支所、行政サービスセンターがやるべき、その中において意見を聞く場所、こういうものを早急につくり上げていかなければならないと思っていますし、その部分を補足する部分ではタウンミーティングというのを、私は今度議会が終わったらすぐに入るわけでありまして、そういうものを通じながら私自身直接市民の皆様方の声を聞いてまいりたいというふうに考えているところであります。

もう一つは、委員会等の議事録の公開という問題であります。これは3月の議会でもお答えをいたしたところであります。今取り扱い指針を策定すべく進めております。7月の法令審査委員会で協議をし、決定をし、早急に議事録の公開につなげてまいるという方向でございます。

それから、2S3Kという言葉、これは2S3Kでは足りないというご指摘もいっぱいありますが、私自身はそれはこれが3Sとか4Sとか5Kになれば一番いいのしょうけれども、私はこれは基本中の基本だと思って2S3Kというものをやった。2S3Kというのは別にこれを言ったから、今までそういうことをやっていればこんなことを言うわけではないのです。なかなかそういうことが徹底されていないから、原点に戻ってここからやろうではないかということで始めたわけでありまして、私がこの2S3Kと

いう言葉を言ったから、次の日から全てこれを守ってやれるなんていうことは、人間ですから、できません。神様でもできないのです。そういう意味では、この2S3Kというものを私の基本的な方向として出したわけでありますので、それは職員ももちろんでありますけれども、まずそのことの意味を知ってやってもらわなければ困る。ただ、私もそれをずっとやってきましたけれども、まだまだそれが不足部分がある。ほかの議員の方々にもお答えしたと思いますが、まだまだ不足であると思っております。したがって、先般、ほんのついこの前でありまして、総務課長、総合政策課長に対して単なる2S3Kというのを市長が言うたから、その言葉だけではなくて、それでも2S3Kというのはどういう意味だということを知っている職員が随分おりますので、安心したのですが、そういう意味では内容をどうしたらいいのかということ徹底してやれよと。なかなか一般職員のところまで行かぬだろうけれども、せめて最初にやらなければならぬのは庁議メンバーだと、そこについては徹底してやってくれということで話をしているところでございますので、言うたからすぐにぱっとこれができるというものではないということだけはご理解をいただきたい。徐々にこれは進めてまいりたいと。

それから、責任のとり方ということでありますが、私はこの責任がどういうとり方というのはわかりませんが、いろいろなやり方があるはずであります。もしも、私が常々言っているのは、こういう2S3Kとか一つの方向に基づいて職員がそれぞれ仕事をする、その結果失敗したというのならば、それは当然市長の責任なのです。当たり前のことなのです。ただし、私が言った2S3Kも守らず、一つの方針も持たずその場限りでやったようなしゃつけ仕事みたいなことをして失敗した場合は、それは本人が責任をとるというのは当たり前のことであって、そういう意味で私は申し上げているのであって、責任のとり方というのはいろいろなものがあると思っております。ただ、まだ私自身はそういう責任というものが大きく発生している段階ではない。今発生しつつあるものもあるのだけれども、それを何とか未然に防止するために早急な指示をいたしたところであります。

それから、原発の問題であります。まず、申し上げますけれども、安倍政権におきましては成長戦略の中で原子力発電の活用と原発再稼働について政府一丸となって取り組むという姿勢を発表しました。また、今度は規制委員会ですか、そこで強化をするというようなものも二、三日前から新聞に出ているようであります。私は、基本的に市民の安全、安心というものを守っていかなければならない。しかも、佐渡の場合はどこも逃げるところがないのです。周りが全部海なのです。そういうことからすれば、陸続きの市町村長とは違う。したがって、そういう意味ではまず100%、人間がやることでありますから、安全ということは私はあり得ないと思っております。ただ、1回大きな失敗をしたわけですから、失敗したその分析とかどこが問題だったということもしないでただ国際水準の基準まで上げればよいというようなものではない。ということで、私は再稼働はあり得ないという基本的なスタンスは前から変わっておりません。

それから、市の地域防災計画については、原子力災害対策、これを項目を加えるために今作業を進めておりまして、この作業が終了次第、前にもお約束を申し上げましたが、周りが海であるという離島という特殊性を考慮した避難マニュアルというのを今年度中に作成すべく今やっているところでございます。特にこのマニュアルにつきましては、うちの中、つまり屋内退避をまず原則としながらも緊急時モニタリングの結果により島内での避難を実施する方向、私はこれは早くお知らせをして早く高台に逃げる、そのための条件整備といえますか、ハード部分を今一生懸命やっているわけでございます。それから、島外への

避難という点でございますけれども、なかなかどこへ避難するかという調整はできませんが、それから移送手段、これもなかなかそんなに簡単にできないわけでありまして。これは、国に対しても要望いたしているところでありましてけれども、そういうものについて国、県の指針を参考にしながら対応していかなければならないというふうに感じております。

それから、図書館の問題であります。私も何度も申し上げておりますけれども、私ども市長部局と教育委員会というものが2つある、そういう中で教育委員会の皆様方というのは、教育委員も含めまして最高学府の教育学部も出て校長先生もやっているような人がメンバーなのです。そういう人にとってもその人の見識からすれば私はできない。したがって、専門であるのだから専門の部分はまずそこでつくってくださいますよ。予算は、私のところでこれがいいか悪いかというのは判断はいたしますけれども、そういう意味で本来の佐渡の子供たち、佐渡市民の教養を身につけるといいますか、そういう視点で図書というものはどうあるべきかということをまず考えてやってくださいということ、本当にもう口が酸っぱくなるほど答弁を申し上げている。もう一つは、今回の問題については、いろんな手続とか説明責任が私はなかったと思うので、懇切丁寧に説明をしていただいて、いろんな意見、ただいろんな意見はこれは100人に聞けば100通りの意見があるのかもわかりませんが、それを全て聞けるということはできません。できませんが、しかしいろんな意見を聞くということをやってくださいよということ、私は申し上げている。このことについては、全くぶれずに今までも同じ答弁をさせていただいております。なお、その内容につきましては教育委員会のほうでそういう説明を申し上げます。

それから、教育分野とか図書館の問題ではなくて、ほかの行革も同じ手法で行うのかということでありましてけれども、平成31年度にこうなりますよというものを私自身は持っております。ただし、それが正しいかどうかということについては今それをビジョンの中でやっている。いずれにしても平成31年度に上がるわけではないのです、地方交付税は。下がることは間違いないのです。したがって、いわゆる行財政改革ということはこれから徹底してやっていかなければならない。一番悪いときに市長になったと思っっているのです。ですから、そういう意味では本当にこれから真剣にやらなければだめなのです。ただ、それは根底にあるのだけれども、それを画一的にやるというのがおかしいのです、何でもかんでも。だから、私とその一つの例として申し上げているのは、消防署の職員を例に挙げているのではないですか。125名だったのです、行革の計画は。それが181なのです。ということで、これは市民の生命、財産にかかわることですから、これは当然やっていかない。そんな画一的なことをやるということは決してございませんので、あれです。

それから、学校給食の民営化については、これ教育委員会のほうから説明を申し上げます。

それから、地域福祉計画の策定でありますけれども、推進委員会におきまして、第1次の計画を立ててあったわけでありまして、私は計画というのは1次から2次、3次、4次、こうあるはずでありますから、やっぱり1次の段階で計画をつくったものについては、それを総括、検証して次の2次に持っていくという、あるいは社会の情勢も変わってくるわけでありまして。そういう意味で2 S 3 KのKの検証であります。そういうことについてはやっていただいておりますし、その上で計画の総合調整を進めてまいったところでございます。そういう意味におきまして、いずれにいたしましても少子高齢化とか、これからそういう意味において市民の安心感というのは市民にとって一番のよりどころであるということでありまして

ので、その辺については一生懸命取り組みをしてみたいというふうに考えているところでございます。

それから、今年度の国民健康保険税の本算定の件であります。改正案につきましては、私どもの案として6月18日、佐渡市国民健康保険運営協議会にお諮りをしてご承認をいただいたところであります。その方針は、つまり昨年から基本的には一般会計の繰入れということをやってまいりました。その昨年やったときの基本的なスタンスは、いいか悪いかわからぬけれども、一つの方向が平成27年度からの全ての医療費の共同事業化というものが出ているわけでございます。これは、そうではないよ、だめなのだと、それをずっと伸ばすとか、あるいは市町村に戻すとかといういろんな意見もありますが、現段階ではそれは実現はしておりません。そういう意味では、27年の共同化というものを見据えて一挙にぐあつと上がるということは控えていかなければならない。したがって、段階的にやっていきたいと思いますということで先回るときにも議会のほうからもそのことをご承認をいただいたわけです。その方式を今回変えるというつもりではございません。したがって、一般会計からの繰入金金の増、これはやっていかなければならないし、これまた議会の中でご審議をいただきたいと思っておりますが、そういう意味で急激な負担増を抑えつつ計算をしておりますが、引き上げという方向には向いておることは事実であります。

もう一つは、国保税の申請減免の問題であります。佐渡市国民健康保険税の条例の減免規定に基づきまして、国保税減免要綱を定めながら、災害や事業の休廃止など特別な事情がある場合に一時的に国保税を支払えなくなった場合にとすることで対応をいたしているわけでありまして、国民健康保険には、他の健康保険制度に加入しない方々が加入するということでありまして、高齢者の方々とか、あるいは低所得者の方々が多いうことで、いろんな構造的な問題があります。したがって、国保税については所得に応じた応益割のものを設けて低所得者の方々への配慮がされているというふうに認識をいたしております。そういう意味からしまして減免制度の今後は周知徹底というものを図りながら今のものを進めてまいろうということでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をします。

図書館の整備方針についてですが、目的が何かというご質問ですけれども、私は適正化と効率化を考えながら機能の向上や市民サービスの向上を目指して整備方針案を提案させていただいているということです。

次に、市民の意見と乖離をしているということでございますが、これはやはり説明が大変不十分であったなというように思っております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君の質問を許します。

○8番（中川直美君） 財政問題、つまり何が言いたいかというと、先ほど甲斐市長が言ったとおりに財政が縮小する、きつくなるのだから行政改革やるよという話なのだろうと思うのですが、例えばさっき言ったのだけれども、4月22日の定例記者会見では65億と言っていますと。今6月議会に入ったら70億と言っています。5億円ふえた。ここに資料①に示しておきましたが、去年の段階で言えば、減るというのはここに書いてある約59億7,000万円、だから約60億円なのですが、これとの乖離はどのように考えているの

ですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 全体の流れから落ちていくのが55億円、それから人口減というものを加味して5億の差が出ているということです。65億です。済みません。そういうことです。

○8番（中川直美君） 1カ月で70億円にふえたの、5億円ふえて。

○市長（甲斐元也君） ですから、人口が減少する分ということでありませう。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると、この①見てもらえばわかるのですが、佐渡市になってから平成16年は7万人いたでしょう。今6万2,000人でしょう。だけど、交付税額そのものはこれ佐渡市の場合減っていないですよ。合算というのもあるのですが、人口が減っても極端に減らないというのが交付税の部分も今あるわけですが、それはどう捉えていますか。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長の補足説明を許します。

○財務課長（伊貝秀一君） 補足説明いたします。

議員の資料、まず24年度のところで、2012年ですが、これ212.2億円は普通交付税だけですので、まず特別交付税を加算していただいて234.9億円にさせていただきたいと思ひます。ここに書いてありますとおり、平成31年度に向けまして普通交付税、これが24年度の場合で212億、その減額については約60億というのが一本算定との差額ということで数字が出ております。25年度、これまだこれからの7月に算定になりますけれども、地方財政計画では2.2%の減ということが言われております。それをそのまま数字で試算した場合には、約5億程度のもを一応確保しておかなければいけないというものがござひますし、あとせんだって発表された国立人口問題研究所の推計等を考えますと、交付税は人口の積算というものが相当大きいので、それに対する影響額というものを最大見積もっても5億ぐらひは見ておいたほうがいいのかというようなあたり、あと交付税をちょっと離れまして今の人口減等にプラスアルファしまして、税あるいは譲与税の関係の減というものも、ちょっとどの程度見込むかというのは今後の財政計画の見直しの中で明らかに試算していきたいと思ひております。そんな試算をしております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この全体の①のEですが、2001年に小泉内閣ができて、その前にこれに書いてあるように戦後第3回目の地方財政の危機というものを背景にして小泉内閣も生まれるし、平成の市町村合併も始まったのですが、2004年の前、実は小泉内閣になって地方財政をどんどん切り下げてきたのです。だから、あの当時の佐渡の市町村合併は、このままでは交付税単独ではやっていけないから、合併しなければならぬということで追い込まれて佐渡市が生まれた。確かにここに大きく上に黒塗りしてあるように、小泉内閣から自民党政権の間ときは全体図で交付税を縮減してきた。ところが、ここに書いてあるように2007年の7月、その前に一斉地方選挙があるのだが、マスコミ的には地方の判断と言われたのだが、小泉内閣路線は地域の暮らしを悪くすることだということで審判が下ったのです。なものであるから、ここに書いてあるように、福田内閣のときにこれは何とかせねばいかぬなということで地方交付税もふやすし、その背景にリーマンショック、経済問題があったから財政出動したということで、全体としてはこういうふうなふえてきているのです。ここに③に書いておきましたが、市長も触れていましたが、全国で平成の大

合併をした市町村はいっぱいいるわけです。この新潟日報の記事でもそうだけど、何とか手当てしなかったらまた地方の反乱が起こる。つまりこの前は地方の反乱で、2007年の地方の反乱で民主党政権にかわったのです。最初は、民主党もよかったのだけれども。後になってがちゃがちゃになってしまったけれども。そういう意味でいうと、地方交付税なんていうのは政治のあり方一つで変わる、私はそういうふうに思っているのですが、その辺どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今の議員のご説明は過去の話なのです。では、過去のものがそのままいくかという、それはちょっと危険ではないか。そうすると、最悪のことをやっぱり考えていかないと。これ逆に平成31年度には地方交付税は5億円しか落ちません。もしもそれが30億、40億、50億と落ちた場合には大変なことになる。だから、そういう意味ではこれから計画を立てていくわけですので、そういう試算をしたということで、これは私どもは今正確にこれを行っている最中ですけども、これが正しいとかなんていうことはないのです。我々は、そういう予想を立てた。しかも、最悪のことを立ててこれから進んでいかなければならないと、こう思っているわけでありませう。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 財務課長、合併前にあった戦後第3回目の地方財政の危機とはどういう状況をいいますか。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 小泉政権の折でしたか、三位一体改革ということで国庫補助金の改革、それから交付税の見直し等、それから税源移譲という3つの改革によりまして、今その資料に、お手元にありますが、平成19年のときが最も地方財政にとっては厳しい、そういう時代であったのは今議員の説明があったとおりでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 違うのです。それは、戦後第3回目の後のことをいうのです。第1回目は、朝鮮戦争の不況のとき、第2回目がオイルショックによる税収不足のとき。その後、景気対策として地方に地方債を使ってどんどん、どんどん箱物をつくらせた。それで、債務がふえた。もちろん不景気もあるのです。地方財政の借金がふえたことが戦後地方自治の3回目の危機だと言われているのです、これ。私は、何をこれ言いたいかというと、あなた方は合併特例債があと幾らかあるというのでどんどん、どんどん物事をやるでしょう。それと同じようなことが合併10年をして今起ころうとしていると私は思っているのです。そこで、聞きたいのですが、庁舎問題もそうだし、今回の図書館問題でも合併特例債使うとここに書いてあるように、10億円使うと7億円返ってくるのだみたいな話をしているのですが、この⑥に書いてあるように地方交付税というのはこういうもので、10億円借りても厳格には3割が持ちだから6億幾らになるのだけれども、大ざっぱに言うと10億円借りたら7億円返ってくるというものではないというのがここに書いてある⑥の説明だと思うのですが、この説明でいいと思うのですが、財務課長どうですか。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 合併特例債につきましては、発行した金額の返済に、元利償還金ですが、その70%につきまして、後年度、普通交付税の基準財政需要額の中に算入される、これは間違いなことです。

ただしということで、地方交付税総額というものは国は決して、今までですよ、これからのことはわかりませんが、今までのので言うとトータル総額というものは大体17兆円ぐらいのところから動かしませんから。それは、国税五税の一定割合という考え方もあるからですけども、そうしますと総額が決まっている中で全国の団体が交付税算入のものをどんどんやっていけば、おのずとやはり残ったものは少なくなる。そうすると、結局ほかの費目のところから縮減をかけているというものは実感として感じているところでありますので、その文章の後段はそのまま、それで結構だと思っております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 同じことを言うのですが、要はここに書いてあるのは、これ実は鳥取県の財政課のホームページにこういうふうに出ているのです。残業代を払う、合併特例債の措置しますよとって残業するのだが、本俸をもらったら本俸が減っていて残業代込みで20万と、先月と同じだったという話になる。これが今一番問題で、地方交付税制度そのものは実は変えなければならないのだけれども、合併特例債が本当に有利かといえば、ただこれだけでしかないのです。だけれども、あなた方は市民に説明するときには、10億借りると7億返ってくるから、そうすれば3億で10億できればいいなと市民は思ってしまうわけです。これも甲斐市長のさっきの言い方では、これはこれまでだから今後はよくなるというのかもしれませんが、ここは慎重な財政運営が、特に箱物をやっていくときには私は必要だろうなというふうに思っています。

そこで、②、新聞報道にもありましたが、今回のアベノミクスの関係で公共事業の負担を国が持ちます。ここに資料に示しておいたこの図でいいと思うのですが、佐渡市は県内4番目で約20億円の、本来自分で出そうと思っていたお金が20億円国からおりてきたという形になっていると思うのですが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 地域の元気交付金のことを言われているかと思えます。これは、国の経済対策の一環で、今年1月に閣議決定をされたもので、景気浮揚、経済対策としてとにかく追加の公共事業を国が進めたものであります。そこに充てる地方負担分につきまして、地域の元気交付金というものを国のほうで面倒見ようというのがこの考え方であります。佐渡市におきましても、3月に大型の経済対策の予算を上げさせていただきました。その裏負担の分の元気交付金が幾ら来るのかわからないという状況の中で、そこに財源を充てられずにおりました。その折には、その財源としてやむなく財政調整基金からも5億取り崩しまでして何とか3月補正を組んだ経過もございます。その後、今年度に入りまして国の限度額の通知がありまして、その数字につきましては佐渡市の場合には20億円という数字が示されたものであります。今のお尋ねは、これでよかったのでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 全然違ったけれども、私の理解で言うと、今の財務課長は何言いたいかという、私は本来予定しなかった金国からおりてきたら、財務課長は私は甲斐市長の3Kの空気を読んで政治の状況を見ていてこういったものができると思ったのだから、金も持ち出して事業を組み立ててこういう事業をやったのです、だからあなたの言うのは違うのですよと言いたかったのだと思うのですが、つまり私がさっき言った戦後3回目の財政危機と同じような状況、これアベノミクスってつくりかねないのです。公共事業やれやれという。箱物や公共事業というのは、計画的にやることになってい

るからこそ地方債を起こすというものなのです。ところが、財務課長は頭がいいものだから金が20億円おりてくるのを計算しながら、わからなかったのだけれども、やったということ。逆に言うと、これもそうだし、ここにこの後駆け込みでやる合併特例債の事業も膨大に今度は逆にふえていくというふうに財務課長は思いませんか。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 合併特例債の関係については、佐渡市の場合420億の発行限度額に対して、おおむねこの合併10年間、25年度までですけれども、およそ270億程度の発行になるだろうと見ております。残り合併特例期間5年間延長しましたので、通常であれば執行しなかった150億円というものが、今後発行可能な金額として今残っているわけですけれども、財政的な立場でいえば全てを使い切るという考え方には立ちませんが、やはり必要なものに限定をしてそれを有効に活用すべきであろうというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） くどいけれども、財政問題なので、ちょっと伺っておきます。合併する前に、合併の先進地で有名だと言われていた篠山市、合併して財政破綻状況に陥ったでしょう。あれはなぜですか。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今上げられた先進合併市につきましては、合併特例債を活用しまして多くの箱物をつくった、そのランニングコスト等がやっぱりその後響いてきて、途中中で財政健全化の計画をつくったというふうに聞いております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そのとおりなのです。ここに市長が語る篠山再生計画というのを持っているのですが、平成11年合併でしょう、あそこは。だから、逆に言うと全体の財政の縮減の中が長かったのです、トンネルが。だから、10年だから国が財政を締めつけている中で10年を迎えてしまうというのもあって、その中で合併特例債をばんばん使ってしまったということなのです。ですから、私は何を言いたいかというと、合併10年をこれから目指すときに、合併特例債もそうだし、箱物やそういったものは計画的につくっていく必要があるのだ、それともう一つは国の政治のあり方で交付税のあり方も変わるし、地方財政のあり方も変わるのだということを強く言いたいと思います。

次に行きます。官民協働委員会の関係です。何も変わったことを言っていないというのは、ここに一番最後の資料につけておきましたが、3月議会では、私は聞いたのです。官民協働委員会は何ですかと言ったら行政改革課長が出てきて、行革推進委員、行革の計画を決める推進委員とかわるものですよと、市長、どうですかと言ったら、はい、そうですと。市長の私的諮問機関ならわかるがと言ったら、それは私が言ったのです。3月はこう言っていて、今回6月になったら急に私的な諮問機関というのは一体どういうことですか。

○議長（祝 優雄君） 清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

3月のときに確かに議員がおっしゃられるように私のほうから行革推進委員会の委員の任期もございま

して、3月からは官民のほうにバトンタッチをするということで申し上げました。それにつきましては、委員会の位置づけとか、地方交付税上の位置づけとかということと言及して申し上げたのではなくて役目が変わりますということで申し上げただけでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 役目が変わりますというのは、私的諮問機関ではなくて行革推進員と同じだと今課長は言ったのではないですか。

○議長（祝 優雄君） 清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

同じことをやりますが、我々は新しく官民協働委員会の中の一分野として行財政改革というものが設置されましたので、24年度につきましては行革推進委員会と官民の中にあります行財政の分野が2つ並行に走っておったわけですが、行革の立場から申しますと、類似する委員会の見直し等を行っている関係でどちらかに一本化するべきだという内部の議論もございまして、市長の意向の強い官民の方に我々は統合させていただいたというところでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今回の図書館問題で市政や教育委員会に対する市民のすごい不信感があるのです。では、聞きますが、この要綱はいつつくっていますか。

○議長（祝 優雄君） 大橋総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） 平成24年8月1日に制定しております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 8月からあるのではないですか、要綱で。

あなたは、新年度になってどうのこうのと言うけれども、24年の8月から要綱はあるではないですか。そこから動いているのでしょうか。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

先ほども申し上げましたように、議員のおっしゃられるように24年度中は2つの行革に関する委員会が並行して走っておったと。我々行革としては、委員会の見直し等もやっている関係でどちらかに統一をしたいということで、官民のほうにバトンタッチをさせていただいたというところでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） だから、私的諮問機関ではないではないですか。さきの3月議会は金田議員の答弁に対しても、あなた方は今後行革については官民協働委員会のほうでしっかりと検討しながらやりまうと言っているのです。ところが、ここに来たら私的諮問機関、行革というのは図書館潰したり体育館潰したり、こういったことをやるころでしょう、私に言わせれば。こう言っている。答弁がこんな180度違うというのは一体どうすればいいのですか。議会は言論の府です。言葉でやりとりするしかないのです。議長、これ何とかしてもらえませんか。3月と今回の答弁まるっきり違います。

○議長（祝 優雄君） 今の質問の内容がわかりますか。理解できますか。

清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

私のほうで3月に申し上げたのは、あくまでも附属機関、それから諮問機関とかいうことを言っているのではなくて、役目をそちらに任期の関係もありまして移しますということを私は言ったのみでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私これ最後の資料に示しておきましたが、これ見てもあなたはそう言うのですか。私のほうから、市長にも言っているのですよ。私的諮問機関ならばまだ要綱でつくるならわかるがと行って、そうではないのだと言っているのではないですか。これが読み取れないのですか。市民の声を読み取れないのは教育委員会だけだと思ったら、こっちも読み取れないのですか。読み取れませんか。

○議長（祝 優雄君） 暫時休憩をいたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時26分 再開

○議長（祝 優雄君） 再開をいたします。

清水行政改革課長。しっかり答弁をしてください。

○行政改革課長（清水忠雄君） 3月の時点で私が今後の行革に関する部分については官民協働委員会でやっていきますと述べております。官民協働委員会につきましては、私的諮問機関ということでありますので、私的諮問機関の中で行革を進めるということでございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 極めておかしいと思いますが、資料⑦の1、地方自治法第138条の4第3項、附属機関は法律または条例の定めるところによりしか設置できないのに、私的諮問機関なんかできるわけではないのですか。

○議長（祝 優雄君） 大橋総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

今回の官民協働委員会は、地方自治法に定めた附属機関ではございませんので、私的諮問機関ということで、今ほどの地方自治法第138条の4の規定とは別の要綱で定めた委員会になります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私的なのに報償費で払うのですか。

○議長（祝 優雄君） 大橋総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） 私的諮問機関には報償費を支払うことは可能であります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 実態上からしても、さっき言ったのです。行革の任を担わせるところに私的諮問機関で報償費、ここ裁判が7つ打たれていますよね。大橋課長に言ったのだ。報償費払ったことは問題だと住民監査請求を打たれて確定している裁判あるでしょう。問題ありと。それ1つ大橋課長に聞いておくと、行政改革課長に聞いておきます。行革は、無駄なものを省くのです。国の行革の会議でも言っているのだけれども、こういった附属機関こそ無駄だと言っていないのですか。

○議長（祝 優雄君） 大橋総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） 私的諮問機関に報償費を払うことが違法だという判例は見つけれませんでした。ただし、これに似たような判例はあります。1つは、私的諮問機関に報酬、報償費ではなく報酬を支払った場合は違法という判例があります。もう一つは、私的諮問機関に報償費で支出した場合、これにつきましてはそもそもその私的諮問機関が附属機関に該当する組織体というふうに認めるのが相当であるということで、これについては違法だが、実害なしで却下という判例が2つほどありました。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 行政改革課長が答えていないのだが、あなた方でそんな裁判にかかって問題になるようなところを歩くのですか。違うでしょう。大体国会でもこの問題は議論になっているし、国の行革本部でもこういった附属機関は頼まれた人の意向を反映するだけで何ら意味がないから、行革の対象にすべきだと言っているのです。しかも、市民の暮らしや地域の問題にかかわる行革計画を市長の諮問機関で好きな人を選んで、ここに前回との比較書いてありますが、選んで決めていく、ここに問題があるのではないですか。行政法学上でもこの問題ははまだ争われているのです。判例も出ているのです、今言ったように。何かといたら透明性にも欠ける。本来地方自治法から見てもおかしい。では、聞きます。あなた方ここに官民協働委員会書いて、この前も指摘をしたけれども、こういった諮問機関というのは意見とか答申を受けるのが主なのです。あなた方は、本市における重要課題の解決を図るため、民間と協働に解決策を企画し、ここまではいいのだ。実践し、実践なんかできるわけがないではないですか。これ地方自治法違反ではないですか、大橋課長。

○議長（祝 優雄君） 大橋君、質問者に負けぬように大きな声でしっかり答えてください。

大橋総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） ご説明いたします。

実践につきましては、それぞれメンバーがおりますけれども、その方々に委員会とは別に個々の中でのそれぞれの分野について率先して対応していただくというふうなものです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 諮問機関には2つあるのです。法令で定めるのと、今言う私的なやつがあるというのは私も承知してしゃべっているのだが、法令による諮問機関等さえ執行的性格がないというのが法学界の常識なのです。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 大橋総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） ご説明します。

この委員会が予算を執行するものではなくて、補助なり委託を受けてそれを実践するということです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 今の答弁ですと、行革を進めるために企画とかをして、そして予算は、当たり前ですよね、甲斐市長しか予算権限ないのだから。自分たちで計画立てて自分たちで行革を実践をするということですね。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君、もう一度正確に、こっちが捉え方がわからない。もうちょっとはつき

りしなさい。

中川直美君。

○8番(中川直美君) 自分らで行財政改革の計画を立て、企画し、自分たちで実践をする、こんなひどい話はないのではないですか。

○議長(祝 優雄君) 大橋総合政策課長。

○総合政策課長(大橋幸喜君) ご説明します。

今5つの官民協働委員会があるうちで、行革につきましては実践という部分は実際出てこないという状況です。行革につきましては、企画等をしていただきますけれども、直接行革を実践するわけではなく検証するということですのでしていただくというものです。

○議長(祝 優雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) こればかりやっているわけにいかぬから言うておくけれども、市民の選出なので、これまでは。ところが、あなた方は官民だから民間という書き方なのだ。これ自体がまずうさん臭いし、前は条例という市の法律なのです。要綱というのは何ですか。

○議長(祝 優雄君) 大橋総合政策課長。

○総合政策課長(大橋幸喜君) 要綱は、市の訓令になります。

○議長(祝 優雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) 要綱というのは、市には条例や規則があって、内部のことを決める規則、ルールではないですか。内部のことを。行革って市民に痛みを与える計画を進めることを計画し、企画、実践するということでしょう。大体この前の3月も言ったけれども、要綱で定めること自体が間違いなのです。市長、そう思いませんか。

○議長(祝 優雄君) 甲斐市長。

○市長(甲斐元也君) 私といたしましては、我々行政の中だけでは物事を決めていくということではできません。ですから、いろんな方々のご意見を聞かせていただいて、その人たちがやるということではない。我々がやった、そしてその結果その検証もしながら次のところに、ここが悪かった、いいとかということをやるといって官民協働委員会というものを立ち上げたわけでございます。

○議長(祝 優雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) 全然答えていないのですが、だから私は3月議会のときも私的諮問機関ならわかるがと言ったのです。国の行革は何を言っているか。同会議では、私的懇談会は各省庁の思惑どおりの結論を出すための機関となっており、審議会以上に問題を抱えているので、全廃すべきだ。審議会等については、既得権益を得ている関係者の利益を守るための行政の隠れみのになるから、全廃だと行革は言っているのです。行政改革というのだったら、まずこういったところからやるべきではないですか。課長、いかがですか。

○議長(祝 優雄君) 清水行政改革課長。

○行政改革課長(清水忠雄君) ご説明いたします。

私としましては、委員会そのものの見直しもやっておりますし、今議員がおっしゃられた部分も十分承知しておりますが、市の中で協議した結果、官民協働委員会というものを立ち上げて、そこに行財政改革

も含めるということで、その方向に進まざるを得なかったというのが実態でございます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 甲斐市政は、非常にいいこと言うのだけれども、中身はこんな感じだというのがよくわかったと思います。3月議会で委員長報告に対してもやって、優秀な総務文教常任委員会がこの6月議会でこの問題にきっぱりけりをつけてくれることを期待をして次の問題に行きます。

図書館問題に移ります。⑩、市民団体の動き、これは私が勝手にホームページやフェイスブックから作成をしたものであります。市民団体の話ですと、地域の図書館をよくする会が市長への抗議のはがきを出したというふう聞いておりますが、現時点では何通来ていますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今のところ200を私は見ております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） そうすると市民団体が、ここにも書いてあるように、私の把握したのは存続、充実を求める署名が6,243名、人口の1割以上ということなのですが、見ているのが200ですから、トータルで幾つ来ているのですか、事務方の方。署名数は、最終的には幾つになっていますか。

○議長（祝 優雄君） 大橋総合政策課長。

○総合政策課長（大橋幸喜君） きょう時点で217通のはがきが届いております。

〔「署名は。署名数。こっちとこっち違うかわからんからさ。違うんでしょ、これ。部局違うって午前中言っていたからさ」と呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

細かい数字の末尾まで覚えておりませんが、六千二百数十来ていたというふうに記憶しております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私教育委員会にも言ったのですが、政治で一番困ることは反対意見が出ることではないのです。無関心であることが一番困るのです。反対の意見が出ることこそ政治を前に進めるのです。私はそう思います。そこで、お尋ねをしたい。甲斐市長は、この間も含めてずっと教育委員会が暴走しているみたいな感じもあるのだが、どんなニュース見てもわかるのです。例えばこの4月にオープンをした、問題があると私は思っているのですが、武雄市の図書館、教育委員会がやったなんていうことは一言も報道されないし、大阪の橋下市長が文楽の予算を切った云々と。教育委員会が云々ということはないです。甲斐市政の中での文化、教育政策の中の一環なのです。だから、これは甲斐市長の意向が大きく働いているというふうに見るのが私は妥当だと思うのですが、違いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡市行政をつかさどるのは私ですから、それは当然であります。ただしこれは何度も言っているのですけれども、それぞれ分担があるわけでありまして、全部教育委員会でやれなんということを言っているのではないのです。そういうことではなくて、専門家のグループであるから、図書の持っている教育的な意味はどういうところから突っ込んでいったらいいのかを教えてくださいよ、それから説明責任を果たしてくださいよと言っていたので、私は全然関係ないし、教育委員が全部悪いなん

ていうことを私は決して申ししていない。最終的にそういうものが上がってきて私のところで判断をするのです。その判断材料を下さいと、こういうことであるわけです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 違いますよ。市民がびっくりしているのは、教育委員会の文化政策に対する、図書館政策に対する認識の欠如。甲斐市長は、教育委員会、さっき校長先生がいるからと言ったけれども、校長先生もくそもないのです。きのうだかおとと言ったでしょう。私は、佐和田町の町長でもなければ小木町の町長でもない、佐渡市の市長なのだと言った市長は胸張って言ったではないですか。佐渡市として文化をどうするかという、教育委員会の意見聞かないとわからないという市長に市民は実は今失望しているのです。そういうふうには受け取れませんか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、5つの公約というのを出示しております、その中で教育ということもちゃんとやっているのです。言っております。それから、例えば佐渡の場合人材というものをこれからどうやっていかなければならぬかということで、今キャリア教育のところまで取り組んでいるのです。そういうことをやっている。ただ、これは図書館という問題については今どこに問題があるかということ、皆さんがいろんなことを話しているけれども、説明責任も少なかった、なかったのではないかということがあるから、まずその説明をしてくださいということを行っているのです、私は何も逃げているわけでも何でもありません。教育の方針、子供たちはどういう教育をしたらいいのかということ、私は5つの中で出しているのです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 特に世界遺産だ、ジヤスだ、農業遺産だ云々、それで文化薫る島だという中で、この文化、図書館の問題を削るということに私は市民が非常に不信感を持っているのだと思います。私は、一番最初に聞きましたが、あなた方は意見交換会でも言って歩いたが、この行革で一体幾ら予算を削れるのですか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

600万から700万ぐらいというふうには推計しております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 600万から700万といたら、私実は意見交換会は9地区のうち8区追っかけやりまして、非常に市民はやっぱり健全です。ある方はこう言いました。北埠頭の屋根の一部があれば800万ぐらい出るのではないかと、8,000万ぐらい出るのではないかと行って言ったのだけれども、800万削るためにこれだけ市民を騒がせて、佐渡の文化レベルを日本中に知らしめなければいけないのですか。私はこの前立ち話でも言いましたが、新津の図書館協議会では佐渡ではこんなことやっているというのが話題になっています。ツイッターでは、佐渡市の図書館無人化計画というのがツイッターに出ています。フェイスブック見たってこれが世界遺産だ、文化だ、恥ずかしいと思いませんか。どちらでもいいですが。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 恥ずかしいと思います、本当に。こういうことでわあわあ、わあわあともめているわけですから。だから、早くそこで市民の方々とは対話をしながらということ。それから、500万か600万今

削るという話がありましたけれども、それを削るか削らないかなんていうようなことをそのところでやるのは大体おかしい。私はそうではない。その前の部分をやってくださいよということを言っているのですから。本当にこれは恥ずかしい話です、はっきり言いまして。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長は、この間説明責任が悪かった云々と言うのだけれども、では資料を見てください。資料の19。実は、私は今回の図書館縮小無人化計画と言っているのだが、無人化というのはあなた方も出しているのだ。4月から説明もなしにここに表に書いてあるようにやられたのです。現地の気持ち、3Kの一つもないのです。相川に行ってみてください。無人化になってご迷惑をおかけしますと。説明もせずにやるということは、これはあってはならないことではないですか、市長。

○議長（祝 優雄君） 社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

相川につきましては、地区教育係が3名いました。そのうちの清掃を担当していた職員が清掃時間があいたときに2階の図書館にいて貸し出し業務をお手伝いしていたという現状でございます。地区教育係につきましては、3名から2名体制になりましたので、図書館の専任の職員という形での原因ではないというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 相川で意見言った人もきょうのテレビを見ていると思います。相川に行ったら何て言いましたか、意見交換会で。まず、この相川の図書館を4月前に戻してくれと言ったのです。その方が言うには、人がいなくて本を借りられない。今市民から見たら、市長部局だろうが図書館の職員だろうが関係ないのです。本の相談に行ったら応えてくれる。おばあちゃんから4月に頼まれた本が5月の時点でいまだにきていない。頼んだおばあちゃんも忘れてしまったというような話もありましたが、これが実態なのです。説明責任を果たさずにこの4月からやっている、これだから市民は怒っているのではないですか。

では、確認だけしておきますが、下の新穂、畑野、羽茂もこういった縮小になっているのですが、これいいですね。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

議員の資料の中で、新穂については佐和田図書館から1名の方が月4日間24年度までは行っておりました。同じように畑野もそのような体制で佐和田から月に4日間行っておりました。このスタッフにつきましては、今年度から3時間、半日、行き帰りの時間もありますので、半日ということで月2回になっております。羽茂につきましては変わっておりません。赤泊につきましては、これ月18日になっておりますが、18日しか勤務できない体制になっておりますので、それ以外の日、基本的には土日だけが閉館日ですので、それ以外のときはその地区の教育事務所の職員が貸し出し業務等を行っております。ですから、3時間週5日、羽茂と赤泊については24と25については体制は変わっておりません。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○社会教育課長（小林泰英君） はい。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 市長、どうですか。説明責任も果たさずにこんなことを予算上でやってはならぬと思うのですが、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今そういう社会教育課長の話がありましたけれども、そのこのところの説明をもっと懇切丁寧に説明責任を果たしてくださいよということを私は申し上げている。

〔「やっちゃったよもう」と呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） いや、だからそこは。だから、もしやってしまったのだったら改めてやるとか、そのこのところはやっぱりやってもらわなければ。私は、市長がそこへ行って、相川の図書館へ私が行って説明するというわけにいかないのです。

〔「そう思わないかということですよ」と呼ぶ者あり〕

○市長（甲斐元也君） だから、説明責任が足らなかったからやってくださいということを私は申し上げているということは何回も申し上げているのです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私が言いたいのは、市長は今回の無人化計画ちゃんと説明しなさいと言うでしょう。今言ったここは説明もせずにやっちゃっているのです。人口の1割の6,000名の署名は地域の図書館を存続をして充実、発展させるというものなのだけれども、金がないのだったら、北埠頭に金をつぎ込まぬのだったら我慢するから、せめて現状維持に戻してくれという市民だっているのです。それは、説明もせずにやる、県が佐渡市に対してこんなことやったら怒るでしょう。それと同じことを市民にやっている。これは、こんなことをやっていて職員に2S3Kが徹底するわけではないではないですか。これやっぱりもとに戻すべきだと思いますが、いかがですか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明いたします。

先ほども申しましたように、羽茂と赤泊は変わっておりません。新穂、畑野については、この担当は図書の書架の整理ということ週1回1日かけてやっておりました。これを2週間に1回で書架の整理の業務を行うということで、この新穂、畑野については貸し出し業務まで、そのとき来た方にそういうことはしても、基本的には書架の整理という業務でそちらのほうに行っておりましたので、もしこれが書架が乱雑になるようであれば、その行く回数をふやすということは図書館のほうで一緒に考えていきたいというふうに思っております。相川につきましても基本的には書架の整理という形で考えておりますので、もし書架が乱雑になるようであればしっかり対応したいというふうに考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） わかりました。もとに戻さないという意思がかたいということは非常によくわかりました。多分市民は怒ると思いますが。

では、せっかくですから、⑯、全国6万3,000人の図書館予算、午前中の方と同じで、これ出処が消えています。日本の図書館、2012年からであります。6万3,000人の市です。一番最後の22年度決算に対する図書費の割合を見てください。支出に対する割合です。6万3,000人の市でいうと0.27%なのです。

両津の意見交換へ行ったら、こういった図書の予算は1億円ぐらいあってもいいのだと言っていました。0.27%にすると1億3,000万ぐらいになるのです。この予算を見て本当に少ないというふうに思いませんか、市長。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 教育委員会の総予算というのは93億円あるのです。これは、全予算523億円の17%であります。社会教育費関係で9億円であります。つまり確かに今議員の出された資料を見れば少ないのです、ほかと比較していますから。だから、私はそのことだけではなくて、では教育委員会の総予算として本当に少ないのかというのは、これからやっぱりもうちょっと勉強しなければならぬと思いますが、そのことだけで判断をしるというならば、ほかのものと比較するのだから少ないという感想は持っています。だけれども、それが本当に少ないのかどうかという点は、17%ですから。ですから、そういう点でそれだけをもって判断をするということは私はできません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 佐渡市は、金を稼がないのに金をつぎ込まないというのはわかるのだけれども、例えば⑩、平成25年度の佐渡市の当初予算はこのとおりです。両津の北埠頭は継続費ですが、例えば世界遺産推進に4億円、特にトキ推進費に1億1,000万、図書館費に3,780万でしょう。確かに教育予算は要ります。一家の家でいえば、教育費に金がかかるのだったら子供のためにおやじが酒飲むのをやめて、遊ぶのをやめて子供に金を回すというのが本当ではないですか。要りもしない北埠頭を建てるのではなくてそういったところに金を入れる、これが17%。さっき市長は言ったではないですか。画一的に物事を考えない。これからは人を育てなければいけないのではないですか。それでも変わりませんか、考えは。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） それでも変わりませんかという意味はわかりませんが、私は、議員の質問は今のその資料を見せて、これが少ないか多いかということと言えというから、私はそういうことを申し上げたので、それだけ見るなら少ないと言います。ほかのところと比較しているのだから。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 博物館問題でいろいろありまして、市長いわくこれからは副市長が教育委員会と密に連携をとりという話もあったのですが、副市長にお尋ねをします。この間教育長あたりは意見交換会で市民から出た意見のことについてはこんなことだったというふうにまとめて2つ、3つぐらい言っているのですが、副市長はどのように捉えましたか。

○議長（祝 優雄君） 金子副市長。

○副市長（金子 優君） 署名は私もいただきました。いろいろな意見があることは十分承知をしております。その中で、今市長が何回も話をしておりますように、そういうことの説明、さらにはご意見を聞いてきて、その判断で市長が判断をすると言っておりますので、基本的には今市長が話をしておりますように、いろんなご意見があると思います。これをどうまとめるかというのは教育委員会だと思いますので、さっき話をされましたように、市長ではないかという話をしておるのですけれども、その前段のご意見をまとめてほしいという願いをしておるということでございますので、全くそのとおりであると思います。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番(中川直美君) 14日の教育委員会では、9カ所でやった意見交換会の意見が31ページに及ぶものだと下に書いてあるのは副市長読みましたか。

○議長(祝 優雄君) 金子副市長。

○副市長(金子 優君) 中身は、全部読んでではありません。

○議長(祝 優雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) 中身は全部読んでいない。ぜひ読んでいただきたい。この間の9地区の意見交換会で教育長とか行っているのだけれども、誰も言わないのだけれども、私8カ所追っかけて、結論で言うのですよ、今回の計画は地域の図書館を潰すということだったせいもあるのだろうが、1カ所は充実してほしいなんていう声は2人だか3人しかなかったではないですか。何でそれが大きな、教育長が1カ所欲しいというだけなのでしょう。今回出たのは、1カ所、そんなところを充実するのだったら地域を充実してくれというのが約300人以上いたと思うけれども、9地区で出た方々の声です。もう一つ言ったのは、専任の職員がいてこそ図書館だと。よく言われるのは、保健室に保健師がいなかったら保健室とは言わないのです。ラーメン丼の中にラーメンが入っていなかったらラーメンと言わないと同じで、これちょっとあれですが。ちょっと違う。今の2つです。もう一つは、この図書館、文化の問題を行革計画から外せ、行革というのだったら図書館より北埠頭だよ、この声は多かったではないですか。毎日ブログを更新している方の各地区の意見交換会の意見が随時アップされています。多少見方が私は違うところはあるのだが、そこにも赤裸々に出ているし、その31ページの中を読めば今言った3点に要約されるのだ。

そこで、せっかくなってきたので、やりますが、⑱、図書館、あなた方は業務量で今回の無人化計画を決めたというのだが、断片的に私は聞いておりました。平成24年の貸し出し数に対して18年はどうかと言ったら、中央は96%なのです。業務量でいったら中央を縮小するしかないのではないですか。

○議長(祝 優雄君) 小林教育長。

○教育長(小林祐玄君) 私も9つの地域全部回らせていただきまして、お話を伺いました。それで、行革のとおりやるのではないということで、私は4館というのではなくて地域にやはり残さなければいけないというように思っておりますし、それから平成18年ぐらいから図書館協議会の中のご意見等があるのですが、その中でやはり1つは充実したものがあっていいというようなご意見がありますので、1つはやはり充実したものをということも考えなければいけない、そのように思っております。

○議長(祝 優雄君) 中川直美君。

○8番(中川直美君) それは、教育長の意見で、意見交換会で出た意見は2つぐらいありました。2人ぐらい。そんなのなかったではないですか。だから、5月28日のを私もこのとき傍聴しに行ったのです。さっきまでいた教育委員長はいないけれども、我々が思っていたよりも1館だけはというのねと言って冒頭しゃべっていたではないですか。1館充実するというのがないと地域潰せないから、あなたはそう言うのだけれども。ちなみに、言っておきますが、午前中も離島の図書館の話がありました。離島でいうと海士町。海士町は、島まるごと図書館構想と頑張っているのを市長知っているでしょう。どうですか。知りませんか。

○議長(祝 優雄君) 甲斐市長。

○市長(甲斐元也君) 承知をしておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） もともとは貧弱だったのだけれども、市長と同じです。人をつくるというのを島の、離島振興の関係で知っているかなと思ったのだけれども、柱にしている。人をつくるためには丸ごとだと。あそこは、幼高連携教育というのです。小さい保育園から高校までを連携した教育で人をつくっていくということでやっている。そのために図書館が必要だと言っているのです。例えば今全国一の図書館と言われているのが佐渡市と違って合併をしない道を選んだ長野県の小布施町です。まちとしょテラソというので有名なのだけれども、今。この前、この春にニュースになった武雄市の樋渡市長は、二、三日前に小布施に行ったら小布施ショックと言ったのです。武雄市長に怒られてきた議員もこっちにいますけれども、やっぱり自分たちも地域をつくる、その人でさえ驚く場所なのです。世界的にいうと、今図書館のあり方というのが鋭く問われていまして、何で問われているかといえば、インターネットが発展し、タブレットが発展し、検索やレファレンス機能というのがあふれているのです。その中で図書館がどういくのかということで世界的にも実は問題になっているのです。そこで、午前中もあつたのだけれども、話が長くなってしまいました。基本構想なんて難しいことは言いません、私は。図書館のキャッチフレーズ、あるいはサービス計画って何ですか。ありますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 特に佐渡市の図書館で決めたキャッチフレーズというものはございません。私ちょっとわかりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） この問題もそうだけれども、佐渡市の図書館の一番の問題は振興計画を持っていないのです。営業計画を。だから、教育委員会は本棚、貸し本屋としか考えていない。市長もそういう節はあるのだが、貸し本屋だ。3年間なら3年間どういうことをやるかという営業方針を持っていない。言葉で言うと。サービス指針を持っていない。振興計画を持っていない。普通最低限……構想なんていうのは難しく、いいのだけれども、それがいいから変な計画になるし、ない中で計画をつくったって、午前中のにちょっと似てくるのだけれども、いい計画できるわけじゃないではないですか。市長にお伺いしておきたいのですが、教育委員会は、ここに書いてあるようにももとの3月議会の計画、その次の計画、再々見直しをしようと言っているのだが、教育委員会の……教育委員長もいなくなったが、議論はどうなっているかという、今の行革路線を縮小する枠の中で意見交換会で出た市民の開館時間を長くしてもらえないかというようなことをやるというだけの話。市民が言っているのです。市民が今求めているのは、今よりも充実をしてほしい、図書館には司書がいて、専門職がいてこそ図書館だと。ということは絶対できないのです。800万だか600万削る枠でいくと。では、教育委員会がこの行革の枠を超えて充実をするべきだというふうに教育委員会が結論をつけて市長のところを持ってきたら、市長はそれに答えますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） おもしろい話でして、私のところへまだ報告がないのです。それが1点。もう一点は、図書館が必要ないなんていうことは私は一言も言っていないのです。ことしは、何とか人材育成をやっていかなければならない、キャリア教育ということはなかなか小学校も中学校もうまくいっていない、これをやっていかなければならないということで今いろんなところを歩いているのです、佐渡の中。そう

いう中で、図書館が要らないなんて思っているわけではない。ただ、まだ教育委員会のほうからこういう構想でこうだというのが上がってきていないから判断できないのであって、それが上がってきた段階で判断しますということはいつも言っているのです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 午前中教育長が私の苦しい胸のうちをわかってくれというふうに言っていました、私はわかるのです。なぜ教育長はそう言えないかというと、行革本部に入っているわけでしょう。図書館を廃止するという行革そのものを市長がトップで、副市長は次で教育長が入ってこの行革、図書館をやるべしという大計画を進めて、自分で決めているからこれをやめてくれとは言えないのだと思うのです。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 私もその行革本部の一員ですので、資料はもらうのです。それで、図書館は本当に大事だと思うのですが、やはりこの後のということを考えると、私が勝手にそんな大風呂敷を広げるといふわけにはいかないということです。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 何かここで嫌み言っている人が1人いますが、800万ですよ、800万、現状維持で。さっき言った私的な諮問機関なんて要らないものは削る。無駄なものを削って市民のサービス充実するというのが行革の基本ではないですか。資料⑨、あなた方はこれまでは行革を評価しているでしょう。下から3段目、文化を大切に一人一人を育むまちづくりは94.7ポイントだということでしょう。その中身は何かというのはこの下にあるのです。ここに何て書いてありますか。いつでもどこでも誰でも学べる生涯学習の推進。図書館なくなればポイント下がりますが、いいですか、行政改革課長。

○議長（祝 優雄君） 清水行政改革課長。

○行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。

議員の資料につきましては、24年度にやりました施策評価の結果であります。これは、23年度の事務事業評価の評価結果を総合計画の基本施策に今体系的に集約して、その達成率を平均して出したものでございます。全体的に評価を上げてもらうのが本来の筋だと考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 教育委員会のこの間の案の経過、案の中身でいうと、あなた方は図書館も図書室も呼称の問題だけだと言っているのだが、今その部分は戻したということになっているのだが、もともとの計画は全部図書室にした後はどういう計画でしたか。図書室にした後の計画。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

現在の計画は、合併特例措置がなくなった後に5年かけて低減されます。その時点を見据えての計画ですので、それまでの間にそういうふうにしていきたいということで、その後の31年以降については今のところまだ計画の中では検討しておりません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 行政改革課の会議録ではどうなっていますか。

- 議長（祝 優雄君） もう一度、ちょっと答えてください。わかりません。
- 8番（中川直美君） 時間ないからいいです。行政改革課の会議録ではどうなっていますか、図書館のあり方。図書室にした後どうすると言っていますか。
- 議長（祝 優雄君） 清水行政改革課長。
- 行政改革課長（清水忠雄君） ご説明いたします。
確認をしておりません。申しわけありません。
- 議長（祝 優雄君） 中川直美君。
- 8番（中川直美君） 1割の市民が怒って署名を出す、市長への抗議のはがきも行く。行革は、市民の声聞いているのだからいいか。平成25年2月21日、会議録はホームページにも出ています。その中でこう言っています。中央図書館以外は全て臨時職員ということもあり、図書館機能は維持し、地区教育係で対応していく方向で検討しています。将来的には中央図書館以外を公民館図書室として考えていますと、こう言っているのではないですか。ちなみに、言っておくと、そのときの私的な諮問機関ではない行革推進委員は、地域へは十分説明を行ってほしいと、ここまでつけてあります。あなた方は、いろいろ言っているのだが、もともとのこの時点での計画は9を図書室にして、それ以後は将来的には公民館図書室にするという考え方だったのではないですか。違いますか。
- 議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。
- 社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。
1月でしたか、のときに説明を1回図書館協議会にしました。1月30日だったかと思います。そのときの説明の中で、行革の担当のスタッフが図書館法から外れた図書室という言い方をしたことがありました。それは、その後2月以降の説明の中では、図書館法に基づく分館というふうに訂正をしておりますので、その時点でその担当はそういうふうに思っていたかも知れませんが、館長と私どもとの話し合いの中ではそういう認識ではなくて、基本的には25年の1月、2月以降ですか、全て図書館法に基づく中央図書館の分館という形で9室を考えております。
- 議長（祝 優雄君） 中川直美君。
- 8番（中川直美君） 課長、それ言うてはまずい。これ社会教育課長がしゃべったことになっているのだ。社会教育課長がそのようなということで会議録に出ています。これは、さっき言ったように平成25年2月21日の行革推進の会議です。違いますか。後で見てください。つまり私が何言いたいかというのは、名前が変わるだけですか機能は変わりませんか、この間する市民に言ってきたのだけれども、もともとの中身を開いてみると、公民館図書にまで格下げしてしまおうというような話なのです。公民館図書だって条例で定めればいろんなことができます。だから、私は一概に悪いとは言わぬが、一般論で言えばそういうことになるのです。それでは、庁舎のアンケートをとりましたよね、庁舎建設の。あそこで図書館のことについて記述があるかと思うのですが、どんなになっていますか。
- 議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。
- 財務課長（伊貝秀一君） 今の議員のお尋ねは、庁舎アンケートの中に図書館機能の記述があったはずだという、そういうお尋ねですか。私の記憶では、庁舎アンケートそのものの中に図書館のことについて触れたアンケートの項目はなかったかと思えます。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） それでは、地域福祉計画の中に図書館に関する市民の声はありませんでしたか。

○議長（祝 優雄君） 笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） 説明いたします。

一部パブリックコメントの中にございました。子育てに優しい地域づくりに関連して、図書館を図書室に格下げすることや図書館を廃止しないでください、面積の広い佐渡では中央に行くのに自家用車でも時間がかかる、車に乗れない高齢者や子供たちは図書館を利用できなくなる、図書館、図書室は単に本が置いてあるばかりでなく地域の子供たちの学習や交流の場、高齢者の生きがいの場でもあり、どこからでも検索ができ、借りられる利用しやすいシステムをそのままにしてほしいというような意見がございました。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） その意見がパブリックコメントにあったのだが、それどうしましたか。

それと、庁舎の関係では、支所、行政サービスセンターの維持と活用というところで図書館に対する記述があります。地区で格差があるのはおかしい。佐渡の中、どこにいても同じサービスが受けられるようにすべきであって、そういうことに私たちの税金を使ってほしい。図書館や行政サービスセンターを統合していく計画は反対ですというふうにアンケートに記述をされています。これは庁舎のほうね。では、社会福祉計画にどのように反映されましたか。

○議長（祝 優雄君） 笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

先ほどのパブリックコメントの回答につきましては、本市の中で地区の図書室がこれからも高齢者や子供たちの学習、交流、憩いの場として生きがいの創生に寄与できるように努めますということで、健康・生きがいづくりの27ページに追加させていただきました。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私は、何が言いたかったかということ、庁舎関係のアンケートは早い時期でしょう。早い時期だけだね。そんな庁舎ばかりつくって図書館がだめになるなんて、あのころから実は言っているのです。市民は、第2次地域福祉計画、この前書きの中で誰もが住み続けたいと思う島を目指してということで甲斐市長のコメントがあります。私は、思わず吹いてしまったのだけれども、それは別にしまして、あるべき姿という議論がよくあるのだけれども、私は今回の9地区から出た市民の声を聞いてみて、佐渡の図書館のあるべき姿というのは市民の中にあるなと思ったのです。実は、この市民の声を生かしていくことが地域をつくっていくことになる、私はこんなふうに思っていますが、教育長はいかがですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 私もそのように受け取りましたので、それと9カ所、もしくは中央含めて10カ所、どうまく工夫をしてサービスを落とさないようにできるかということ、今係のほうに見直しをしております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） だから、さっきから言っているように、市民の中にあるというのだったら、1館、1つだけ充実しろという声は出てこないのです、今回の9地区の意見交換の中では。それと、もう一つは

幾ら反映しようとしたって、予算を切り詰める中での反映だから駒を動かすしかないのです。そうではなくて、甲斐市長さっきちょっと無然たる表情でいまだに報告は来ないと言っているのですから、教育委員会は臨時でも何でも開いて、市民の声を反映するには800万の削減ではなくて、少なくとも現状維持に予算措置してくれと市長部局に投げれば私は応えると思うのですが、そういうことをやる気はありませんか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 今この場でちょっと即答はできません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 確かに市長とも相談せねばならぬと思いますが、そこで1つ言っておきたいのは、今回の図書館の縮小計画、行革の中にもあるにはあったのだけれども、市長が各出先の支所や行政サービスセンターを残すという中で支所のコンビニ化、ある説明会では長岡のアオーレ長岡のことをちょっと口走っていましたが、その中で教育係でやったら財源も削減できていいのだということで、社会教育課長はその任の課長になったのではないですか。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 小林社会教育課長。

○社会教育課長（小林泰英君） ご説明します。

アオーレの話は、発言は確かにしました。そのためになったわけではございません。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 甲斐市政の教育に対する姿勢が私はわかったというふうに思います。

時間がわずかですから、次の問題に行きます。地域福祉計画、これは高齢化の中で非常に大切な計画です。今回できたばかりの計画です。以前相川地区の買い物難民の問題で、あそこには相川くらしと福祉のネットワークという団体があって、買い物難民や高齢者の問題を一生懸命やっている。だとしたら、この地域福祉計画は市民と協働しながら進めるというのだから、市がもうちょっと相談に乗ってやるとか後押しする、そして問題解決していくべきだと言ったのだが、その後どうなっていますか。

○議長（祝 優雄君） 笠井社会福祉課長。

○社会福祉課長（笠井 寛君） ご説明いたします。

私ども社会福祉課としましては、買い物難民の関係につきましては高齢者の移送手段の確保として75歳以上の方への路線バスの割引サービス等ございますので、それを引き続き実施していくということで考えております。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 私これ詳しく取り上げたのが平成24年の3月議会です。それから後あなた方は全くその団体に声もかけていなければ何もしていない。前言ったように、チャレンジ事業ではハードルが高かったというのだけれども、今でも細々だけれども、頑張っているのです。こういった地域福祉計画、今きずなや福祉が大事なときですから、市がもうちょっと後押しのために入って現場の声を聞く、3KのKです。必要だと思いませんか。市長、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今回の地域福祉計画は、とにかく福祉というのは大事であります。地域において、みんながいろいろ協働して相談でき合う、自助、共助、公助というものをどう組み合わせっていくかという

ことを推進していくということがやっぱり大きな目玉であります。そういう意味でありますし、その中で支所、行政サービスセンターの職員が出向いていていろんな人たちと話をするというのを、総合的に物事を進めていかないと、1つの課だけではできないのです。だから、そういう意味でもし福祉計画ということになれば支所、行政サービスセンターの充実ということも一緒にやっぱり考えていかなければならない、こういう考えであります。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） 時間がありません。国保の関係、⑩、安い市長の医療保険の自己負担額、これ過去の資料ですが、これで間違いないと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明いたします。

議員資料のナンバー11でよろしかったですね。平成22年度におきます市長の医療保険負担と国保の夫婦プラス子供世帯の例示でございますけれども、市長の保険料につきましては算定方法、これについては月々の部分の保険料ということで、賞与の部分についても保険料の対象になってはおりますけれども、これちょっと含まれていないと思われまして。それから、下の夫婦プラス子供世帯ですけれども、下のほうに米印でご説明がございますけれども、この部分については保険料の年額が49万700円となっておりますが、これを正しいとするならば、収入が350万ではなくて所得が350万という解釈になります。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 中川直美君。

○8番（中川直美君） これ過去に資料を受けて、ちょっと古い、今回つくれなかったのですが、また委員会でやります。

最後にまとめます。図書館問題見ても何見ても今市民が行政に本当に不信感を持っています。今回の皆さん方の答弁で市民がどう対応するのかよくわかりませんが、ぜひ市民の期待に応える市政になるべきだということを強く強く述べて終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で中川直美君の一般質問は終わりました。

ここで、10分間休憩します。

午後 3時28分 休憩

午後 3時39分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村良夫君の一般質問を許します。

中村良夫君。

〔13番 中村良夫君登壇〕

○13番（中村良夫君） 日本共産党の中村良夫です。一般質問を始めます。

昨日早朝ですか、前浜片野尾で建物火災が発生しました。市長も現場へ行ったそうですが、幸い家の方は無事でした。ご本人とお会いしたところ、住宅用火災警報器をつけていたことで助かったと、皆さんに警報器をつけてくれと宣伝していただきとお話をいただきました。安心、安全な地域づくりのためにも普

及率100%を掲げて進めてもらいたいと以前一般質問でも取り上げた経過があります。この教訓を改めて生かしていただきたい。消防署、消防団始め、地域の皆さん、大変ご苦労さまでした。

第1の質問は、新潟県立佐渡中等教育学校の学校給食中止について質問します。3月議会でも取り上げましたが、両津地区にある県立両津高校に中高一貫教育学校として、平成20年4月ですか、新潟県立佐渡中等教育学校が開校されました。佐渡10地区から生徒さんが通学されています。中等教育学校生徒の給食は、佐渡市の学校給食センターから配送し、学校給食が実施されています。開校以来現在まで佐渡市が給食センターの維持管理に係る経費について負担をしていたということですが、佐渡市は中等教育学校の設置者である新潟県に給食センターの維持管理に係る経費について負担を求めてきましたが、県は負担はできないということで平成26年度をもって県立佐渡中等教育学校の学校給食は中止にするという3月議会での市長答弁の趣旨でありました。

そこで、佐渡市の学校給食センターの維持管理に係る経費負担について、①から④をちょっと読み上げますけれども、通告を。①、新潟県と佐渡市の協議及び決定はいつどこでされたのか。議事録または決裁書類などを示していただきたいと。②は、佐渡市が負担をすることをいつ、どのように市教育委員会で協議されたかを示す書類などを示していただきたい。③は、佐渡市が負担に至る経過と負担することを確定した根拠を具体的に示していただきたい。④、平成26年度をもって給食の配送を中止するに至った新潟県と佐渡市の協議及び決定はいつ、どこでされたのか。議事録または決裁書類などを示していただきたい。この①から④をまとめますと、1点は県立である佐渡中等教育学校の学校給食について、平成20年4月開校以来現在までどういう経過で佐渡市が給食センターの維持管理に係る経費を負担することになったのかと。2点目は、平成26年度をもって学校給食を中止する理由は何かと。3点目は、平成26年度をもって中止するのではなくて、多くの保護者から佐渡市立中学生と同じように学校給食を続けてほしいと訴えています。義務教育である佐渡中等教育学校の生徒に対しては、佐渡市の学校給食センターからの給食配送を継続すべきだと。答弁を求めます。

第2の質問は、佐渡汽船の運賃割引と佐渡準市民制度充実拡大について。1点は、島民に適用される佐渡汽船運賃は長期割引が当然必要であります。カーフェリー新造船の運賃割引と離島振興法で運賃はどうする方向なのか、早急に示すべきだと考えます。来年4月からカーフェリー1,000円だと、ジェットフォイルは2,000円だと、これを20年間長期運賃割引の方向だというようなもの、さらに運賃低廉化で安くなるように佐渡市は佐渡汽船と交渉中で詰めに入っていますよというような答弁を求めます。

佐渡汽船の船をつくることに佐渡市は多額のお金を出して、新潟県は一円も出していないのです。2点目は、1点目の質問とも共通しますけれども、カーフェリー運賃で障害者などの付き添いや病院通院、そして通院付き添い、学生割引は待ったなしです。早急に実施すべきです。この方たちから費用を何とか安く、カーフェリー運賃を安くしてほしいと訴えています。1点、2点あわせて1歩でも2歩でも前へ踏み出した佐渡汽船の運賃割引を求めます。

3点目は、佐渡準市民制度への加入登録を積極的に簡素化し、大胆な佐渡観光誘客に向けた取り組みが必要であります。今ある制度を大いに活用してさらに広げ、充実、拡大に佐渡観光誘客に向けて進めることが必要であります。答弁を求めますけれども、この制度は平成20年から今日まで制度実施されてきました。そして、どのくらい準市民登録数がいらっしゃるのか、どのくらいその登録された方が佐渡に来られ

たのか、状況についてあわせて答弁を求めます。

第3の質問は、商店街の路上駐車対策とまちなか商店リニューアル助成事業について質問します。1点目は、商店街の路上駐車対策は各地域の商店街にも言えると思います。先日地元新聞に20代の学生さんから投稿がありました。佐渡の表玄関である両津港付近にある商店街で安心して買い物ができ、商店街が活性化するように創意工夫して利便性の高い駐車場を設置すべきだと。答弁を求めます。

2点目は、先日行政視察で苫小牧市へ行ってきました。将来の人口減少、超高齢社会に向けた持続可能なまちづくりの実現に向けて、町なかを暮らしやすい生活空間へと充実させて定住人口や交流人口の増加を目指しています。佐渡市のまちの中、商店街もおもしろく活気あふれるものにしたいと。そのためには小さなお店が元気になる、商業の活性化を目的に商売を営んでいる人やこれから営もうとする人が店舗改装や店舗などで使用する備品購入を行う費用に対して、例えば2分の1を補助する商店版リフォーム助成事業、まちなか商店リニューアル助成事業の創設を提案したいと思います。答弁を求めます。

第4の質問は、燃油高騰と消費税増税について。アベノミクス、安倍内閣の経済政策が誘発した円安により漁業の燃油が急上昇し、漁業者は大打撃を受けています。特にイカ漁は、他魚種の漁と比べて倍以上燃油を消費します。一晩中イカをおびき寄せる集魚灯をつけるからです。ご案内のように。漁師が漁に出て真面目に一生懸命働けばちゃんと生きていける世の中にしてくださいと訴えています。さらに、政府は来春の消費税増税や社会保障の切り捨てで年金が2.5%削減と、こういったことを推進しようとしていますけれども、これでは私たち佐渡島民の生活がよくなるわけがありません。そこで、1点目は、漁業者は魚価の低迷もそうですけれども、燃油高騰に関する政府の対策は1リットル当たり95円の基準に対して最低で60円に下げてもらわないと話にならないと訴えています。佐渡の第一次産業を守るためにも地元要望を国へ文書で要請すべきです。また、市独自でも燃油への直接補填を考えるべきだと思いますけれども、答弁を求めます。

2点目は、今必要なのは、この消費税増税を中止して国民、島民の仕事と所得をふやすことでもあります。そうすれば、内需がふえて売り上げも伸びて経済が活性化します。佐渡として政府に対して消費税増税の中止をして、社会保障の充実、大企業への内部留保を国民に還元させて庶民の懐を温かくすることを求めるべきです。答弁を求めます。

最後の質問は、佐渡一周線の松ヶ崎、例えば松ヶ崎岩首間、岩首柿野浦間の生活道路改良工事の早期着工、事業化について質問します。地域住民は、ご案内のように本当に困っています。さらに、最近では交流人口も以前よりも多くなってきていると感じます。生活密着型道路であり、工法、法線を決定して早期着工及び事業化を求めます。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長（甲斐元也君） それでは、中村議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の中等教育学校への給食提供であります。県立であろうと市立であろうと子供は子供なのです。同じ子供であります。そこに差をつけるということはいかかなものかということで、私自身も教育

長及び教育次長にも話をずっとしてまいりました。今回県の人事異動によりまして教育次長はかわりましたので、女性になったわけでありますから、ちょっと優しいかと思しますので、さらに話をしてまいりたいというふうに思っております。これは、引き続き私はやっていきたいと思っておりますし、中身はどういう経過で今までやってきたかということは教育委員会から説明申し上げます。

佐渡汽船の運賃の問題であります。いわゆる船舶建造、「おおさど丸」の代替船、「ときわ丸」でございますが、26年4月から走るわけでございますが、運賃還元につきましては就航時から15年間行うという計画で今進めています。これは、私どもがお金を出す一つの条件にもなっているということであります。ただ、これは離島はどこでも言えることでありますけれども、離島活性化交付金という制度があるわけでありますが、その中でやはりこれは一般国道という考え方でございますので、軽減ということは絶対にやっていかなければならないということでございますので、何度も申し上げておりますが、人、物の往来というものがこの交付金の対象になっているわけであります。したがって、先般も申し上げましたが、5月の壱岐においての全国離島振興協議会の総会におきまして、まず対象範囲を拡大をしてください、それから補助要件の拡充ということを決議いたしましたわけでありまして、今後国に対して強く働きかけをしていきたいというふうに考えております。

それから、付き添い者の運賃割引につきましては、第1種の身体及び知的障害者の付き添いのみ障害者と同じように50%割引となっているところでございます。それから、新潟へ通院する方については、厚生労働大臣が指定する特定疾患の認定患者及び人工透析を主とする者に対して佐渡汽船2等の往復相当額の50%を市が補助をしているということであります。それから、学割については実は昨年4月から3月までにこれやってきたわけであります。実績からしますと1万7,012人、これだけの学生がそれを活用した。活用したということは、佐渡へ入ってきたということでありますから、この数字は私はやっぱり大きいと思っておりますし、ましてや県外が46%、うち関東が35%というのは、いわゆる東京から学生が佐渡に入ってきているという点では、非常に私はこれは重要な施策だと思っております。しかしながら、本来であれば佐渡汽船がやるべきものであるということについて、議会からも強いご指摘をいただいたわけでございます。したがって、佐渡汽船独自で割引を実施するようにならざることを働きかけておりますが、まだ返事をもらっておりません。しかしながら、粘り強くこれは引き続きやっていきたい。特にこれから夏になるわけであります。一番書き入れどきでございますので、早急に進めてまいりたいと思っております。

それから、準市民という制度、これを活用して観光誘客というようなことについてやっていけということでありますが、現在3,881名の準市民がおります。この制度は、ご案内のとおりでありますけれども、島外の在住者であって佐渡に関心を持つ方、あるいは縁のある方、こういう方から佐渡ファンをつくっていくというのが大きな狙いでございます。そういう意味におきましては、これからもこれはやっぱり事業拡大をしていかなければならないと思っております。市のホームページから直接申し込めるというようなものにも改善をいたしましたし、もう一つは佐渡に営業所等がある、会社があるわけでございますが、そこは転勤で佐渡へ来ているような人も大勢いらっしゃるわけでありますので、島外出身者の方に今周知をしながら登録を進めているということが1つございます。もう一つは、これはもう全くの市民団体であります、SADO未来塾という組織ができ上がりました。今会員だけで五、六十人いると思っておりますが、私もその会員になっております。奉行所の手形をつくりまして、その中に佐渡のことを書きながらやってい

るということで、佐渡奉行、佐渡を自慢する奉行の会というようなものをつくりながら、自らこれの名刺を印刷をしてそれぞれで行って配って佐渡のファンになってもらうというような動きも出てまいりましたので、こういうことを通じながらこれからも進めてまいりたいというふうに考えております。

もう一つは、商店街の路上駐車対策とまちなか商店リニューアル助成事業であります。いろんな地域でシャッター通りになってきているということは、これは事実であります。ただ、それが一部ではありますけれども、改善している地域もあるのです。その改善している地域は一体どういう動きでやってきているかということは、やっぱり1つのことしかない。これは、商店街、商工会とか地元の商店街が自力でこういう方向でいこうという、そういう動きがあるということ、これがやっぱり一番大事だと思っております。

そこで、駐車場の問題でありますけれども、利用者用の駐車場につきましては北埠頭の駐車場、それから加茂湖駐車場がありまして、これはあるのですけれども、商店街から二、三百メートルも離れているというようなことからしまして、なかなか活用されていないというのが現状であります。そういう意味からしまして、活性化とあわせて違法駐車、これはやっぱりやってはならぬことありますから、そういう解消を含めまして、やはりこれは商工会、商店街の協同組合等と連携をしながら、どうだ、皆さん方どういう方向でやるということをやっぴりもう一回詰め直さなければならぬというふうに考えているところであります。

それから、このまちなか商店リニューアル助成事業でございますが、現在空き家店舗の対策をするという事業の補助金が佐渡でもございます。これは、空き家等を活用して新規開業される方に改装費とか賃借料の一部を補助するものでございまして、こういう入ってきて新たにやる人たちが中心になって徐々によくなっていくというのが大体今までシャッター通りを解消しつつあるところの動きでございますので、やはりこれがあります。それから、もう一つは特に両津、今度佐和田もそうでありますけれども、大学生が来まして、これはほんの一時期でありますけれども、商店街の中で通行どめにしまして、あそこでみんなが集まるような場所をつくったり、あるいは竹を切ってろうそくで明るくするというような、こういう動きもあります。ただ、やっぱり町なかを活性化するためにどうしても必要なものは光と音なのです。光と音であります。これをどうやって発信するかということが一番大事であって、これは学生が一生懸命やってくれている。ところが、なかなか地元の人たちがそれに同調しないところが一番の大きな課題であるわけでありまして。そういうことも含めて活性化のためにどうしたらいいかという、大きな店舗がどこかにできるといのは、これはしようがない。そうではなくて、商工会とか商店街の組合等と連携をしてこれからやっていかなければならない問題だと思っております。

それから、アベノミクスの関係でございますが、燃油高騰と消費税の増税という問題の中で、いわゆる大変今油が値上がりをしているという点につきましては、いわゆる上昇傾向にあるわけでありましてけれども、軽油が一番問題、船が使うのはやっぱり軽油だと思っておりますので、今調べてみますと対前年同月比で4.8円の値上がりになっているということをお聞きをいたしているところであります。燃油価格の上昇を受けまして、現行漁業経営のセーフティーネット構築事業という現在の制度がございます。実は、これは基金を積み立ててということになるのですが、国が1、漁業者が1でフィフティー・フィフティー、50・50で基金を積み立てるというものであります。今後この7月から、水産庁の発表によりまして漁業用の燃油の緊急特別対策、つまり同じ基金であっても国が3割持つというようなものでございます。そういう

ものがこれから発動されるということでございますので、これはひとつやっていかなければならないし、もう一つはとりわけ集魚灯の関係でイカ釣りの方々が一番大きなダメージを受けるのだと思っております。そういう意味におきましては、私やっぱり佐渡市ということよりも、せつかく離島活性化交付金という制度ができたわけでありますから、活性化交付金の方針を全部読みますとこういうものは全部のみ定めるのだけれども、実際出てきたものは非常に限定されたものだということでありますから。基本的な憲法の部分が狭くなっているなら、これはできませんけれども、本家本元が広い意味で使えるということでございますので、これについては先ほども申し上げましたが、全国離島振興協議会、ここの中で今要望するという段階でございます。そういうことでこれから進めてまいるということでございます。

それから、消費税という問題でございますけれども、やはりこの消費税というのはいろんな要件、土台でこうだから消費税を8、10という形で上げていかなければならないという理由があります。年金とか社会保障の財源が大変だというようなこともあるようであります。しかしながら、今アベノミクスという形でどうも景気そのものがまだまだ本物になっていないという現状の中で、あれが安定的になった段階ではまた別でありますけれども、そういうまだなっていない段階でこの消費税というものを上げるということは、私はあってはならないことであるというふうに思っていますし、それからもう一つは社会保障制度等の仕組みの検討、あるいはセーフティーネットというものをきちっと構築した上でやるべきだと思っております。ただ、いずれにいたしましても、今の経済状況の中でやるべきではないと思っておりますし、これは国の施策でございますので、佐渡市の一市長がどうのこうの言うという問題ではないというふうに考えております。基本的な考えは、そういうことであります。

それから、道路の整備でありますけれども、これは県でありますので、県といろいろ調整を図っておりますが、現段階で柿野浦松ヶ崎間の事業化はされておられません、必要性は認識しており、隣接する柿野浦工区、松ヶ崎バイパス工区や島内全体の道路事業の進捗状況、優先度を見きわめ、着手時期等について検討をしていきたい、これが県の答えです。佐渡市合併以降、市町村の単位、枠を超えてこういう問題、いわゆる利用する住民とか通学する児童が存在することに鑑みまして、昨年10月にも地元の関係集落とともに早期事業化の要望を県に行ったところではありますが、そういうご返答であります、とはいいいながらこれはもう粘り強くやっていかなければならない。特に我々は振興局のほうにまず話をしていくわけです。なお、県では車両のすれ違いに支障の出ている松ヶ崎トンネルなどの改修工事を実施済みであります。今年度は、岩首集落南部で消波ブロックの設置を実施する予定であり、生活道路として利便性向上、安全性の確保を図りたいという返答をいただいております。これまた地域、集落といろいろとご相談をしながら、再度県のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を許します。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をします。

中等教育学校への給食提供につきましては、学校給食法で給食というのは設置者が提供するべきと、こうありまして、佐渡市の学校給食センターから配送するには応分の負担をしていただきたいと新潟県に要望してまいりました。経過につきましては、平成20年4月の開校に向けて県と協議を重ねてきましたが、開校間際まで難航し、最終的にはそのときと同じ佐渡市の子供たちの学校給食であること、また両津給食

センターが近隣に位置していることなど総合的に判断した結果、一定期間の支援は必要と考えて平成20年1月に応分の負担なしで提供をすることに合意をしているという、そういうことがございます。その後、開校して3年が経過しましたので、法の趣旨にのっとり、応分の負担を要望し、応分の負担が得られない場合は24年度から給食を中止してもよろしいのですかという要望書を平成23年の10月に提出しました。しかし、負担はできないという回答であったために、では中止でもよろしいのですかという話になりました。ただし、中等教育学校のほうも入学説明会のときに説明していないので、その子供たちが卒業するまではということで平成27年度までですよということで合意をしまして、平成24年の10月に新潟県立佐渡中等教育学校における学校給食に関する覚書を締結し、現在に至っております。

今後も継続すべきというご質問でございますが、学校給食は成長過程の子供たちの健全な食習慣を養うために重要であることから、できれば私たちも佐渡市の子供ですので、県立とか市立に区別なく給食は食べさせたいと、こう考えておりますので、先ほど市長の答弁にもありましたが、この後県に応分の負担をしていただけるよう、また要望を続けてまいります。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君の質問を許します。

○13番（中村良夫君） 県立の佐渡中等教育学校の学校給食について、ここから始めていきます。

これ確認の意味で質問しますけれども、要するに新潟県から佐渡市の学校給食センターの維持管理に係る経費について中等教育学校の生徒分の負担を、お金を出してもらえれば、県がね、もらえれば学校給食が継続できると、解決できると、こういう問題ですよ。改めてこれをお聞きします、市長。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 県立だろうと市立だろうと子供は同じなのです。同じであります。したがって、そこに差別をつけるということは、まさに教育上全くあってはならないことだと私は思っています。だから、そういう意味でやっぱり応分の負担するというのは法律でも決まっているわけですから、事業者が出すということになっているのですから、それは当然やってもらわなければ困るということは申し入れていきたい。これからもそれは継続的にやっていきたいと思っています。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（祝 優雄君） 市長、質問者に答えるので、答える必要はありません。

中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私も段取りは自分持っているもので、そのように市長答えていただきたいのです、確認の意味で。それがそうならないわけですよ。県がずっと来てしまったわけだ、出していないくて。そこで、今の教育長の話もありましたけれども、曖昧のままというのですか、今日まで来たわけです。

そこで、再度聞きますけれども、佐渡市が学校給食センターの、何回も繰り返しますけれども、この維持管理に係る経費について、これまで中等教育学校の生徒分の負担、お金を出してきた、これ確認の意味ですが、佐渡市がお金を出してきた理由は何ですか。さっき県、市立と言ったのだけれども、その辺をもう一回聞きます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えします。

開校のときまで折衝を続けてきたのだと思うのですが、開校はもう4月から開校ということですので、

それでそのときに給食が出ないということはちょっと忍びないということで打診あったと思うのですが、これ本来的にはあるべきことではないですので、その後3年くらいたったときから、先ほども言いましたように、これ出してほしいという話し合いを県と続けたということです。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 要するに市長も教育長も答えているように、県立であろうが市立であろうが佐渡の子供だから、同じ中学生であるから、いろいろあったけれども、現在まで佐渡市がお金を出してきたのだよと、こういうことでしょうか……こういうことなのです。

そこで、ここからいきます。今後もできたら県立であろうと佐渡市立の中学生と同じように県立中等教育学校の生徒に学校給食センターを利用していただきたいという考えもありますよね。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） 何度か申し上げましたが、これは本来設置者がなすべきなので、子供のことを考えれば、私は本当にここも痛しかゆしなのですが、これやっぱり設置者に出してくださいよとこれは求めていくのが筋だろうと思ひまして、また要望します。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 要するにお金も問題もありますけれども、今後もうこういう中等教育中学生に県立だろうか市立だろうが佐渡の学校給食センターを利用していただきたいと、これは僕今確認しましたけれども、そこで県立中等教育学校の生徒何人分で、学校給食センターの維持管理に係る経費は幾らぐらいになりますか。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） ご説明いたします。

平成23年度に県に対して要望した際の金額は833万5,000円です。食数については、1,116食ばかり当時両津学校給食センターのほうで提供しているうちの255食分が中等教育学校ということで、そのような案分で計算をさせていただきました。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今お金だけわかったのだが、約800万。

そこで、確認しますけれども、新潟県が学校給食センターの経費を、お金を出せない理由は何ですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） お答えします。

県がお金を出せない理由というのが私は合点がいかない。いや、私は合点がいかないというか、その理由は、私が出すほうではないので、わかりません。

○議長（祝 優雄君） 学校教育課長聞いているのでしょうか、県の主張。説明してください。県の主張を答えて。

○13番（中村良夫君） 県がお金を出せない理由は何なのかと。経費を。

○学校教育課長（吉田 泉君） 予算の関係ということです。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 市長、予算の関係ってどういうことですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 県の予算のこと私わかりませんが、一般論で申し上げます。これ間違っているかどうかわかりませんが、それは予算がない、そういうことです。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 新潟県がお金を出せないのは、恐らく予算の関係でお金がないから。

では、これから市長を中心にしてお答えください。この新潟県の態度はどうかと。これだけではないのです。佐渡汽船の新しい船をつくるのに佐渡市が全面的にお金を出して、離島の生活道路に責任を持つべき新潟県は佐渡市に押しつけ、県は払わない、船に。2つ目は……

〔「佐渡病院」と呼ぶ者あり〕

○13番（中村良夫君） そうだ。佐渡総合病院建設でも佐渡市は30億円もの負担をしましたがけれども、新潟県はお金を出していません。これが大事なのです、これから。3点目、流域下水道が佐渡市に移管で事業費の負担26億円。地元新聞によると、65億円という数字も出ています。この後の議員がこの問題を取り上げる予定だと思いますけれども、いずれにしても佐渡市にとって余りにも多額な負担を県が佐渡市に押しつけようとしています。あげくの果て、今質問している800万、学校給食まで佐渡市に押しつけて、県は800万円削っていると、考えようによっては。このような新潟県政は許せないと。余りにも新潟県の佐渡市への対応はひど過ぎます、これ。市長は、このような県の流れ、どう考えているのですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 大半の県の職員は、これは変なことやっているなと思っています。ごく一部でそういうものがあって、こうなっているのだと思いますが、私は弱いところはやっぱり支援しなければならないし、県としての役割というものがあると思うのです。これをやっぱりやっていただかないということについては、まことに遺憾であるわけですし、私自身も力はないとしても、こういうことはとにかく常々言っているわけでございますので、引き続きこれはやっていきたいと思っています。

それともう一つは、やっぱり県を通り越して上から攻めるということも必要だと思っていますので、そういうことも進めたいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 今こうやって話していて、この間のさまざまな流れは今お話ししたけれども、新潟県が負担ができないから県は持たないよと佐渡市に押しつけている、こういう流れが。それで、このことでさまざまな意見、市民の方に聞いてみました。このことで市民は怒っているのです。言葉は悪いですが、こんなばかな話があるかと。あげくの果ては、今回子供の給食を食べさせない、食べさせないわけです。市長、新潟県は佐渡が中高一貫校、さっき話した両津高校のところ、佐渡が中高一貫校を要望したのだから、県は設置してあげたのだから、あとは佐渡市で持てと、そのような新潟県の傲慢な態度、姿勢があるのではないかと。市長は、以前新潟のほうにいらっやっしたでしょう。その辺のところをお聞きしたいのです、新潟県の体質みたいのところ。どう感じていますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私が県の職員だったときには、まことにすばらしかったと思います。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君）　そこで今ここへ佐渡市長として私と話しているわけですがけれども、佐渡市は新潟県の言いなりになるのではなくて、これまで。離島や島民の立場に立つかどうか、ここが大きく今問われています。そこで、市長、佐渡市はさっき言いましたけれども、県立であろうと学校給食センターに負担を出してきましたけれども、今度は佐渡市です。佐渡市が学校給食をこの結末、中止にする理由は何ですか。26年度いっぱいでもう終わりにするのでしょうか。

○議長（祝　優雄君）　中村君、もうちょっとはっきり答えられるように質問してください。

○13番（中村良夫君）　もう一回ね。

○議長（祝　優雄君）　はい。

○13番（中村良夫君）　そこで、市長、市長にお聞きしたいのだ。佐渡市は、県立であろうと学校給食センターにこの間負担を出してきました、お金を。学校給食センターにかかった維持管理費。だけれども、佐渡市が県の関係で給食を中止にする理由というのは何ですか。

○議長（祝　優雄君）　甲斐市長。

○市長（甲斐元也君）　ですから、設置者がやるべきことをやっていないわけでありますので、これそこが大きな原因であります。

○議長（祝　優雄君）　中村良夫君。

○13番（中村良夫君）　では、ここで保護者の声聞いていますので、市長、ちょっと聞いてもらえますか。県立佐渡中等教育学校の保護者から学校給食中止にということを知って、26年度いっぱいね、率直に思ったことは、こう言っています。自分の子供は、佐渡市の保育園から始まり、佐渡市の小学校へ行きましたと。中学校は学校統合があり、同級生は佐渡市立の中学校へ行きましたと。自分の子供は県立の佐渡中等教育学校へ行ったため、同級生と別れましたけれども、そして中学校まで義務教育なのに佐渡市立の学校の生徒は学校給食を出して、県立の自分の子供は学校給食中止だと。同じ佐渡の中学生なのに疑問を感じますと、一般の保護者から見ると。佐渡で育った同じ中学生なのに学校給食中止だということは、佐渡市から裏切られた気持ちですと。学校給食続けてほしいということを訴えています。市長、これはどう思いますか。

○議長（祝　優雄君）　甲斐市長。

○市長（甲斐元也君）　議員、私の答弁したのもよく頭へ入れてください。冒頭に県立であろうと市立であろうと同じ子供なのです。その差をつけるということはおかしい。したがって、県に対して要望しているのです。それは……

○13番（中村良夫君）　わかっています。

○市長（甲斐元也君）　でしょう。でしょうというのは申しわけございません。済みません。それで、私も父兄の立場だったらそう言います。だけれども、だって設置者がやるということを怠っているわけです。それを私どもは要望しているのですから、当然設置者がやるべきことをやる。そうすれば、当然佐渡市だってやるべきことやるのです。そこのところのけじめを、県がもうやらないから、では佐渡市が丸かぶって全部やる、そこもまた私はおかしいと思うのです。そのけじめをつけないといけない。

○議長（祝　優雄君）　中村良夫君。

○13番（中村良夫君）　市長の言っていることわかるのですけれども、これからが大事なのです。では、少

しずつ頭の整理して質問しますけれども、今の市長は、教育長もそうだけれども、本来は設置者である新潟県が学校給食について面倒見る努力義務があるようだけれども、そんな中でも新潟県とお話ししながら、なかなかすんなりいなくて、現在まで佐渡市がお金を出してきたわけでしょう。それで、あげくの果ては県が出さないよと。それで佐渡市も、いや、今までやってきたことは非常に私は理解しているのですけれども、県が出さなければ佐渡市もやめると、こういう結末なのです、この流れは。わかるよね、市長。ここまでは。そこで、ここが大事なのだ。俺市長に聞く、最初。市長は、新潟県内の県立の中等教育学校が設置されている市や町、ほかのね、学校給食についての実態、把握されていますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 何校でということだということまで今頭に入っておりませんが、その状況は報告受けておりますので、そこは把握しております、これは全部が全部県もそういう形でやってきて、自力でやっているところもあれば、やめたところもあると、こういうことです。

○議長（祝 優雄君） 細かい部分説明できますか。

学校教育課長。

○学校教育課長（吉田 泉君） 現在新潟県立の中等学校は7校ございます。新潟市立の中等学校ございますが、それちょっと除きます、県立でございませぬので。無償で給食の提供を行っておる中等学校については4校ございます。阿賀町黎明、あと村上、燕、津南でございます。これにつきましては、所在の市町村について費用負担を要望しておりますけれども、合意が得られないということでございます。済みません。佐渡市と柏崎の翔洋高校が応分の負担を求めていますけれども、県が応じていただけないということで、26年度末をもちまして給食の提供を終了するというところでございます。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） では、そこで私市長にわかっていただきたいので、パネルにしてみました。これが新潟県内、県立の中等教育学校の学校給食、市や町の実態であります。今学校教育課長がお話ししたけれども、県内佐渡市も含めて7つある。パネルの状態で書けなかったもので、抜粋しました。ごらんください。①、村上市。ここは、村上中等教育学校、設立は平成14年、村上市の小学校で自校式給食を配送しています、この中等教育学校の。そして、村上市で維持管理、経費負担しているわけ、佐渡市のこれまでと同じように。年間幾らですかと言ったら、ちょっとそろばんはじけなかったもので、ここに書いていないのですけれども、中等教育学校の生徒約240人。今後はどうしますかと言ったら、ここが大事です。村上市でお金を出し、学校給食を続けていきますよと。ここも佐渡市と同じように、県はきちっと対応していないところです。②、阿賀町。阿賀黎明中学校、これ平成14年設立。町の給食センターより配送していますと、これ中学校の。阿賀町で維持管理、経費負担。年間1,000万円、約120人分やっているそうです。今後はどうするのですか。阿賀町でお金を出し、学校給食を続けていきますよと、ここが大事です。③、これツバメシというのだけ。燕中等教育学校、平成17年設立と。ここは、民間給食センターへ委託していますと。配送している、中等教育学校の生徒に。年間1,000万円、約240人分。今後も燕市でお金を出して学校給食は面倒見るよと、こういうところです。最後に、④、津南町。津南中等教育学校、平成18年設立。町の給食センターより配送。津南町で維持管理、経費負担。年間、細かく計算してもらいました。年間1,265万4,154円。生徒は257人分つくっていますと。今後はどうするのですかと。津南町でお金を出し

て学校給食はもちろん続けますよと、中止するようなことはありませんよと、こういう状況であります。

市長、今ほかの市や町や県に出してほしいという問題を抱えながら、何とか中学の生徒に給食実施しているのです。私は、学校給食中止だということは拙速し過ぎます。それで、いま一度やはり考え直して、今まで県立であろうが市立であろうが同じ佐渡の生徒にやってこられたわけでしょう。それを中止にするというの、これ情けないです。ぜひいま一度考え直して給食を継続していただきたい、これが保護者や生徒の願いであります。市長、答弁求めます。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） その4つの市ですか、町は、それはそれで独自のお考えでやっているわけあります。それは、私はそのことはとやかく言いませんけれども、1抜けた、2抜けたなんていうことやるから、やっぱり県に対してこれはだめなのです。私は、そういうところは団結をしてこれからやっていかないと、なかなか大きなものを崩すわけありますから、そういう点では、そのやっているところは、やっているのはそれで結構なのでありますけれども、私は大原則に立って県がやるべきことは県がやるということのものは主張していかなければならない、それをやっぱり前提としながらこれから進めていかなければならないと思っています。このことについて、私自身の考えで今までやってまいりましたし、教育長とこのところを今後どうするかと詰めてはまだおりませんが、私はそういう考えで今おります。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 佐渡市は今までやってこられた、私はそれは評価します。県がしっかりしないから。私は、では提案をします。新潟県内の先ほど紹介しました市や町もやっぱりおかしいかと、県は何で応分の負担ですか、疑問を持ちながら継続して行って、こういう方法があるのです。今県内で7つの県立の中学校がありますよね。そういうところと連携をしまして、やはり県へ要望すると。要望しながら、やはり各市や町は頑張っているのだから、佐渡市も要望しながら続けていくと、この方法が一番いいのではないのでしょうか。市長、頑張りどきなのです。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私も頑張りどきだと思っていますので、粘り強くとにかく県に対して頑張ります。頑張らないということを言っているのではなくて、それはもう引き続いて頑張っってやっています。おかしいではないかということなのです。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 市長と同じ考えだけれども、今まで佐渡市が出してきたわけでしょう。これを続けていただきたいと。県は県で要望するのです。一番困るのは生徒です、同じ中学校、義務教育の。県が出していただけるようにみんなで連携して要望し、そこまでやりながら佐渡市で面倒見ていくと。これやっぱり大の大人が、私たち大人が落とすところを考えなければいけないのではないのでしょうか。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長。

○教育長（小林祐玄君） これは、何度も申し上げておりますように、法的にいいますと、学校給食は設置者が面倒を見るということで、やはりそれはそちらに出してもらうのが筋だと思っておりますので、これは要望を続けていくということです。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 要望するのは当たり前ではないですか。市長も一番の問題は、26年度いっぱい佐渡市はもうお金出さないわけでしょう。27年の4月からもうこの県立中等教育学校の中学生は、学校給食はできないわけでしょう、今まで市がお金出したの。では、何で市はお金出さないの。その理由を教えてくださいのです。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 設置者がやるという決まりがあるわけです。

○13番（中村良夫君） 努力義務。

○市長（甲斐元也君） 努力だろうと何だろうとも、とにかくそれはやらなければだめなのです。教育上、必要なのです。そのことを放棄をして、それをほかのところに尻拭いをさせるということ自体がこれはおかしいではないですかということなのです。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私は、これ最後にします。自分の気持ちというか、考えというか、やっぱり前段言ったように、新潟県の態度はひど過ぎると。設置者であるから、これはお話をしながら粘り強く、そして出していただくと。しかし、途中で学校給食を中止するのではなくて、できたらやっぱり佐渡市に出していただく。そういう方法をとっていただきたいということをぜひ検討していただきたいと思います。

次行きます。では、終わりのほうから行きます。県道松ヶ崎・柿野浦間の工事について。市長は、3月議会の答弁からも島内で最も重要な幹線道路であるということは認識を持たれました。そして、早期事業化に向けて県に対して強く強く働きかけていくという考えであります。そこでこの間県の動きはありますか。

○議長（祝 優雄君） 金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

未改良区間の岩首・松ヶ崎間につきましては、地元の要望等に応えまして、先ほど市長のほうから答弁がありましたように、トンネルの改修あるいは消波ブロックの設置等々、施工のほうの確約をいただいております。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私が聞いているところは、調査の予算をつけて測量を進めているということをお聞きしました。それで、工法などについて地元要望を把握しているのでしょうか、佐渡市として。

○議長（祝 優雄君） 金田建設課長。

○建設課長（金田一則君） ご説明いたします。

先ほど市長の答弁にもありましたように、未改良区間につきましての方針でございますが、基本的には県道ということございまして、県の方針によりますが、要望を重ねることで早期に説明会等の開催を働きかけていきたいというところでございます。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私がでは持っている資料だと、ここは高波による通行どめが多くて、また常に石が落ちてくるという心配があります。海も深いということで、私も毎回定例会になるとこの道路を通過して、甲斐市長と話すのは命がけで来ています。それで、地元要望は、ここに要望書を持っているのですけれ

ども、県へトンネル工法での改良を望むと。住民の意見が大多数である。改良工事は、トンネル工法で県へ要望書を先ほど言ったように提出していますので、市長、そのところを、県、県と言いましたけれども、今度は県へ行って具体的に私は働きかける必要があると思うのですけれども、そこら辺どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどのご答弁の中で私は申し上げたわけですから、今答弁しなかったのです。私の言うことも余り聞いておられないような感じがしたので。それで、私そのこと知っているのです。地元にも入っていますから、知っているのです。そのことは、ちゃんと県につないでいるのです。やっていないわけではない。ただし、私が施工するのでもなければ、私のポケットから金出すわけでもない。それは、やっぱり県は、振興局ですから、本庁のほうと相談をしながらやっているわけですし、彼らもやっぱり努力はしてくれているのです。特に新しい振興局長になったらなおさらなのですから、やっていますので、それはちゃんと今後続けてやってまいります。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） さらっと流しますけれども、大事な問題です、この県道は。今上の国のほうでは、安倍政府は相変わらず無駄な公共事業のばらまきというのですか、私が思うにはですよ。ばらまき政策を続けている中、1メートル1億円と言われる東京の外郭環状道路ですか、浪費事業だと私思います。佐渡を見ると、佐渡の道路は私やっぱり遅れていると思うのです。3.11以降なり、災害のことを考えれば、まだまだ、例えば相川とか、それから両津の北方面ですか、それから小木など離島にとって道路は私は生命線だと思います。そこら辺市長も認識されていると思いますけれども、佐渡に必要な道路は生活密着型道路です。こういう公共事業は本当にやっていただきたいと私思います。ぜひさらに県へ強く呼びかけていただきたいと思います。

それと、さっき提案をしたのですけれども、佐渡準市民、これの概略でいいですから、説明いただきたいのですけれども、非常に私はいいい制度だと思います。よろしくお願いします。

○議長（祝 優雄君） 藤原地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） では、準市民制度についてご説明をいたします。

この制度は、平成20年度に創設をいたしまして、5月31日現在で3,881名という説明を先ほど市長からいたしました。この登録者に関しましては、島外の在住者でありますけれども、ホームページ、それから登録用紙等々から氏名、住所等記入いただきまして、市役所のほうに送っていただきますと、登録証をお送りしております。特典といたしましては、佐渡島内での観光施設での割引、それから指定されてはいますが、宿泊施設での割引、それからその宿泊施設とセットではありますけれども、佐渡汽船の割引と、それから飛行機の割引といったものもございます。このあたりでよろしいでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） これが佐渡の準市民制度です。これ今課長が説明したとおり、会員になりますと、あなたもきょうから佐渡島民ですよ。さまざまな特典、割引があって、それが誘客に結びつくということは大事なのですけれども、いい制度だと私思います。議会のほうでも観光について特別委員会を今精力的にやっておりますけれども、佐渡の誘客、いろいろどうしたらお客さん来てくれるのか、観光客来てくれるのかという中でこの制度は非常にいい制度で、大いに宣伝も含めて加入登録を積極的にやっていただ

きたいと同時に、やはり簡素化することが必要です。課長にいろいろお話を聞きますと、例えばトキのマラソンで島外から来られたお客さん、選手に対してこの加入を勧めたり、いろいろやられているという話があります。私は、これ提案ですけれども、これからどんどん、どんどん観光客の方が来られると思うのですけれども、ある期間佐渡汽船の新潟のほうの乗り場から特設会場を設けて登録申請書記入していただくと。もうすぐ記入していただきますと、これ皆さん見えるように、佐渡の準市民登録証がいただける。これを申請したらすぐこれを配って会員をふやしていただきたいという提案ですけれども、ぜひどうでしょうか、市長。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 準市民制度というのは、私も大変いい制度だと思っていますし、これの拡大については、例えば両津何とか会とか、佐和田会とか、金井会というようなものが、総会がございます。そういうときには、必ずそれを配って説明をしてやってもらっているということです。今議員がご提案があったものについては、毎日毎日これできませんけれども、そういうものをやるということについては大変すばらしい意見だと思いますので、そのことについては前向きに検討させていただきます。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） このことが佐渡へ来られる観光客の皆さんというか、結びつくようにぜひ進めていただきたいと思います。

それと、先ほどやはり同じように提案をしましたが、現在住宅に対してはリフォーム助成がありますよね。私これ提案したのは、それに続く商店への支援ということで、まちなか商店リニューアル助成事業ですか、この創設を求めたわけですけれども、現在佐渡市にはこれから空き家を利用したり、これから営業を開始しようとしている人が対象の助成事業がありますよと。これ利用状況どうでしょうか。

○議長（祝 優雄君） 羽生産業振興課長。

○産業振興課長（羽生 靖君） お答えいたします。

空き家店舗の対策事業補助金でございますけれども、平成19年度より始まっておりますが、今年度、現在まで新規開業が21件、それから改装の補助が15件、それから家賃の補助が33件ございます。総額で1,196万円ほどになります。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） ただし、今説明あったように、お店を開く後押しになる事業だというふうに私は思いますけれども、今現在商売を営んでいる人には対象にならないのですけれども、商売を営んでいる人にお話をお聞きしますと、こうしたいのだ、ああしたいのだと考えている方いらっしゃいます、実は。しかし、資金問題もあって踏み切れないままという人もかなりいます、実際。商業の活性化を目的に、私商売を営んでいる現在、こういう人も、これから営業を開始しようという人も対象に2点セットでこういう事業を進めたらどうかという提案です。市長、どうですか、こういう2点セットのやつは。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これも先ほどご答弁申し上げた中で言ったのですが、基本的に両津でも佐和田でも金井でも、その中に商工会というのがあるのです、あるいは商店の連合会があるのです。そこのところが動かないで行政がやるというのは、おかしいではないですか。つまりそこのところからそういう議員と同

じような要望が上がってきて、よし、こういうことをやるのだ、ああいうことやるというのなら検討するのです。そうでなければ、これはそんな一人一人の意見なんて聞いていられないのです、はっきり言って。

○議長（祝 優雄君） 中村良夫君。

○13番（中村良夫君） 私のこういうせっかく質問というか、提案をして、すぐやれやということを私言っているわけではないのですけれども、こういう質問がきっかけとして商店のお店の方だとか、商工会だとか、関係者がそういう話が出たよと、このことを進めるようなきっかけになれば私はいいと思います。助成事業には必ず補助金というか、お金が絡みますので、よし、中村、創設おまえ提案したけれども、やるよなんていうことは簡単には市長も言えないと思いますので、そこは僕も十分わかっていますので。

最後、もう質問を準備してきましたけれども、やめますけれども、冒頭の中等教育学校の生徒に対しては何らかの形で中止へ持っていくのではなくて、継続といった形をぜひ考えていただきたい、このことを市長と教育長に言って指摘しておきます。

これで質問を終わります。

○議長（祝 優雄君） 以上で中村良夫君の一般質問は終わりました。

ここで10分間休憩します。

午後 4時57分 休憩

午後 5時07分 再開

○議長（祝 優雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

近藤和義君の一般質問を許します。

近藤和義君。

〔20番 近藤和義君登壇〕

○20番（近藤和義君） 民主党の近藤和義であります。本定例会最後の一般質問をいたします。

安倍政権の国家主権、領土問題、憲法に対する姿勢は評価すべきものがあります。しかし、1人当たりの国民所得を10年後に150万円以上ふやすとの総理の成長戦略を今や本気で信じる国民はいません。論より証拠で、総理が大見えを切った5日の日経平均は500円以上の下落となり、その後の株価暴落はとまりません。いつときは1万6,000円に迫っていた日経平均株価は、わずか半月で1万3,000円を割り込み、乱高下を続けています。第3の矢の成長戦略の目玉である規制改革は、最高裁が薬のネット販売禁止は違法としたことで、既に解禁されているにもかかわらず、さらに規制を加える政策です。その一方、農業なら減反政策の廃止、医療ならば混合診療の保険適用や株式会社の病院経営参入など、本当の規制改革はその俎上にも上がっていません。参院選に勝つために農協や医師会など、支持団体の圧力に屈して本当の規制改革ができないのが実態です。連合が5月末に発表した春闘結果の平均賃上げ額は前年対比マイナスで、官邸公表の賃上げ企業も3月11日の二トリを最後に、わずか8社でとまっています。さらには、円安により燃油など輸入原材料価格が急騰し、漁業者や消費者に大きな打撃を与えています。結果して、アベノミクスの効果は一般市民には全くなかったと言っても過言ではありません。今後マスコミ報道もこのような論評に変わっていくものと考えています。

加えて、地方に甘く、歳出膨張を招いたと批判された民主党政権と比べ、安倍政権は地方向け支出に厳

しく切り込む姿勢を打ち出しています。国の平成25年度予算では地方交付税を6年ぶりに削減し、佐渡市の本年度予算も地財計画で普通交付税が前年対比マイナス2.2%、約5億円の減額が示されています。地方交付税の削減を強行し、地方自治体の財政基盤を危うくすれば、地方はさらに疲弊します。これまで多くの市町村が必死に行財政改革に取り組んできましたが、そうした実情も踏まえず、一方的に地方交付税を削減する姿勢は看過できるものではありません。佐渡市の場合、平成31年度以降は人口減による交付税減少の5億円、地財計画のマイナス5億円を含めると、年間約70億円の交付税減少が想定されています。総務省は、ここに来て地方制度調査会が求めた合併市町村へ地方交付税を手厚く配分する新たな制度を検討していますが、その内容はまだ不透明です。現在本市の職員数は1,300人で100億円、人件費に対する交付税算入額は38億円です。70億円の交付税減額は職員2,450人分に相当するものであり、このままでは誰が計算しても本市の今後の財政運営で地獄を見ることは火を見るより明らかであります。執行部が9月定例会に示すとしている財政計画の見直しでは、平成31年度の一本算定に向けての大胆な行財政改革を避けて通ることは絶対できません。

執行部は、最近図書館、博物館問題で優柔不断な姿勢で右往左往していますが、確固不動たる信念で真正面から改革に立ち向かう構えなくしては、今後の難局を乗り切ることは断じて不可能です。今回の補正予算においては、博物館買収で予算書を差しかえるという失態を見せましたが、抵当権が設定されている物件を自治体を買収するため予算計上することは、手続上何ら問題がありません。極めて通常の形です。一議員から誤った責任追及をされると、市長は教育長に振り、教育長は職員の個人名まで本会議で挙げて責任転嫁をしましたが、このようなことは絶対あってはいけないことであり、全ての責任はトップがとるべきです。今回のようなトップの姿勢では、改革は絶対できません。

行革実施とともに、財政計画には、歳入増、雇用確保を図る活性化策も不可欠であります。現在の佐渡・新潟空路を運航する新日本航空は、故障により4カ月間に及ぶ長期運休が続いており、生活空路とはほど遠く、これを誘致した県知事にその責任と今後の見通しを問いたい。

一方、佐渡空港2,000メートル滑走路整備についても長年にわたって地権者同意が得られず、遅々として進展が見られない現状にあります。現在本市は、ジラス認定やトキの野生復帰を契機として、自然と共生する農業生産活動が国際的に高く評価されています。さらには、世界遺産や世界ジオパーク登録を目指しており、国内外からの観光客を獲得する上で2,000メートル化は必要です。加えて、災害時などの緊急時に人員、物資輸送強化の観点からも自衛隊を含め、救援機受け入れ可能な滑走路や大型ヘリポートは不可欠であります。しかし、2,000メートル化は地権者の同意が得られてもP Iや環境アセス等に要する期間と工期を含めると、竣工まで約15年の年月を要しますが、そのころには本市の人口は4万人台となり、再起不能の状況になることが想定されます。そこで、2,000メートル化やヘリポート建設は精力的に推進する一方、並行して竣工までの間890メートルの現空港を現状のまま活用しての佐渡・羽田定期運航を実施し、佐渡の衰退を食いとめるとともに、活性化を目指して市長の英断のもと国県や航空会社との交渉を本市の存亡をかけて進めるべきと考えています。先日前国土交通省大臣官房審議官で金井出身の花角副知事と面談しましたが、羽田枠も実績なしでは、いつまでも確保することはできません。また、小木・直江津航路への高速三胴船導入については、過去5年間、年平均4億5,000万の赤字の収支改善と観光客増加を見込んでおり、2015年春の北陸新幹線開業に合わせて新造船を就航すべく、佐渡市はできる限りの支援

を実施すべきと考えています。

民主党政権下で成立した改正離島振興法は時限立法で10年間継続され、鷲尾議員が名づけた離島活性化交付金は離島の発展に資するものと期待されています。この3月に厚生労働省が公表した人口推計では、2040年の佐渡市の人口は3万7,109人と衝撃的なものです。しかし、そのようにならないよう人口減少に歯どめをかけ、島の活性化を図るため、今後どのようにこの制度を有効活用するか本市の知恵が問われています。元農業高校農地や廃止放牧場、廃校グラウンド等での太陽光発電により佐渡市の歳入増を図るとともに、エコアイランドとしてのイメージアップと観光資源にも活用すべきと考えます。また、優良農地においても3年ごとに更新の一時転用が可能であり、その周知が必要です。現在の固定価格買い取り制度においては必ず利益を生むとされており、銀行等もファンド利用を勧めています。佐渡市内での6次産業化支援ファンドの設立は高く評価するとともに、成功を期待するものであります。

本年度当初予算に地域資源活用施設整備事業補助金として計上されているもみ殻、竹の粉による燃料化事業やもみ殻育苗マット製造事業、そして仮称の竹林プロジェクトについて積極的な本市の対応が必要です。また、もみ殻、竹粉、チクフンというのは竹の粉、魚腸骨、野菜くず、カキ殻、畜ふんなどを原材料としての有機肥料の製造工場建設は佐渡の安心、安全、高品質な農産物供給基地としてのブランドイメージを高めることになり、極めて有効と考えます。本年から暗渠排水工事がさらに減少しますが、農家から大量に排出されるもみ殻の有効利用は喫緊の課題であります。また、佐渡市内に広くに植生する竹林の整備と竹の高付加価値利用は、地域の活性化に大きく貢献するものと確信します。年間もみ殻1,000トン、竹50トンの利活用を期待するものであります。

観光振興策としては、一日も早い世界遺産登録を目指すとともに、それまでの間はジオパークツアーの集客に力を入れるべきです。そのためのガイドの育成など、受け入れ態勢の整備が不可欠であります。今後「飛べ！ダコタ」が全国70カ所で放映され、高千地区への観光客の増加が予想されています。しかし、現地には観光資源としての整備が何もなされていません。撮影に使われた飛行機や資料展示場の設置などを含めて、海府地域の隠れた魅力を発掘して新しい観光資源にすべく開発を目指すべきと考えます。

今後一層観光客の増加が予想される大佐渡一周線の公衆トイレ不足が以前より観光業者等から強く指摘をされています。特に両津市街地から岩谷口までバスの入れる通年公衆トイレは一カ所もありません。また、北陸新幹線開通により観光客増加が見込まれている小木から真野までの間も国道沿線に公衆トイレがなく、早急な対応が必要であります。

風疹患者数は、きょう現在、既に昨年1年間の4倍以上の1万人を超えて大流行しています。先天異常の発生は、妊娠12週までの妊娠初期の初感染に最も多く、白内障、緑内障、色素性網膜症、心疾患、難聴、小頭症、精神発達遅滞などの症状が生まれてくる子供に発生する可能性が極めて高いとされています。この先天性風疹症候群の発症は、ワクチンの集団接種により防ぐことが可能です。他市で実施されているように、全額公費負担で完全防止すべきであります。

それでは、これらを含めて具体的に質問します。1、交付税一本算定に向けての財政運営。(1)、市の活性化(歳入増、雇用確保)を図る政策。①、首都圏への空路運航計画。②、小木・直江津航路運航体制。③、観光振興策。ア、ジオパークツアーの集客見込み人数と受け入れ態勢。イ、世界遺産登録時期の目途。ウ、大佐渡一周線の公衆トイレ不足対策。④、離島活性化交付金の具体的な活用計画。⑤、太陽光発電(メ

ガソーラー)を市営で実施すべき。⑥、6次産業化の進捗状況。⑦、もみ殻、竹の利活用計画。⑧、有機肥料工場建設により佐渡米ブランドを高めるべき。

(2)、行財政改革(歳出削減)の具体策。①、国の地方公務員給与減額要請に対する本市の対応。②、市税等未収金の解消策。③、博物館、図書館の整備計画。④、国府川流域下水道の移管条件と対応策。

2、先天性風疹症候群の発症は、全額公費負担で完全防止すべき。

3、路線バスを本庁舎ロータリーに回すべき。

4、レジ袋有料化条例見直しの進捗状況。

5、介護施設待機者数と改善策。

以上、1回目の質問といたします。

○議長(祝 優雄君) 近藤和義君の一般質問に対する答弁を許します。

甲斐市長。

〔市長 甲斐元也君登壇〕

○市長(甲斐元也君) それでは、近藤議員の質問にお答えをいたします。

まず、2,000メートル化によりまして羽田等々への乗り入れ、これはもう絶対に必要なわけでありまして、産業振興だけではなくて、防衛の面におきましても観光面におきましても重要であるということでございます。そういう意味で、今引き続き2,000メートルの推進に向けて努力をいたしているところでございます。先般も申し上げましたが、数字では変わっておりませんが、前に進んでいることは事実でございます。しかしながら、空港の建設には、今ご指摘のように、13年以上も要するというところでございます。そういう意味では、現在ある空港を最大限活用した取り組みということが必要であるということもございまして。特に今の段階では防災上の活用ができないかということで先般もお答えをし、その要請等を行っているところでございます。私自身も実は今回着任をされました花角副知事とは3回にわたりましてお会いをして、この辺の話をさせていただきまして、また佐渡にもおいでをいただいて佐渡の実情ということも説明をさせていただいたわけですが、このご提案の佐渡・羽田間の運航につきましては、まず県とその可能性について早急に検討させていただきたいと思っています。つまり誰が飛ばすのかとか、あるいは経費はどうなるのか、あるいはこの飛行機が、これはドルニエという19人乗りでありますけれども、これが本当にすぐに山越えができるのか等々いろんな問題があると思っています。そういう意味では、大変すばらしい、ありがたい方が副知事に来られたわけでございますので、副知事も含めながら早急に検討をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、小木・直江津航路の問題であります。きょうの新聞が一番正しいことを書いているのではないかと私は思っております。きょうの新聞だけは評価をいたします。小木・直江津航路の運航体制につきましては、佐渡航路確保維持改善協議会というものがあるわけでございます。これは、この前は2隻化検討会というものがあったわけでありまして、これが佐渡航路確保維持改善協議会という形で、その中で議論をしてまいりました。きょうの新聞をお読みになっておわかりだと思いますけれども、まずその協議会においては、1つ目はカーフェリーと中古のジェットフォイルで、この2隻案ということで1つは話がございました。これは、赤字が続くとか、あるいはジェットフォイルの冬期間運航というのはなかなか面倒だというようなこと、あるいは中古を持ってくるわけですから、すぐ故障するのではないか

とか、あるいは経費がかかり過ぎるのではないかというような、選択肢としてはあるのですが、課題が多い。したがって、適当でないという結論。そして、次に出たのが高速カーフェリーの導入によって変則ダイヤの解消と北陸新幹線開業を見据えた周遊型観光を実現をする。そして、収支改善につなげていくというのが望ましいと。その中で公的負担や運賃還元のある方について調整を行っていくという、この2点が集約をされたわけです。これについては、基本的にここから出てきたものは、佐渡汽船もちろん自分のところの船でありますから、佐渡汽船も当然負担するのは当たり前であります、それでもまだ足りないという分については県、佐渡市、上越市がそれぞれ応分の負担をして、そこで出た黒字、黒字が出るわけありますから、黒字を新潟・両津間のジェットフォイルが高いわけあります。そういうところに穴埋めというのはおかしいですが、そこに回してジェットフォイルの価格を下げると、これは企業努力でありますけれども、そのためには初期投資について私どもはできることはやっていこうではないかという、やらなければならないというのが協議会の話でございました。私といたしましても佐渡市として小木・直江津航路というものを考えた場合に上越新幹線と北陸新幹線をやっぱり結びつけていかなければならない、その扇のかなめが実は佐渡になる。そういう意味で百年の大計を考えると、一定の公的支援はお願いをしなければならぬというふうに私自身は思っております。しかしながら、当初、これ3月25日の話であります、初期投資に対する支援方法ということについて協議をしてまいりましたが、あるところで何か債務負担のような形で赤字補填をすると、こういうふうになったわけです。社長は、赤字にはさせないと、こう頑張っているのに赤字補填するということは、赤字にならなかつたらその分出不いということありますから、そんなばかな話はないではないかということで、実は今の段階では全くとまっているという状況です。したがって、新たにこの協議会の中でその辺の調整をしない限り私は前に進むことはできないというふうのが今の現状でございます。

それから、ジオパークの問題でございます。確かにジオパークというものは、今、日本指定をやっておりまして、ことしの9月ぐらいにその結論が出ます。ほぼ間違いのないと思っております、私も行ってプレゼンをしてきたわけありますけれども、佐渡のジオパークというのはジオパークが土台にあって、それに金山があったり、ジラスというものがあるわけで、したがってジオパーク単体ではなくて、3つのものがそろって1つの財産になるのであります。そういう考えからすると、ジオパークというのは大事であります。ただ、佐渡のジオパークの一番の問題点は何かというと、例えば糸魚川とか勝山等を見ますと、糸魚川はひすいなのです、メインが。勝山は、恐竜の化石なのです。こういうものがぼんとある。佐渡は、それが1点で見られない、10のジオサイトをやってくるわけありますので、したがって10を土台として金、ジラスと農業生産、こういうものをあわせた中でやっていくと。いわゆる物だけではなくて、物語を見せるということをやっていかなければならないと思っておりますので、観光としてジオパークツアーというものについては重要であると思っております。今それを進めておりますので、これは教育委員会のほうから具体的な内容については説明を申し上げます。

それから、世界遺産登録のめどということでございます。世界遺産につきましては、平成29年度の登録を目指して今進めております。具体的な手順を申し上げますと、今年度から推薦書、登録をするに当たっては推薦をしなければならぬわけで、この推薦書の作成に着手をいたしております、平成27年度には日本国からユネスコへ推薦書を提出をするという段取りでございます。そして、その後平成28年度のイコ

モスの現地調査を経て、平成29年度にユネスコ世界遺産の委員会によって登録の審査を受けて、そして見事合格したいと、これが流れでございます。

次に、トイレの問題であります。議員のご指摘のとおりでございます、トイレはもてなしの中の一番のやっぱり基本であるなと思っております。そういう意味では、市としまして、私どもとしまして観光客に不便が生じることのないように整備をして維持管理をしていくということが必要だと思っております。ただ、実は私どももそういう考えで地図の上に落とししたりして、どこがあいているか、どうだということも検討をさせていただいておりますが、両津の内海府地区には公衆トイレが実はありません。これは事実であります。新たな整備をする必要があるのですが、実はそれを進めておったところでもあります。しかし、用地の確保に向けて問題が生じまして、現在の段階では確保ができていないということでもありますし、その場所はだめなのですが、そのほかに場所がないのか探しているという今実態でございます。それまでの間の当面の対応策として、今年度から内海府地区の都市農村交流施設を有効的に活用できるように、これは漁港の区域でございますので、県の漁港課のほうにも話をして了解を得ておりますので、地域からも了解をいただいておりますので、それまで鋭意努力をいたしますが、それまでの間そこを活用するという方向で今進めております。

それから、離島活性化交付金であります。これは、本当にありがたい制度ではありますが、これをどう使いこなすかというのがやっぱり離島に課せられた課題だと思っております。それともう一点は、活性化交付金というものの中身、方向、方針と現在国から示されているものとの間に余りにも乖離があるわけでございます、現段階においては非常に使いにくいところがございますが、これについては要望してまいりたいと思っております。今回の補正予算では、歳入1億2,100万を計上しております、実はこの予算はことしの分が10億円ですが、現段階ではまだそこに達していないわけ、全国的に見てですよ、達していないということが判明いたしております。したがって、7月中に再度募集をするということに相なっているわけでございますので、そういうものも追加募集というものが出てき次第、積極的に対応をしていきたいと思っております。

事業につきましては、地域振興課長からる説明申し上げますが、戦略産業の育成による雇用拡大などの定住促進、それから観光の推進等による交流の拡大促進、地域防災力の向上などによる安全、安心な定住条件の整備強化、この3つの項目につきまして15事業を現段階では計画をいたしております。

なお、具体的なものについては地域振興課長から説明を申し上げます。

それから、太陽光発電を市営で実施すべきということでありますが、先回の議会におきましても議員のほうからご質問があったわけでありまして、この流れだけを申し上げますと、当初私どもは再生可能エネルギーというビジョンをつくりまして、その中で進めてまいりました。そのときに屋根に載せるとか、そういう小さなものは可能であるけれども、大きなメガソーラー等については導入がなかなかできないということを東北電力からそういうお答えをいただいたわけでありまして。したがって、その後再度交渉した結果、1から2基のメガソーラーについては可能であるということになったわけでありまして。しかしながら、私は佐渡の実態というものをみた場合に1から2基ではなくて、もっともっとやっぱり導入をしてやっていかなければならないという、買い取り制度も当然あるわけでございますので、そういう意味でこの4月に入りまして、再度東北電力の社長さんからおいでいただきました。その中でどういうことを

改善をしたか、ただできないという理由を探すのではなくて、どうしたらできるかということについて支援策等も私どもは国、県のものがあるわけですから、そういうものも含め、どういう方向でやったらいいのかということについて早急に検討をしましょう、そういう場を設けましょうということで東北電力の社長と合意を得たところでありまして、今それについて佐渡市の新エネルギー促進協議会という中で検討をし始めたという段階でございますので、それをもう少しお待ちをいただきたいと思っています。

それから、6次産業化の進捗状況であります。この6次産業というのは、なかなか非常に難しいものでありまして、6次産業とあわせて農商工連携というものをやっていかなければならない。そういう意味におきまして、出たところがいわゆる高付加価値化ということを目指していかなければならないと思っておりますが、一部でありますけれども、6次産業化におきまして農産物とか水産物を加工して販売している生産者がふえてきていることは大変ありがたい、うれしいことであります。また、それを販売する直売所、これについても26カ所になりました。そういう形で販売、島内ではありますが、地産地消の中で販売する体制もでき上がっておりますし、佐渡汽船でも地場産の加工品を販売しておるということで、売り場についても少しずつでありますけれども、拡大をしてくれということで今話し合いをすると、こういうことでございます。今年度、新潟県緊急雇用創出基金事業というのがございます。その中で企業の6次産業化推進モデル事業で行うものでありまして、これが1つございます。生産から加工、販売までの一体的に行うモデル事業を実施をしたいということでございます。また、経営の向上あるいは新製品開発のための専門家を派遣によるそういうことも必要でございますので、それらの事業も今考えているところでございまして、何としても佐渡の場合は高付加価値化を図っていくということが活性化の原点であると考えておりますので、この6次産業化、農商工連携についてはこれから積極的に進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

それから、もみ殻と竹の利活用でございます。実は、佐渡は森林がいっぱいあるわけでありまして、竹やぶもいっぱいあるわけでございます。平成25年は、ことしでありますけれども、地域資源活用調査実証事業というのがございまして、それによりまして、もみ殻と竹のチップを混合した固形燃料の製造、それを家庭用のまきストーブの利用に向け、割合調査を今やっているところでございます。もみ殻について、これからどんどん出てくる、いわゆる圃場整備がだんだん少なくなってくるわけでございますので、もみ殻の対応としても固形燃料、一般の家庭とか事業所でのまきストーブというところにも使いたいと思っておりますが、もう一つはやっぱりハウスの燃料としてできないかということも今モニタリング調査を実施しながら普及を図っていくということで、いろんな活用方法があるのではないかと考えております。それから、もう一つはちょびりちょびりやっているということではなくて、ある一定のやっぱり規模でやっていけないと次の段階に進めないということでございますので、バイオマスエネルギーの利活用計画を今東京農業大学、そして清水建設等々と連携をいたしまして、その計画を策定をしております、この内容といましては森林・山村多面的機能発揮交付金というものがあるのですが、これを活用しながら50ヘクタールの竹林、森林整備等の中でこれをやっていくということで今計画の策定を進めているところであります、これは何とか50ヘクタールというものを成功させていきたいというふうに考えております。

有機肥料の工場建設でございますが、とにかくこれからの佐渡米のブランドを高めるという意味におきましては、有機肥料というものは絶対必要だと思っております。循環型社会の一環でありますけれども、

平成24年度から民間事業者の施設を利用しながら事業系生ごみの堆肥化に取り組んでいるところでございまして、昨年度は17.2トンの生ごみを処理をし、約2.6トンの堆肥化をやってきたところであります。ことは、200トンの生ごみから30トンの堆肥を計画をして、この堆肥については1立方メートル当たり4,000円で引き取りをさせていただいております。非常に連作障害防止等に効果があるというふうに関わっておりまして、これをさらに多方面に活用していきたいと思っております。いずれにいたしましても、佐渡全部で有機肥料工場ということにはなかなかいかないわけでありまして、この有機肥料の工場建設については今民間施設が1日4トン、年間で1,000トン程度の処理ができるということの情報を得ておりますので、まずここからこの施設を考えて、年間で1,000トン程度の処理ということについてこれから進めてまいりたいというふうを考えているところでございます。

それから、国の地方公務員給与の削減要請に対する本市の対応ということですが、今回の国の給与削減要請につきましては地方分権の流れに反しておりまして、地方の財政自主権を侵すものであります。極めて遺憾であると考えております。この点につきましては、全国市長会を含む地方六団体が連名で総務省に対して今後は国と地方で十分協議を行うよう要請を行ったところでありまして、そういう観点からさらに今ビジョンを見直しておいて、これからは大きな改革に入らなければならないという今の段階があるわけがございますので、国の要請に対する取り組みは行わないという判断をいたしましたところでございます。

次に、市税等の未収金の解消策であります。税務課が所管をする市税等の平成24年度の収納状況は、全ての税目において収入額、徴収率とも前年を上回っておりまして、年々ふえ続けてきました未納額もこれが改善がされているというところまで来ました。これは、年度当初より現年度分の納付を促進をするということに加えて、滞納繰越をふやさない徴収目標としての目標を立てて納税交渉に取り組んだ結果であるというふう考えております。今後ともこういう取り組みを積極的に進めながら前に進んでまいりたいと思っておりますし、特に市債権全体の未収金対策については平成25年1月から税務課内に滞納整理支援専門員を配置をしたわけでございます。そこが専門になって関係課の担当職員にもノウハウを教え、佐渡市全体の徴収の確保ができるよう進めてまいりたいというふう考えております。

それから、博物館と図書館の整備計画につきましては教育委員会から説明を申し上げます。

次に、国府川流域下水道の移管条件と対応策であります。これもまさに当初のそういう方向であったとはいえ、あるいは私どもはそういう契約書を交わしているわけでも何でもないわけでありまして、横暴な問題であるというふうに私は考えております。したがって、全国の、これ7市町村だったと思いますが、その市町とも組みまして、今国のほうに要望いたしておるところであります。平成16年の市町村合併により佐渡市が誕生したわけでありまして、下水道法の規定により流域下水道の要件を欠き、公共下水道と今度なる。しかしながら、市町村合併の特例によりまして、公共下水道の移行日は平成26年3月31日ということになっているわけでありまして、これらにつきましては協議内容につきましては、国府川流域下水道の県の残債、約26億円の取り扱いについてが今争点になっているわけでありまして、県は、残債と施設をセットで市に移管したいという意向であります。市としてはそんなわけにはいかない。市財政の負担が最小限になるということで今協議をしているわけでありまして、その協議の内容等につきましては総合政策監から説明を申し上げます。

先天性風疹症候群のものであります。現在全国的に大流行しているわけでありまして、特に妊娠初期

の女性がこれにかかりますと、白内障とか先天性疾患症、難聴などを主症状とする先天性のそういうものを持った赤ちゃんが生まれる可能性があるということから、この対策予防接種費用を助成すべく補正予算を今議会に上程をさせていただきました。この予防接種を全額公費負担すべきというご指摘でございますが、今回助成を行う対象の方は予防接種法の対象年齢外で、希望される方が任意で受ける予防接種であることから、他の任意の予防接種の助成事業との均衡から一部助成したものでございまして、ただし今年度以降もこれは実施をしていこうということで、安心して子供を産み育てられる環境を整えてまいりたいということでございます。

それから、路線バスのロータリーであります。実は今佐渡病院に話をいたしまして、基本的に佐渡病院に多くの患者さんといいますか、お客さんがいっぱい来るわけでございますので、そこにロータリーをつけるということで佐渡病院に話をいたしております。こういうことからしまして、今佐渡病院にロータリーがあって、現佐渡市役所にまたロータリーがあるということは、なかなかうまくないわけでございますので、そういうことから考えますと、これからのことを考えますと、今の段階では佐渡病院のところに路線バスのロータリーというものを設置をするということをやらずに先発をさせてやっていきたい。それから、もう一つは佐渡病院から市役所までの路線の延伸といいますか、これについては利用客等の検証ということをやりながら、そのことが必要とあれば対応してまいりたいということでありまして。

レジ袋につきましては、本当に懸案になっておるわけでありまして、先般の議会におきまして私自身この条例の中身、そして条例の意図、こういうことを調査をします。その上で本当にこの条例が必要なかどうかということについて、またご報告を申し上げますということでございまして、いわゆる目的であるレジ袋の削減枚数と、これについては本当に削減をしているわけでございます。平成20年から23年度を見ますと、54%程度の削減率になってございます。そういうことからしますと、この効果は非常にあったというふうに考えているところでございます。特に佐渡市の指定ごみの販売枚数は、ではそれに伴ってどうだかといえば、平成21年が337万枚から平成23年は291万枚へと13.6%の減少をしているわけでございますし、それからもう一つはマイバッグの持参率につきましても現段階で県内1位の85.4%、2位の魚沼地区が62.9%ですから、大きくあります。それから、もう一つ議員がご指摘のあった観光客から非常に不評だという点がありました。私ども17店舗での聞き取りを行いましたけれども、私はやっぱりこれだけでは足りない、いろんな人に観光客の反応はどうであったかということをもっともっと広げてやらなければならないというふうに感じておりますので、引き続きこの調査をもっと数を広げてやるように今指示をいたしたところでございます。この条例につきましては、以上のような視点からしまして、これは実は有料化についてはその当時は、私はあれ、書いたものをずっと見ますと、事業者から運動に協力するためにはレジ袋の有料化等の条例が必要であるというようなご意見も佐渡市にいただいたわけございまして、それらの中で検討し、平成20年12月の定例市議会において条例化をしたものであります。そういう視点で現段階では今のことしか申し上げられませんが、調査不十分であるということ、先ほどの観光の対応であります。こういうことからして調査を指示しておりますので、もう少しお待ちをいただきたい。現段階においては、そういう状況であります。

それから最後に、介護施設等の待機者の問題であります。平成24年4月1日調査の特養の待機者数は488人で、本当に入所が必要な方は237人というふうになっている。調査以降、平成25年4月1日現在では

特養の新設とか増床によりまして、約150床の待機者解消がされているところでございます。引き続き今年度もその新設を予定しておりますので、改善を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。前の質問でもお答えをしたところでありますが、この施設を整備をするということについて今後の推移をずっと見た場合にそれが余るということになる大変なことになるわけですが、そういう点も精査をいたした結果、やはりまだ足りないという結果に立ったわけでありまして、これは計画的に進んでいかなければならないし、もう一つは今回民間のほうで島内における製造業の方もこういうことをやっていくというような方向も出てまいりましたので、民間とともにこの待機者の解消に向けて鋭意努力をしてまいり、計画的に整備を進めてまいるということでございます。

以上でございます。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監の補足説明を求めます。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

流域下水道の移管問題の協議状況でございます。従来からの国への要望の機会、多々要望を行ってまいりました。これは、期限を5年延長するための法改正及び財政上の支援を要望してきているところでございます。この延長につきましては、現実的な移管の時期を考えますと、法改正による延長を佐渡市が適用することは現実的には難しいと考えております。

県の残債、約26億円、これを県と市でどう負担を行うのか、あるいは償還の借りかえ、起債の方法、また下水道施設の所有権をどうするか、県が所有したまま管理権を市が引き継ぐ方法、あるいは有償譲渡あるいは無償譲渡、この所有権も3種類案としてはございまして、その所有権の問題と償還の額、そして会計処理上の問題もございまして、その辺を県と協議している状況でございます。

○議長（祝 優雄君） 小林教育長の答弁を求めます。

○教育長（小林祐玄君） 答弁をいたします。

まず、ジオパークについてのご質問でございますが、本年度はジオパークの日本認定を目指して申請書を提出しました。ジオパークの観光活用は、教育学習への活用とあわせてジオパークを推進する上で重要な要素となっております。現在小木や相川を中心にジオツアーのコースを検討しています。両地区とも江戸時代に栄えた歴史、文化が凝縮された佐渡の観光地ですが、特にジオパークの視点では小木半島や金鉱床の成り立ち等が重要になります。ジオパークは、世界遺産やジアスの構成要素を包括しており、人の営みからそれを育む大地の成り立ちまでをあわせて紹介し、地域の財産として活用しようとするものです。ジオパークは、地質や地形だけでなく、世界遺産やジアスの要素、それはもとより、佐渡の多くの観光資源と一体化することにより佐渡地域活性化や観光全般をパワーアップしようとする、そういう取り組みです。そのようなことから、ジオツアーは世界遺産やジアスと連携をしながら進めていく必要があります。現在ガイダンス施設やガイドの養成等のあり方を中心に関係課と連携をして検討を進めております。今後3資産のツアーを観光や交通関連事業者と連携し、旅行商品としての売り込みや既存観光コースにジオポイントを加えたコースの充実に取り組んでいく必要がありますので、ツアーの入り込み客数についてはまだ具体的な数値目標を現段階では設定していません。また、日本ジオパークネットワークは今年度の設定により、30地域以上に拡大することが見込まれます。佐渡が認定された後には、認定地域間の相互交流を図りながらジオツーリズムを拡大していく、そういう計画になっております。

ジオパークの受け入れ態勢ということなのですが、それにはガイドの存在が欠かせません。市民の方々にもご自分の住んでいる地域の中で知らない事柄が多くあります。ガイドの方々には、そのような方々に地域のすばらしさをお伝えするために専門の講習を受講していきます。今月16日に市民の方々による佐渡ジオパークガイド協会も設立しました。しかし、その数はまだまだ不足していますので、今後もガイド養成には積極的に取り組んでまいります。

次に、博物館、図書館の整備計画ということですが、博物館の統廃合計画案についてご説明をします。平成16年の佐渡市合併により、既存の公立博物館、資料館設備の全てを佐渡市教育委員会が引き継いで運営を続けてまいりました。その中で平成20年度に佐渡市博物館協議会に対し、佐渡市に所在する博物館、資料館のあり方を諮問し、23年度に答申をいただきました。それを受けまして、教育委員会として施設の統廃合計画案を検討し、博物館協議会や教育委員会に説明をしてきたところです。一方、財団法人佐渡博物館は平成25年10月末をもって理事会合意による解散を予定しております。これを取得し、佐渡市の総合的な自然史博物館として運営する計画を提案しております。今後は、市民や児童生徒の教育はもとより、佐渡市が推進している3つの世界遺産のガイダンス施設としての活用を図り、佐渡市立博物館の収蔵品も集中して展示し、機能の充実を目指しております。佐渡博物館は自然史博物館であり、ジオパークのガイダンスの機能を持った施設でございますし、佐渡金銀山の企画展は世界遺産のガイダンス機能も有しております。このように博物館、資料館の統廃合計画案を推進することによって施設の効率化、適正化を図るとともに、維持管理費の軽減を図るといような計画になっております。図書館につきましては、現在1図書館、9図書室の整備方針案を提案しましたが、多くの市民の皆様方からこの方針の見直しを求められています。現在1図書館、9分館図書館といえますか、そういうのを基本に現在の機能を維持しながら、どのような整備ができるかについて検討をしているところでございます。

○議長（祝 優雄君） 藤原地域振興課長。

○地域振興課長（藤原 淳君） それでは、離島活性化交付金事業についてご説明いたします。

この事業には、定住促進、交流促進、安全、安心向上に該当する事業を申請しているところでございます。定住促進を図る事業として、海上輸送費支援事業、販売網構築事業、島の応援団推進事業、地産地消推進事業、佐渡みやげり・パッケージ事業、交流居住定住促進事業の6事業。交流促進を図る事業として、佐渡観光交流人口促進事業、トキ政策推進事業、2013佐渡オープンウォータースイミング事業、フィルムコミッション佐渡観光誘客宣伝事業、域学連携・地域づくり実証研究事業、姉妹都市交流事業の6事業。安全、安心の向上を図る事業として、災害に強い島づくり事業、地域資源活用調査実証事業、小水力発電可能性調査事業の3事業を申請しております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君の質問を許します。

○20番（近藤和義君） 大変丁寧な答弁をいただきましたが、いつも近藤資料、最後まで行けないので、最後からやります。

7ページ、ナンバー10です。地方債残高、各会計ごとに書いてありますが、1,000億を超えています。この内容について財務課長に伺いますが、臨時財政対策債、辺地債、過疎債、合併特例債のいわゆる優良起債は一般会計の中の何割、それから全体1,000億のうちの何割かお答えをいただきたい。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 優良債の中で、まず合併特例債、これが年々ちょっとふえているわけですが、これにつきましては239億が25年度末の見込み数値でございます。それから、臨時財政対策債、これが162億、それから辺地債、これが86億、過疎債が40億、この4つの優良債を足しますと527億という数字になりますけれども、この数字は一般会計の残高、25年度末で670億ぐらいですけれども、その約8割ぐらい、80%ぐらい、また全会計で1,070億ぐらいの見込みですけれども、そのちょうど半分ぐらい、50%ぐらいとなっております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 実質公債比率14と言いましたか。今一般会計のうちの8割がとにかく優良債、臨時財政対策債は100%戻ってきますし、辺地債80、過疎債70、合併特例債95充当の70戻ってくるわけで、全体で6割から7割戻ってくるわけで、そうしますと実質的な借金というのは400億ぐらいになりますか、それ以下になりますか。

○議長（祝 優雄君） 伊貝財務課長。

○財務課長（伊貝秀一君） 今財務課のほうの試算でいいますと、全会計ではこのうちの約6割程度が交付税算入されるだろうというふうに見ておりますし、一般会計におきましては約7割、これはほぼ試算した数字でまず間違いないと思いますが、7割が交付税算入されるというふうに考えております。したがって、全会計ではそれを大ざっぱに言いつつ、約400億程度のものが自前、自己資金で後年度返還していかなければいけないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） そうしますと、31年度に予算規模330億ぐらいになりますが、今400億、20年で割り返すと年間20億ですから、330億のうち20億を毎年返していくというふうな形です。例えば一家の家計に例えると、330万の家計で毎年20万返していく、借金返し。そういうことなので、これは怖くないと私思っています。同僚議員の中にあと150億残る合併特例債、全ての枠を使っても大丈夫で、使うべきだという理論は一つの理論だと思うのです。なぜかという、合併特例債の期間終わってからどうせ使わなければいけないのなら今使ったほうが後年度に負担を残さないということなので、よくよく考えてみると、数字と照らし合わせてみると、さすが40年のキャリアの先見性があるというふうに思っています。篠山の話が先ほどの一般質問に出ましたが、やっぱり第1号で枠全部使ってしまった、いつかは財政的に逼迫しましたが、今は健全経営に向かっていると。7割算入されるということは、夕張にはならない。実質的に400億を年間20億を返していけばいいということなので、私は怖くないと思うのですが、怖いのはナンバー8であります。これは、執行部の数字で59億何ぼになっていますが、とにかく60億は今のまんまでは下がる。新聞にいろいろ手当をやるかどうかというのは自民党も騒いでいますが、参議院選を目の前にしてやっているせいもありますから、当てにはならない。そうすると、60億にこしはもう5億下がっているし、人口減で市長言うように5億、31年度に下がるということを考えますと、一応70億下がっていくというふうなことであります。これは、私は怖いと思うのです。200億しか交付税収入がないのが70億も下がったら、このままではやっていけないということになるので、この70億一本算定に向けては通常の改革

ぐらいでは、この状況は追いついていかないと私は思います。先ほど壇上で言ったように、交付税算入だけを見ると、70億というのは約2,500人分の人件費に相当するのです。それを切っていかなければいけないということは、それは図書館でふらふらしていますが、そんなふらふらではこの改革はできません。あと5年でやらなければいけない。市長、どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 今議員のおっしゃるとおりでありまして、私は70億ということを申し上げたわけがあります。これをとにかくやっていかなければ佐渡は潰れてしまうわけでありまして、もう大変なことをやっていかなければならない。このことは、職員にもこの意識をやっぴり持ってもらいたいのです。おら関係ないなんて思ったら困るので、やっぴりみんなでこれやっていかなければならない。それから、もう一つは市民の方々にもこれは報告をしながら、こういう状況になるのですよということをやっぴり言っていかなければならないと思っていますので、私もタウンミーティングとか、あるいは地域の座談会なんかによく出させていただいていますので、その際にも申し上げているわけでありまして。そのことは、本当に肝に銘じてとにかくやっていかなければならないと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） これを言うと、かなり批判を食うと思いますが、図書館を10カ所残すなんていうレベルの話ではないのですから、市長もうちょっとしっかりしてください。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○20番（近藤和義君） 私はそう思います。

ナンバー9の未収金です。市長さっきの答弁で改善していると言いましたね。特に税務課所管が改善しているという答弁をいただきましたが、私の表間違っていますか。毎年ふえて、24年度見込みもふえている。どこが改善しているのかをまずは伺いたい。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明申し上げます。

市税というのは、この表でいいますと、ナンバー9の表の小計のところまでのこととございまして、それまで1年間に1,700万、6,000万、3,000万というような増加をしておりました。昨年の24年につきましては、これが約300万という形の増加に終わりましたので、滞納の増額を抑え込むことができたのかなということで、市税の合計の話を見せていただいております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） あほではないか。数字がふえているのに差額が減ったから改善されておるなんて、とんでもない答弁です。何を言っているの。冗談ではない。53億しか税収がないのに16億未収していて、どうやって佐渡市が運営できますか。しかも、税務課所管は毎年ふえているのだ。どこが改善しているのだ。冗談ではない、そんな答弁。

では、白抜きで書いたやつが1億以上の未収金です。これで各所管の課長にどうしてこんなに多額に未収金があるのかを説明をしてください。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

黒塗りになっております個人市民税でございますが、1億1,220万円という未納の見込みでございます。これは、また怒られるかもしれませんが、今新潟県の地域振興局と一緒にになりまして、個人の市民税の滞納の整理に取り組んでおります。わずかではございますけれども、前々年からこの解消に努めておりまして、22年度において1億3,000万ありました未収を1億1,000万まで圧縮してきたという状況でございます。

あと、固定資産税につきましては近藤議員ご指摘のとおり5億6,000万ということで、前年度よりも約2,000万増額になってしまっておりますが、これは大口の固定資産税の滞納者の徴収が進まない状況がございまして、その部分が増額の要因となっております。

あと、国民健康保険税でございますが、これにつきましては3億1,200万が3億1,900万ということで約700万増額になっておりますけれども、徴収率及び収納額につきましては前年より上回っておりますが、国民健康保険税そのものが値上がりしたということもありまして、滞納者の数は余り変化はありませんけれども、滞納額がふえてしまったという状況でございます。

○議長（祝 優雄君） 塚本両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（塚本寿一君） 説明いたします。

病院事業会計の特徴の一つとしては、一般会計と違いまして、出納閉鎖期間という概念がありません。したがって、企業会計は発生主義という立場をとっておりますので、例えば3月の診療報酬につきましては当然3月末で債権が発生をしますので、ただその診療報酬というのは2カ月たたないと収入が入ってきません。したがって、診療報酬そのものは2月分と3月分が未納になっています。これは、保険診療の分ではありますが、それから窓口の未収金についても、例えば3月31日を経過をして入院している人に関しては3月31日で一旦締めて、4月になってから請求書を発行する。当然一部負担金は未収金として上がってきます。それから、あと補助金の関係であります。補助金の関係も4月以降にならないと入ってきません。これが未収になります。それから、繰入金の部分もそういう意味では4月に入ってから繰入れがされるというようなことがありまして、この未収金の多さだけで事業の評価はなかなかできない。全体の売り上げが多くなれば、この未収金の額も多くなっていきますので、その辺のご理解をいただきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 税務課長の答弁で、個人市民税だけが県と一緒にやっているから減っているというお答えでしたが、県と一緒にやると、どうして減らすことできるの。佐渡市だけでやると、どうしてふえるの。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明します。

個人市民税につきましては、新潟県と一緒にになって個人市民税だけの徴収の取り決めをしているということでございます。その他の税目につきましては、佐渡市独自で集めております。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○税務課長（原田道夫君） 新潟県徴収機構という名前で住民税に特化してやっております、県のほうの

お力添えもいただきまして、佐渡市からではなく、新潟県徴収機構からの徴収ということで住民税に特化した職員がおりまして、その職員が専門に集めているということでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 県はすごいです。すぐに通帳まで差し押さえの文書を出して、実際に押さえるでしょう。どうして佐渡市はそれやらないの。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明します。

佐渡市においてもやっております。預金の差し押さえ、それから給与の差し押さえ、実行しております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 県と一緒にやるとこんなに減って、佐渡市独自でやると固定資産税がこんなにふえているというのはどうして。同じことをやれば絶対減る。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明します。

固定資産税につきましては皆さん納めていただいておりますけれども、その中に非常に大口な方が何件かおられます。その方々の徴収がなかなか進められないことから、固定資産税についてはどうしても結果として増加してしまったということでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） あなたかわったけれども、5億6,000万、これ大口10社ぐらいで半分、3億占めているでしょう。違います。それそのまま今も状況変わらないのではないのですか。10社か12社で半分占めているでしょう。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明いたします。

今近藤議員がおっしゃいました10社か12社というようなお話でございますけれども、そのうちの半数以上の方につきましては、全額ではございませんけれども、過去の滞納分の解消を図っております。今残っております滞納整理が進まない案件につきましても納税誓約から納税計画を今とっております、その分納を今見守っている状況でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） こればかりやっているわけにはいきませんが、大口滞納者でこの5億6,000万、固定は占めているとあなたは答弁したでしょう、さっき。つまりは、一部の大口滞納者が半分以上占めているのではないですか。今状況変わったのですか。

○議長（祝 優雄君） 原田税務課長。

○税務課長（原田道夫君） ご説明します。

私どもが今大口滞納者という扱いの中で納税折衝しておるところにつきましては、半分以下になっております。50%以下です。

○20番（近藤和義君） 何%。

○税務課長（原田道夫君） 40ぐらいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 45.5%だったのだ、去年まで。これが40まで減ったわけね、10社で。多少改善したと言いたいわけね。わかりました。いずれにしても、そこが一番大きなネックになっているので、あなた方ちゃんと考えて、やる方法はたくさんあるので、今時間なくて私言えませんが、よろしく願いをしたいと思います。やる気になればできるでしょう。それをやらないというのはだめです。来年か再来年クリーンセンター統合したって2億しか浮かないのだ。今度庁舎建てるでしょう。年間5,000万ずつ返していくという計算らしいけれども、16億も滞納していてどうするの。佐渡市潰れてしまう、こんなことやっていたら。もっと真剣にやってください。

流域下水道、ナンバー11、藤井総合政策監から答弁もらいましたが、私純粹にわからないので、聞きますが、左の絵、イメージ図、費用負担ですが、これ国債が6分の4で、県債が6分の1、市町村建設負担金が6分の1でいいと思うのです。割合。いいでしょう。

○議長（祝 優雄君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 流域下水道事業の負担割合についてご説明をいたします。

この近藤資料ナンバー11でございませう国債とありますのは、これ国費の間違いだと思われませう。

先ほど近藤議員が説明された基本的な割合負担でございませうけれども、国が6分の4、残り県と市が6分の1ずつで間違いございませう。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 国費の間違いです。

市町村建設負担金6分の1というのは、もう当初に佐渡市は納めてあるわけでしょう。そうですね。

○議長（祝 優雄君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明します。

佐渡市のほうも流域下水道債を借りて、まだ償還中でございませう。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） まだ償還中。そうすると、これはこれで佐渡市が責任持って償還をしていかなければいけないわけですね。

県債のほうは7割交付税で、この交付税は県へ入るわけね。県へ入る交付税でしょう、7割。3割は市町村が持ちなさいという話。3割は11億でしょう。7割交付税は15億入ってきて、足して26億あるわけ。その26億を返せと言っているのではなくて、3割の市町村負担分の11億を返せと言っているのではないの。この新聞65億と書いてあるけれども、どういう65億の内容なの。

○議長（祝 優雄君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 説明申し上げます。

日報のこの記事の65億の根拠は、上下水道課では把握をしておりませう。先ほど左の表の7割、3割の負担のことを近藤議員は説明されましたが、これが移管となった場合でございませう。約7割が交付税算入される。原資26億のうちの約7割が県に、あるいは市に移管された場合には市に入ります。その残りの10億から12億の金、それは移管の形式によって違ひませう。今それを協議中ということでございませう。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 交付税は、佐渡市に移管されたら佐渡市に入るし、県のまんまだと県に入るということね。

私が不思議に思うのは、これ県は一円も出さなくていいシステムになっていませんか。

○議長（祝 優雄君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 近藤議員の表でいきますと、全部3割が該当の市負担ということでございます。先ほど市長の答弁どおり、それを軽減すべく今協議をしているところでございます。

○20番（近藤和義君） 質問は違う。県は一円も負担しなくていいのですかという質問したのだ。

○上下水道課長（和倉永久君） この表でいきますと、県はゼロということになります。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 県の経営であっても佐渡市に移管されても、県は初めから一円も出さなくてもいいシステムになっているのですかと聞いておるのです。

○議長（祝 優雄君） 和倉上下水道課長。

○上下水道課長（和倉永久君） 今までの県との協議等々においては、そういうシステムは決定しておりません。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） それなら報道ミスか何かわからぬけれども、その65億は全く課長はわからないというわけね。何の金額だかわからない。

それと……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○20番（近藤和義君） いや、違う違う。65億は佐渡市に返せと言っている金額でしょう。佐渡市は、移管された場合、幾らを返さなければいけないかという、あなた11から12億と今答弁されました。そういうことですか。県は、一円も国にも返さなくてもいい、そういうシステム、そういう取り組みになっているかを聞いている。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

この新聞報道にある65億のソースは確認をとれておりませんが、整備した費用のうち今市長から答弁申し上げた26億、これは事業費のうち起債の償還の残り部分、残債の26億について今現在県と佐渡市で協議をしているという状況でございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 文書をよく読んでいないけれども、新聞記事は65億円について市と交渉しているというふうに2回書いている。65億は何ですか。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

先ほども申し上げたとおり、この65億については県の下水道課長とも電話をいたしましたが、佐渡市のほうからこの説明はしておらず、県の下水道課長もどういう取材でこの数字が出たかわからないということでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） そうすると、65億は出どころがわからない。とりあえず佐渡市が県に言われて返さなければいけないと言われている金は11億なのですか、それとも26億なのですか。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） 県と協議しているのは26億円、残債の扱いでございます。起債償還のうち、まだ償還されていない26億円の扱いについて協議をしております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） これは、特例期間の延長とか、県のまんま置いてもらえるとか、それから私たちの起債を長くしてもらえると、そういう可能性はあるのでしょうか、県との交渉の中で。それとも26億を佐渡市が返さなければいけないような可能性のほうが強いのですか。

○議長（祝 優雄君） 藤井総合政策監。

○総合政策監（藤井裕士君） ご説明いたします。

その可能性については、まさに協議しているところでございまして、昨今小木・直江津航路の県の報道もありますように、県の中でどこまで上がっている案かというのもちょうと今確認できておりませんので、そのあたりも確認した上で協議内容をご説明させていただきたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 次行きますが、藤井さん、このまんまだと県がほとんど金持たなくてもいいような形になっていますので、食らいついて佐渡市のために頑張ってください。

ナンバー1へ行きます。これ私の私案なのですが、調布の飛行場から、藤井総合政策監が一番詳しいと思うけれども、ドルニエという飛行機、19人乗りが大島、新島、神津島まで飛んでいる。真ん中の四角ですが、新島は800メートル掛ける25メートルの飛行場、神津島は800掛ける25、我が佐渡空港は890掛ける25、このまま飛べるというわけです。加賀さん、ちょっと固有名詞出して済みません。同僚議員が言っていたように、合併特例債で、これ2機で40億とすると、40億で買って、こっちがですよ。県が一円も出さぬということはあり得ないと思うけれども、この川田工業は恐らく羽田から佐渡への話に乗ってくる可能性が強いわけです。佐渡市が合併特例債で飛行機2機買ってやるという話から始めれば。5往復して190人とかく運んでみてはどうでしょう。越後山脈あるので、少し遠回りになるけれども、70分。修理工場要らない、今度は調布にあるから。そこへ定期点検も入る。可能性の強い案だと私は思うのです。ほかの人から聞いてもそう言う。とにかく飛ばなければ羽田枠もなくなるわけです。どうでしょう。やりましょう。今でしょう。

○議長（祝 優雄君） これは、市長が答えたほうがいいと思っております。どうですか。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 2,000メートル化を進めるためには、現空港の活用ということはどうしてもやっぱり必要だと思っております。しかも、今のようないつ飛ぶかわからぬようなのではうまくないのであって、これはいいご提案だと思っておりますが、これについては県と、さっきから申し上げている花角副知事もおるわけですし、それから空港課のほうとも話をし、こういうことでどうだろうという提案はします。だけれども、今私の口からこれを実現するということが、これは言えないわけでありまして、これを材料

にして、うちのほうからこういう話があるのだが、どうだろうという、これはやっぱり提案をしていかなければならないと思っています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 花角さんには、さらっと話ししてありますので、市長、やる気で交渉してみてください。できる話だと思います。お願いします。

小木・直江津航路、ナンバー2です。これ県知事がああでもない、こうでもない、こう言っているのですが、課長、申しわけないけれども、建造費の負担のところ、あなたのところの資料です。右側の能力等の比較、これ間違いなかったら、この2つを説明していただけますか。

○議長（祝 優雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 近藤資料ナンバー2のほうで説明をいたします。

建造費の負担、当初案ということで提示がありましたのは3月25日であります。建造費60億のうち、佐渡汽船が60%の36億円までなら負担が可能であるということを受けまして、残りの40%について公的支援をお願いしたいということで検討しておったものでございます。全体の20%については新潟県が12億円、佐渡市が14%で8.4億円、上越市が6%の3.6億円、計60億円ということになっております。なお、佐渡市、上越市の2市におきましては、合併特例債の有利な起債を視野に入れて検討してまいりました。この船につきましても、運航収支の改善が見込めるということで、初期投資についてはある意味変則ダイヤの解消、あるいは新幹線の開業を見据えて一定の支援が必要であろうということで検討してまいりましたけれども、ランニングコストについては基本的には経営努力でやっていただきたいということで、ランニングコストの負担については当市は負担をしないという話をしております。

続きまして、右のほうですが、能力の比較ということで記載がございしますが、内容については間違いございません。現行のカーフェリー「こがね丸」については、所要時間が160分、2時間40分、必要乗組員数19名、冬期運休あり、乗船料金、片道2等2,650円、収支については約3億円の赤字であります。今テーブルに上がっております「トリマラン」であります。所要時間は約90分、1時間半、必要乗組員数は16名、冬期運休はありということで想定をされております。乗船料金については、運賃還元を含めて4,000円程度ということであります。就航条件につきましても、現在のカーフェリーとほぼ同等の5メートル程度まで運航が可能であるということであります。収支については十分黒字化が見込めるということで、こういう収支改善、安定運航が見込めるということで協議会の中でテーブルに上がってきたというものでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 私も素人ですが、下の航路別の利用人数見ますと、小木・直江津航路、三、四年前20万人実際に乗っているわけでしょう。収支のほう見ると、24年、去年は2億7,000万赤字ですが、その前は4億、5億と赤字を食っていた。私が言いたいのは、どうしてこれ黒字化できると私も思うかということ、あなた方の試算は前例のある20万人乗って4,000円程度取れば黒字になるという試算なので、これは絶対黒字になると思いますが、そんな破格な人数を運ぶわけではなくて、20万人で試算したのでしょうか。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 渡邊交通政策課長。

○交通政策課長（渡邊裕次君） 24年が18万3,000人の実際の利用があったことを受けて、新幹線の開業の27年度には予定ですと就航させて20万人を想定するというので試算をしたものでございます。2隻体制でした19年までは27万6,000人ということでありまして、早期にそこまで近づきたいということで、それも十分な可能性が見込める船だということでテーブルに上がってきたものでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） これも最後に市長聞きます。3月25日に県のほうから、それぞれ新潟県は12億持つから、佐渡市と上越市はこのぐらい持つようにという県からの指示ではなくて、命令ではないし……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○20番（近藤和義君） 何か知らぬが、県のほうで言ったと。それを受けた。そのときランニングコストは負担しないということで坂井局長か何かが言って佐渡市と上越市が受けているわけ。でも、今度は新潟県はランニングコストにしたいといって12億を債務負担議決をしている、まだしていないね。そうすると、その12億分を仮に新聞報道によると佐渡汽船が持つと、イニシャルで。私のところ8億4,000、上越市はわかりませんが、3億6,000、それだけでも合併特例債適用になるというのでしょうか、該当に。それならそれで新潟県がランニングコスト赤字補填に回ったとしても、市長はこの8億4,000万佐渡市が出すのは出すつもりで今いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、冒頭申し上げましたように、この船かどうかは別としまして、とにかく2往復をやっていくということ、そして北陸新幹線というものがある、それにおいて佐渡の観光ということを考えるならば、私はこの導入というのはお願いしていかなければならないと思っています。ただし、頭にきているものだから、そんなこと何度も言うのだけれども、この建造費負担のランニングコストは負担しないというのがこれあるのです。これは県が示したのです、まず1つ。そういう中で逆になったということが1つ。それから、もう一つは佐渡汽船が36億、60%、これまでなら出せるけれども、それ以上は出せないと言った。それを今度は新潟県の12億分も借金するなんて、そのときはうそ言ったということになるのです。だから、全くもう問題の外であるので、私は佐渡のことを考えた場合にはこういう形でお願いはしたいと思っていますが、ここがなっていないものですから、今ストップしていると、こういうことでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 私は、佐渡汽船のことは全くわかりませんが、36億、60%しか銀行が貸せないと言ったのに12億も借りれるようになったというのは、ランニングコストを県が負担約束したからということもあり得るわけで、走らせましょう。黒字になって一人でも多くの観光客呼び込みましょう。合併特例債なら自腹切るのもわずかではないですか。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これは、ここには書いてありませんけれども、新潟県が20%の12億円出すということです。12億円というのは、赤字にならなければ出る金ではないのです。赤字にならなければ。では、黒字になった場合12億円出さないのです。そして、我々というか、佐渡市と上越市だけ負担しろというのはおかしいではないですかということ、これを言っているのです。だから、ランニングコストへの負担でもい

いのです。何でもいいのだけれども、12億円は10年でも15年でもいいけれども、必ず払いますと、佐渡汽船に。というなら、まだ話は別なのだ。でも、知事の記者会見では12億円は赤字補填ですと。では、新聞記者が聞いたときに黒字になったら出さないのですね、そのとおりですと、これではやっぱり全くおかしいわけでありませぬ。つまり10年も15年も赤字続けるといふことです。そんなばかな話はないと私は思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 気持ちはわからぬことはないけれども、市長、新潟県が出そうが佐渡汽船が12億円出そうが、私のところで出す金同じではないですか。観光客が大勢来て一番メリットがあるのは、佐渡市の市民ではないですか。何でそんなのこだわるの。12億誰が出そうが関係ない。8億4,000万を合併特例債で借りて佐渡市のためにやりませぬ。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 佐渡市のために私は何とか議会にもお願いしたいし、市民のご了解もいただきたいと、これは思っているのです。それから、県がやっぱりある一定のものを出さないというのはおかしいです。だから、そういう意味で私は言っている。それで、このことについてはもう一回協議会に戻してくださいと。そして、そこの中で再度検討せよと。私ども何もやらないと言っているのではないと。そういうことなのです。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） どうでも市長の考えでは、つくるのなら佐渡市がなるべく出さぬほうが良いという考えもあるかも知れませんが、私は佐渡汽船にこんな話を聞いたことはないけれども、どこも出さなければ佐渡汽船が100%出してつくるのではないですか。佐渡市は、お手伝いをしてあげませぬ、佐渡市が一番メリット食うのだから。市民が一番大きな利益を受けれるのです。その方向でも考えてください。

次、ナンバー3。別紙を見てください。きのうの新潟日報の新聞。私は、メガソーラーをやったら絶対もうけると壇上で言いましたが、これは燕市の遊休地にメガソーラーを去年の8月につけて、3カ月も早く100万キロワット突破して、もうけてしょうがないものだから、子ども基金か何かに寄附までしたと書いてあります。佐渡市も離島ディーゼル発電で、もちろん東北電力が喜ぶか嫌がるかは別にして、もうかるのですから、歳入になるのですから、廃校のグラウンドでもいいし、私は見に行ったら県有地借りてもいいし、農高の農地、あれ広くて、その続きもたくさんあるのだそうです。やってみませぬ、絶対損しない事業ですから。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほども私経過説明は申し上げたつもりあります。そして、4月に入って早々でありますけれども、東北電力の社長からおいでをいただいて、佐渡のこれからの方向はこれですと。メガソーラーをやっつけていかなければ、1つか2つではありませぬと、こういうことでこれについてとにかくやりませぬやと、こういう話をしたわけですね。そしたら、私も専門ではないので、よくわかりませぬが、蓄電施設が必要だとか、変電施設が必要だ。ならば我々行政として国からの、藤井政策監も来てもらっているわけでありませぬから、そういう有利な制度があれば、それをつくればいいではないかという話までしたわけ。そこで今検討し始めたといふことでございませぬので、私も実はこれは希望しているのです。太陽光

と水力というのは、やっぱり希望はしているわけでありますので、佐渡はやっぱりエコアイランドの中で99%化石燃料に頼っているということ自体がおかしいと思っています。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ぜひとも前向きに考えてやってみませんか。これは、二、三年たつと、もうけが出ないそうです。今42円か35円になったか……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○20番（近藤和義君） 今38円。とにかく一日も早い契約した金額で10年だか20年売れるのだそうです。だから、早くやらないともうけが薄くなるそうで、ぜひとも考えて前向きにやってみませんか。

ナンバー4。これ市長が一番よく知っているの、これ竹の板です。市長もうちで使っているようで、何か健康にいいらしい。これがモミガライト、もみ殻の燃料、ここへ1割か2割か竹の粉をまぜて火力を増したいというのでしょうか。何割ぐらいまぜると、どんなになるのですか。実証実験しましたか。

○議長（祝 優雄君） 渡辺農林水産課長。

○農林水産課長（渡辺竜五君） ご説明いたします。

その件につきましては、今いろいろ調べておりますが、今実際に竹の粉をまぜてモミガライトの仕組みにしてやったケースはほぼございません。その中で機械整備のほうを今進めておりまして、その機械整備に入り次第、モミガライトと畜ふんをまぜてやりたいと思っております。おおむね10から15、最大20という線で実証実験をしてみたいというふうに今計画はしておりますのでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 写真載せておきましたように、この竹のテーブル、20万も30万もするのだそうです。売れるのだそうです。それは、一部のいい竹しか使えないし、あとの竹は燃料に、モミガライト、サドガライトにしたいという話もあるらしいですけれども、竹の粉をまぜて燃料にするという話は大変すばらしいと思うのです。市長、どう思います。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これは、進めてぜひ成功させたいと思っておりますし、今議員がどこかに回っているのか、竹でつくったあれは非常にすばらしいです、私もうちで使っておりますけれども。そういう意味で、やっぱりこれから竹というものをどう利用していくのかということ私は必要だと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ナンバー5、公衆トイレ。観光振興課が苦勞してつくったものをいただいて、近藤資料にさせていただきました。ありがとうございました。これは、見たとおり、本当に両津の市街地から岩谷口まで一年中使えるトイレがない。ガイドさんからもかなり強く私言われていますし、タクシーの運転ちゃんも本当に困ると言われています。それと、小木から真野、ふすべ村のトイレありますが、あれ国道からかなり入るでしょう。二、三分入るのかな。

〔「場所」と呼ぶ者あり〕

○20番（近藤和義君） うん。沿線に1つ必要と思うのですが、こちらのほうも課長、土地を借りるなり、取得をして必要と思いますが、とにかくこっち、岩谷口までと小木までどんな計画ですか。急いでやる必要があると私は思っています。

○議長（祝 優雄君） 濱野観光振興課長。

○観光振興課長（濱野利夫君） 説明いたします。

観光振興課のほうでは、22年の6月に県の振興局、それから私ども、それから交通関係者ということで運転手とガイドなんかにお集まりいただきまして、公衆トイレの関係につきまして協議した経過があります。このときには、やはり1カ所両津から北部にかけてのところがないよということで、ここに限って新設の要望がございました。それで、私どもといたしましては用地の確保に向けまして動きまして、実は昨年度用地取得の予算を計上させていただきました。残念ながら、最後のほうへ来まして、うまくいきませんで、見送った経過があります。このたびの近藤議員の質問に絡みまして、また庁内で検討いたしました結果、市長のほうから先ほど答弁で申し上げましたとおり、用地確保に向けて努力するというような答弁ございましたが、私のほうに再度検討せよという指示がございましたので、内海府地区につきましては新たな用地の確保等に向けまして、進めてまいりたいと思っております。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） ナンバー7、もめにもめている図書館です。ここにテレビでも特集やっていたツタヤの図書館が上がっています。これは指定管理で、全国に市町村の図書館が3,000あるそうです。文書の中にありますが、網かけておきました。そのうちの205館が民間指定の管理になっているそうです。私は、これテレビで見たときに、うわあ、うらやましいと思ったのです。私かなり本を読むほうと自分で思っていますが、政務調査費に村川さんに毎年本の領収書を出すのですが、少ないときで十数万、多いときで三十何万1年間に本買っています。佐渡ではもちろん買えない。図書館には、ろくなものない。それで、海を渡ってジュンク堂か紀伊國屋へ行く。それでも余りいい本が、探している本がないときには、1年に何回も東京ブックセンターへ行くのです。あそこ地下2階の地上6階ぐらいあります。あそこへ行くとも何でもそろそろ。それを考えると、1カ所こういう何でもそろっているレベルの高い、新刊本が多い図書館が欲しいのです。そう思っている市民は多いと思うのです。それを10カ所、ただ800万の毎年の本の購入代でばらまいて、それでろくなもの置いていないような図書館が、それは子供の遊び場にはいいかもわからぬし、学校終わってから子供を待たせる場所も安心でしょうけれども、本当に本を読みたい人は旅へ出て、船に乗って東京へ行くと1泊して帰らなければいけない。それよりも、こうやって1カ所は、10カ所あってもいいです。欲しいというなら10カ所置いておけばいいけれども、1カ所はすばらしい図書館どうしても私は佐渡に必要だと思うのです。本当のこと言うと、全部集めると20万冊か30万冊佐渡にもあるのだそうですが、800万円しか使っていないというのはきょう午前中、それから午後の質問者の話を聞いてよくわかりましたが、道理で新刊本が何も無い。読みたい本がない。歴史の本は古いのあって大変有意義なのですが、600万、800万ではだめです。市長、図書館の本買うのに600万、800万だったら旧金井町のほうが多いです。2,000万や3,000万の本を毎年新刊本買って図書館入れるぐらいの金額が普通です。違いますか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私は、図書館行っている暇ないものですから、行ったことないのですが、女房はしょっちゅう行っている。そうすると、やっぱり新しい本がないということは常々私のところにも報告があります。ですから、今議員がおっしゃるように、2,000万でも3,000万でも4,000万でもかけて新しい本を

買う、そうすれば10カ所要らないという論法になるのです。ところが、地域の人たちは、極端なこと言うと、本も必要だけれども、子供の遊び場、皆さんが集まる場所で10カ所欲しいと言っているそのところが合わないのです。だから、私は何があるかという、図書というものは一体何のためにあるのか、そのところが問題なのです。それを私は知りたい。きょういい資料いただきましたので、今度参考にしまして、こういうやり方もあるではないかとやっぱり提案しなければならぬと思います。だから、600万、800万という本のお金は、これは足りないということはわかっています、私も。わかります。こんなもので新しい本が買えるわけない。だけれども、それは3,000万、4,000万かかると思うのです。でも、それを10カ所ということになれば、これは大変なことになるわけでありますので、そのところの調整なのです。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 別にツタヤの図書館、私宣伝する必要全くないけれども、テレビで放映されているのを私メモしたら1日に3,900人入っている、コンスタントに。今どんなになっているか知らぬけれども、朝9時から夜9時まで、365日営業、新刊本がずらっと並んでいる。武雄市の持ち出しは指定管理に出したものですから、1割経費が安くなっているというわけです。こういう図書館を市民は求めているのではないですか。スターバックスのコーヒー飲んでも飲まぬでも、どっちでも私はいいと思うけれども、とにかく新刊本がそろって、海を渡らなくてもある程度の本がそろっている佐渡市立の図書館、それを、繰り返して市長に聞いて申しわけないけれども、目指すべき。私は、本心言うと、批判がたくさんあると思うけれども、先ほどの財政的な問題も含めて南部に1つ、両津に1つ、相川に1つ、あと中央に1つです。それでいいやつをつくりましょう。そうしなければ、ぼろを10カ所置いたって市民のためにならぬと思うのです。学童保育所ではないのだから、図書館は。本を読むための施設なわけです。私はそう思うけれども、改めて伺います。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 私も当初図書館、図書室というのは、やっぱりそこで本を読んだり、勉強する場所だと思ったのです。ところが、いろんなお話を聞きますと、それはもちろんそういうところがあるけれども、子供たちも学校帰りにそこへ集まる場所だというようなこともあるものですから、そうすると、ご質問にもありましたけれども、多目的ということもやっぱり必要。そうなると、10カ所というのが話に出てくるのかなと。だから、純粹に図書館、図書室というものを考えていくべきだと私は最初思ったのです。だから、教育長のほうに図書というものはどういうものかということをごひ聞かせてくれということをやった。それがどうもぶれている、ぶれているというのはおかしい、要するに図書だけではなくて、勉強だけではなくて、そっちの方向にもいっているものですから、そうするとちょっとおかしいなど。だから、図書の本のお金も足りないということはわかりますけれども、その辺の調整をやっぱりしていかなければならない。10カ所これやるなんていうのは大変なことですから、今議員がおっしゃったように、4カ所ということになる。仮に4カ所となれば、これはまた蜂の巣つくったようになると思うのですけれども、その辺の調整はやらなければならぬ。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 私は、今の市長の意見、大賛成です。

風疹やります。風疹、先ほど言ったように、かなり高い確率で妊娠初期にかかる、目が見えない、耳

が聞こえない、心臓疾患を持った3大特徴の子供が生まれるのだそうです。それは、これ所管誰ですか。幾らでこれを防ぐことができますか。わずかなお金だと思うのです。どうですか。やっている市町村があるのですから。

○議長（祝 優雄君） 川上市民生活課長。

○市民生活課長（川上達也君） ご説明します。

風疹ワクチンにつきましては、単独ワクチンと麻疹等の混合ワクチンが2種類ございますけれども、単独ワクチンのほうが非常に少なく、ほとんどがMRといって混合ワクチンでございます。全国で今風疹が流行して、それから流行地の首都圏とか近畿圏では、そういう自治体のほうで今佐渡市が今回計上しているようなワクチン接種の補助事業を始めております。そういった関係でワクチンがなかなか限られておりますけれども、そのほかに子供さんに打つ定期接種というのがございまして、こちらのほうは生まれて1カ月、それから学校に上がる前に2回打つような形で、こちらのワクチンも確保しなければいけないというような状況でございます。

○20番（近藤和義君） 俺が聞いているのは、そうではない。23歳以上で子供を産む適齢期までの女性に打つと幾らかかるのだと。

○市民生活課長（川上達也君） それで、ワクチンの費用が、混合ワクチンのほうがほとんどなものですから、佐渡市内においてはおおむね9,000円程度かかりますので、現在議案に上程していますのは、そのうちの6,000円を助成したいと、3,000円程度自己負担ということでございます。それで、対象者の方を、希望する女性、それからご家族等含めまして、1,200人程度というような形で試算させていただきまして、予算には720万を計上してございます。近藤議員言われるように、全額助成した場合ですが、約1,100万余りということになります。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） 市長、あと300万、400万あれば全部防げるのです。どうですか。

○議長（祝 優雄君） 甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） 先ほどもご答弁申し上げましたけれども、ほかの予防接種との兼ね合いだということとでさっき申し上げたわけでございます。

○議長（祝 優雄君） 近藤和義君。

○20番（近藤和義君） だから、300万、400万追加して佐渡からは先天性が出ないようにしたらどうでしょう。私の提案ですが、市長はどう思いますか。やりましょう。

○議長（祝 優雄君） 最後に甲斐市長答えたらどうですか。

甲斐市長。

○市長（甲斐元也君） これをやれば防げると、こういうことでありますし、将来の子供のこともあるわけですので、ちょっと前向きに検討させてください。ということは、なぜそういうこと言うかということ、先ほどのようにほかの予防接種との関係が1つあるということなのです。そうすると、ほかの予防接種は大事ではないのかという話になると、この均衡がとれないのです。そこだけひとつちょっともう一回検討させてください。

○20番（近藤和義君） 特別はやっているから、これをやりましょうということなので、前向きに検討をし

てください。ありがとうございました。

○議長（祝 優雄君） 以上で近藤和義君の一般質問は終わりました。

○議長（祝 優雄君） 本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、25日午前10時から追加議案の上程を行います。

本日はこれにて散会します。

午後 7時09分 散会